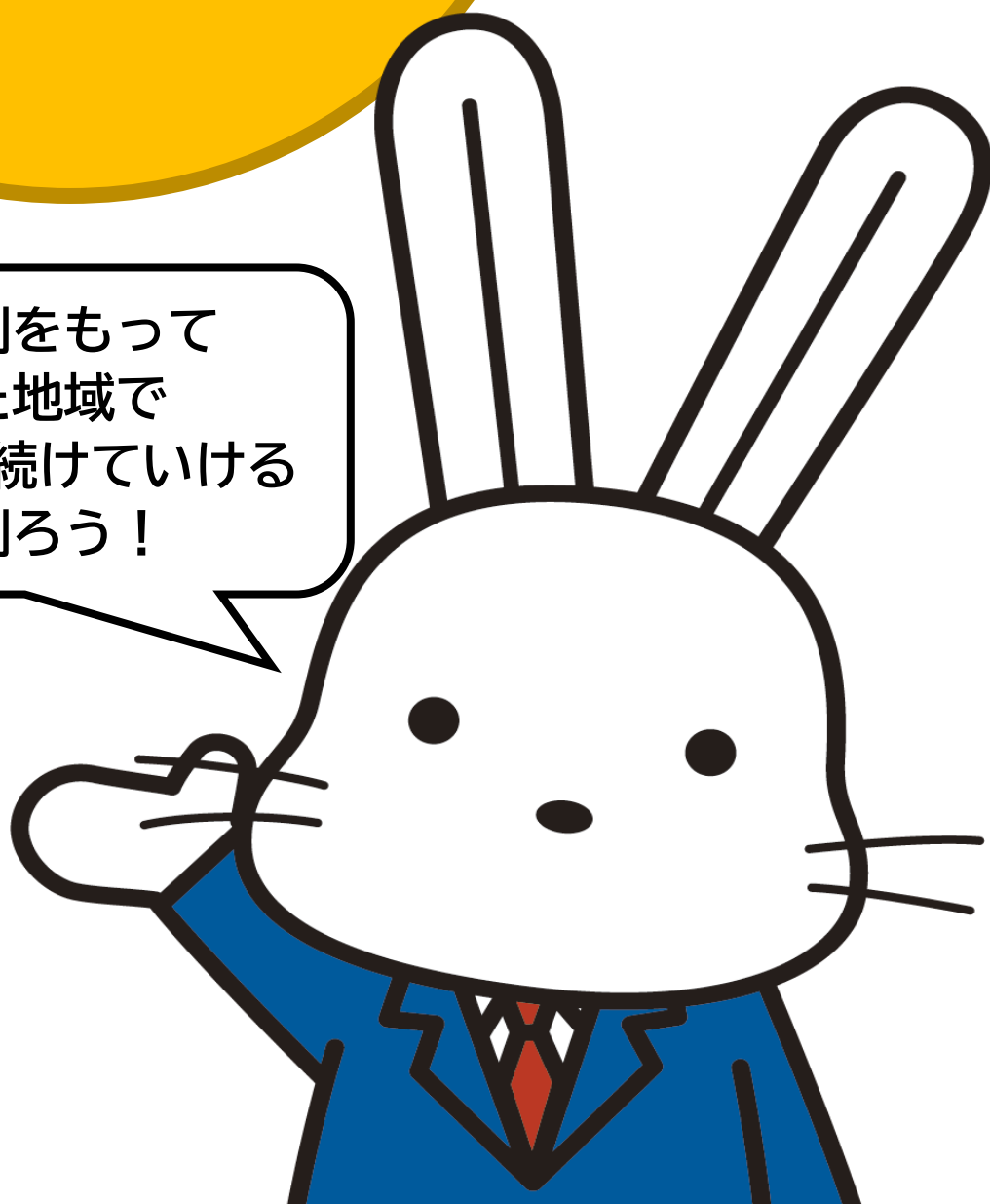


福島市 地域福祉計画 2021

みんなが役割をもって
住み慣れた地域で
安心して暮らし続けていける
福島市を創ろう！

令和3年2月
福島市



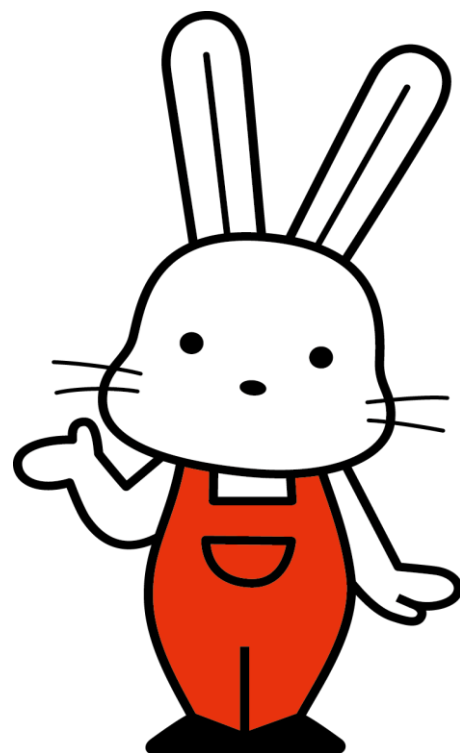
【地域福祉計画2021別冊 コラム集のお知らせ】

福島市地域福祉計画2021の別冊として、コラム集を作成しました。
地域の活動について掲載しておりますので、ぜひご覧いただき、活動の参考にして下さい。

福島市ホームページURL

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

もしくは





はじめに

本市を取り巻く状況については、人口減少社会の到来、少子高齢化、核家族化の進行などに加え、東日本大震災・福島原子力発電所の事故の影響などによる家族や家庭の変化、地域の担い手の減少やつながりの希薄化がみられ、8050問題や社会的孤立による孤立死、虐待や生活不安による生活困窮など、深刻で複合的な問題が発生しています。

また、近年自然災害が頻発するほか、新型コロナウイルス感染症の流行など、市民の生命や財産、生活そのものを脅かす災害などが発生しています。

このような様々な状況に対し、行政はもとより地域住民、公私の社会福祉関係者などがお互いに協力して取り組む「地域福祉」を進めることの重要性がさらに高まっています。

本市では、「第6次総合計画まちづくり基本ビジョン」を策定し、10年後の将来のまちの姿を見据えた「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市～世界にエールを送るまち ふくしま～」を将来構想に定め、様々な施策を推進いたします。

福島市地域福祉計画は、総合計画を上位計画とする保健福祉部門の基本計画であり、今回策定した4期目にあたる「福島市地域福祉計画2021」については、市内25箇所での地区懇談会の開催や、市民や大学生に対しアンケートを実施して地域の課題やご意見をいただくとともに、外部有識者を含む「社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において地域の課題やご意見を踏まえて計画策定に向けた協議・検討を重ねました。

本計画は、「みんなでつくろう 共生社会の新ステージ ふくしま」を基本理念に「地域における支え合いの促進」、「誰にでもやさしいまちづくりの推進」、「包括的な相談体制とサービス提供体制の構築」の3つの目標を掲げています。

年齢や国籍、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で、誰もが役割を持って活躍し、互いに支え合いながら思いやりあふれる共生社会を市民の皆さんと共に創りあげてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員をはじめ、各地区での懇談会やアンケートにご協力いただきました関係各位、並びに貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様には厚く御礼を申し上げます。

福島市長 木幡 浩

第1章 地域福祉計画策定の趣旨	1
1 地域福祉計画について	3
(1) 地域福祉計画策定の趣旨	3
(2) 地域福祉計画策定の背景	4
(3) 地域福祉の意義	5
(4) 地域共生社会とは	6
(5) 近年の福祉などの制度改革	8
(6) 福島市における福祉施策の取り組み	10
(7) 福祉政策の課題	13
2 計画の位置づけ	18
(1) 福島市地域福祉計画2021の担う役割	19
3 計画期間と各計画との連携	20
4 策定の方法	22
第2章 基本理念と目標	23
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 計画推進の考え方	27
第3章 現状の課題と施策の方向性	29
施策展開の考え方	31
施策体系及び重点事業	32
『福島市地域福祉計画2021』の概要	34
「第3章 現状の課題と施策の方向性」の見方	36
1 地域における支え合いの促進	38
(1) 地域活動の促進	38
(2) 地域交流の促進	43
(3) 健康づくりの推進	46
2 誰にでもやさしいまちづくりの推進	49
(1) バリアフリーの推進	49
(2) 安心安全な地域づくりの推進	54
(3) 生活支援の推進	59
3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築	66
(1) いのちの擁護の推進	66
(2) 関係機関との連携体制の強化	72
(3) 福祉サービスの適正な提供	76
第4章 計画の推進	83
1 計画の推進	85
(1) 市民・地域・事業者・行政による計画の推進	85
(2) 福島市社会福祉協議会との連携による推進	86
(3) 計画の推進及び進行管理	87

資料編	89
福島市の現状	91
地区懇談会の開催状況	105
市民アンケートの取りまとめ（学生含む）	107
地域福祉計画2021策定までの経過	118
関係要綱	120
社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	123
用語解説（50音順）	124

「福島市地域福祉計画2021」における表記について

- 【障がい】表記について
 - ・障害の「害」という漢字については、法令上やむを得ないものなど以外、極力「障がい」、「障がい者」という表記を使用します。
 - ・福島市地域福祉計画2021における「障がい者」は、児童福祉法の適用となる18歳未満の障がい児を含む、障がいのある方全体をさす表記として用います。
- 【災害時要援護者】表記について
 - ・「災害時要援護者」の表記は、災害対策基本法においては「避難行動要支援者」とされており、本市地域防災計画においては「避難行動要支援者（災害時要援護者）」と記載されています。
 - 福島市地域福祉計画2021では、「災害時要援護者」という表記を使用します。

第1章

地域福祉計画策定の趣旨

- 1 地域福祉計画について
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間と各計画との連携
- 4 策定の方法



地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画策定の趣旨

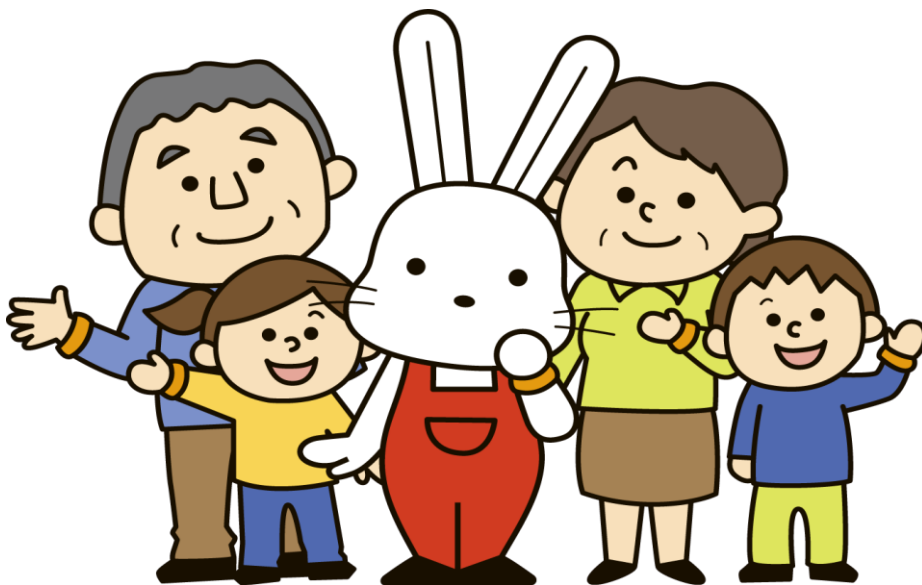
この計画は、社会福祉法の基本理念の一つである地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法第107条の規定に基づき策定された計画であるとともに、福島市の健康福祉部門における基本計画です。

平成29年に改正された社会福祉法では、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力」等が規定されています。

この改正により、主に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、

- ・地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

などが定められています。



(2) 地域福祉計画策定の背景

近年の少子高齢化、人口減少社会の到来、核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などに加え、東日本大震災・福島原子力発電所の事故の影響などより、家族や家庭の変化、地域の担い手の減少やつながりの希薄化が見られます。これに伴い、社会的孤立による孤立死や虐待、生活不安による生活困窮や自殺、認知症高齢者の行方不明、老老介護※1、認認介護※2、8050問題※3、ごみ屋敷問題など、深刻な社会問題が発生しています。

また、団塊の世代が後期高齢者（75歳）となり、急増する高齢者に対応することが必要となる2025年問題に加え、団塊ジュニア世代が65歳となり現役世代が急減し、労働人口の大幅な減少に対応することが必要となる2040年問題などが発生すると予想されています。

さらに近年は、大規模な自然災害が頻発するほか、新型コロナウイルス感染症など、市民の生命や財産、生活そのものを脅かす災害などが発生しています。

このような状況の中、持続可能な地域社会づくりを進めるためには、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要となります。

そのため、国においては、これまでの制度、分野ごとの係を超えて、地域住民が地域課題の解決に主体的に取り組む仕組みや、包括的に相談支援を行う体制、参加支援、相談支援、継続支援を行う重層的支援体制の整備※4を進めることで、地域共生社会の実現を目指すこととしています。

※1 老老介護：65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

※2 認認介護：老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していること。

※3 8050問題：中高年（50代）となった引きこもりの子どもを養う親が高齢化（80代）し、介護や生活困窮を同時に抱えて孤立して行き詰る問題。

※4 重層的支援体制の整備：既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として創設。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業で包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関の円滑な連携のもとで支援できるようにすること。自ら支援につながる人が難しい人の場合はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を、社会との関係性が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を実施する。また、地域づくり事業を通して住民同士の支え合う関係性を育み、他事業と関連して社会的孤立の発生や深刻化を予防する。

(3) 地域福祉の意義

(1) 「生活課題」について

地域の中には生活する上で、さまざまな困りごとや不安なこと（「生活課題」と言う。）を抱えている方が数多くいます。

《生活課題の例》

- 初めての子育てで不安だな。
- 歳もとってきたし、ひとり暮らしで心配だな。
- 最近、お父さんが認知症じゃないかと心配なんだけど、どこに相談すれば？
- 自動車の運転に自信がなくて免許証を返納したけど、買い物や通院に困るなあ。
- 最近、隣のおばあちゃんを見ていないけれど、大丈夫かな。
- 近所の人たちとのつながりをつくりたいけれど、どうすればよいのかな。
- 災害が起きた時、避難が心配だな。

これらの生活課題を解決するためには、地域福祉の考え方が重要となります。

(2) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、さまざまな生活課題に対して、地域住民や社会福祉関係者などが、お互いに協力して課題解決に取り組むことです。

個々人の力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなが力を合わせることで、解決への可能性が大きく広がります。

(3) なぜ、「地域福祉」が必要か

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化など、さまざまな要因により生活課題が多様化・複雑化しています。

個人や家庭内だけでは解決が難しい生活課題に対応し、解決するためには、地域全体で課題に取り組む「地域福祉」を進めることが必要です。

(4) 「地域福祉」を進めるうえで大切なこと

生活課題の解決については、まずは身近な地域であいさつや地区の行事へ参加することで、人と人の顔の見えるつながりができ、地域を支え合う人間関係をつくるのが大切となります。

人間関係ができ、地域がまとまれば地域に目が行き届き、これまで把握していた生活課題だけでなく、今まで見えてこなかった課題についても発見できるようになります。

そして、発見された課題や多様化・複雑化した課題について、ひとりで抱え込むことなく、地域全体で共有し、共に考え、協力し合い、解決に向けて取り組むことが大切となります。

また、地域の障がい者や認知症の方々、在住外国人などとの交流が生まれることで、相互理解が深まることにより、「心のバリアフリー※1」が推進され、地域でさまざまな支え合いを創造するという、地域内の好循環を構築していくことが大切となります。

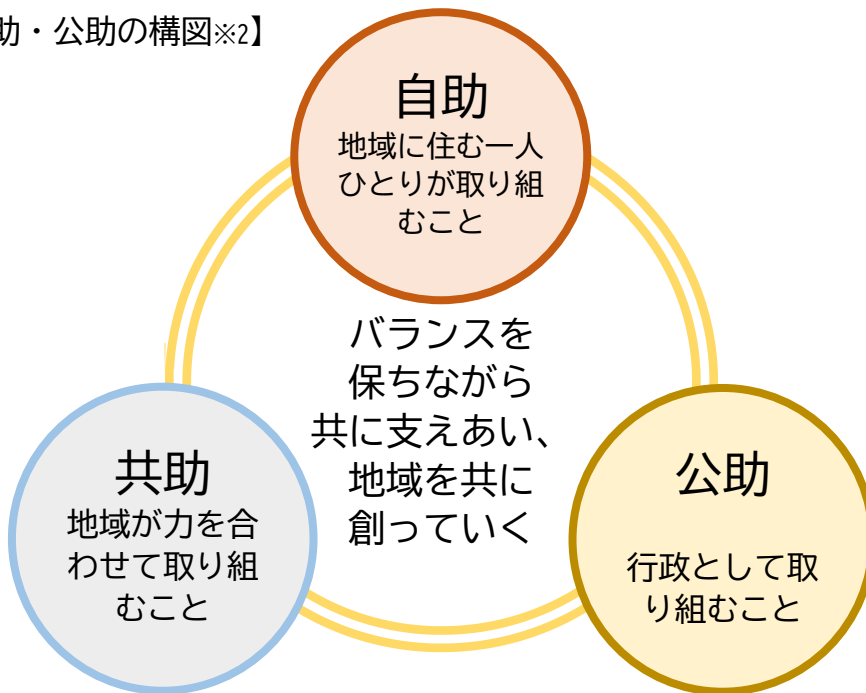
「地域福祉」を推進するためには、地域住民一人ひとりに加え、町内会や消防団、PTAなどの各種地域団体・関係機関、福島市社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、個々人の自立を基礎とした自助・共助公助のバランスを保ちながら、相互に連携して進めることが重要となります。

1 地域福祉計画について

(3) 地域福祉の意義

このように、現在、地域住民がさまざまな生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる『地域共生社会』の実現が求められています。

【自助・共助・公助の構図※2】



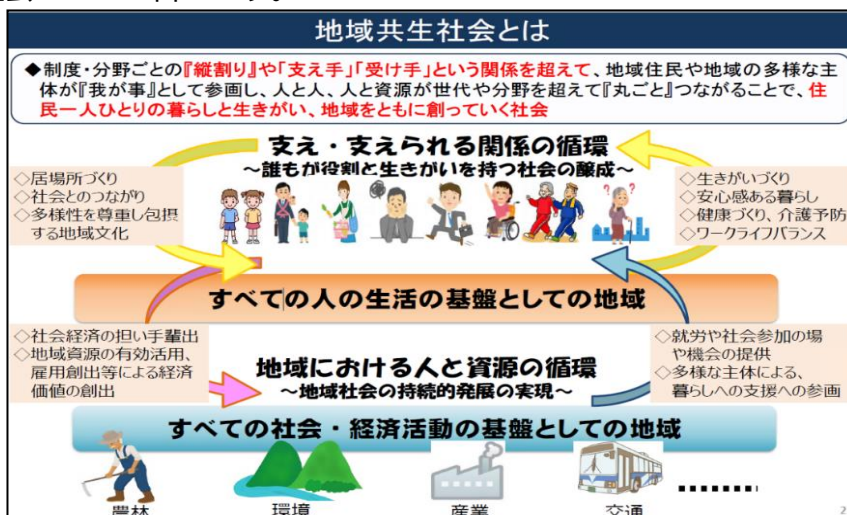
※1 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

※2 自助・共助・公助の構図：国では上記の構図のほかに、共助を地域住民の助け合いの互助、介護保険や年金などの国民相互の料金負担による社会保険制度に関する共助に分ける考えもある。

(4) 地域共生社会とは

(1) 「地域共生社会」とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていく社会のことを言います。



出典：厚生労働省ホームページ

(2) 「地域共生社会」の実現に向けて

国では、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、以下の内容で取り組む方針を示しています。（以下は、厚生労働省ホームページから抜粋）

①地域課題の解決力の強化

生活に身近な地域において住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」、「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを育んでいきます。

これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。

②地域丸ごとのつながりの強化

耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障害者、生活困窮者などの就労や社会参加を実現するという「循環」を生み出していくことで人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

③地域を基盤とする包括的支援の強化

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

④専門人材の機能強化・最大活用

住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援していく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。

(5) 近年の福祉などの制度改革

(1) 社会福祉法の改正

①平成12年 社会福祉事業法が社会福祉法へ改正 ～地域福祉の推進

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。この改正により、福祉政策は個人の尊厳を尊重する基本的な考えを基に、可能な限り住み慣れた地域や自宅でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めることが定められました。

②平成29年 社会福祉法の改正

～共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すとし、以下のことが位置付けられました。

- ・住民相互の支え合い機能の強化、公的支援との協働により地域課題を解決する体制整備
- ・複合課題に対する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

③令和2年 社会福祉法の改正

～共生社会の実現のための包括的な福祉サービス提供体制の整備

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずることとしました。

(2) 社会福祉法以外の福祉関連の制度改革について

①生活困窮者自立支援制度

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティーネットとして制度化されました。生活困窮の背景にある社会的な孤立に対しては、地域の中で解決を図ることが重要となります。また、その端緒に気づき、支援につなげる体制、地域の多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくり等に取り組むことが重要とされています。

②社会福祉法人の地域貢献

平成28年3月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

③成年後見制度利用促進基本計画

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこと、市町村は、国の計画を勘案して市町村計画を策定するよう努めることが定められています。

④再犯防止計画

平成28年12月に、再犯防止等の推進に関する法律が施行され、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないこととされました。再犯防止計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。福島市では、この地域福祉計画の中に、再犯防止推進法第8条第1項に定める再犯防止計画を位置づけ、一体的な計画とし、関係施策と連携して取り組みます。

【福祉関係の法改正の経緯】

- 平成12年 ○社会福祉事業法が社会福祉法に改正 ～利用者の立場に立った社会福祉の仕組みの確立
○介護保険制度の施行 ～介護を社会全体で支える仕組みの創設
- 平成15年 ○次世代育成支援対策推進法の施行 ～次世代育成支援対策を推進するための理念と責務を明記
- 平成18年 ○介護保険法の改正
・介護予防を重視する仕組みや新サービス体系の導入
・地域包括ケア体制を支える地域の中核機関としての「地域包括支援センター」の設置
○障害者自立支援法の施行
・障がいの種別に関わらず、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みの構築
・入所施設からグループホームなど地域生活への移行や一般就労への移行
○在宅医療の推進
- 平成20年 ○後期高齢者医療制度の導入
- 平成22年 ○「子ども・子育てビジョン」閣議決定
- 平成24年 ○介護保険法の改正 ～定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの創設
○障害者虐待防止法の施行
○子ども・子育て関連3法の制定
- 平成25年 ○障害者自立支援法の改正
・障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称
・障害者の範囲に難病等を加える
○障害者優先調達推進法の施行
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定
- 平成26年 ○地域医療介護総合確保推進法の施行
- 平成27年 ○生活困窮者自立支援法の施行 ～生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る
○介護保険法の改正 ～在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、新しい総合事業の実施
○子ども・子育て支援新制度の開始
- 平成28年 ○社会福祉法の改正
・社会福祉法人の非営利法人としての地域における公益的な取組の実施に関する責務の明記
○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
○再犯防止等の推進に関する法律の施行
- 平成29年 ○社会福祉法の改正 ～前頁に掲載した内容での改正
- 令和2年 ○社会福祉法の改正 ～前頁に掲載した内容での改正

(6) 福島市における福祉施策の取り組み

地域福祉計画2016（計画期間：平成28年度～平成32年度〈令和2年度〉）の施策の主な取り組みについては次のとおりです。

(1) 基本目標1 「みんなに手が届く地域福祉のまちづくり」について

○総合相談体制の充実

・子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う拠点として、「子育て相談センター・えがお」を平成28年度に設置し、専任の保健師がすべての妊産婦を継続的に把握し、必要に応じ支援するなど、子育て支援体制を整備しました。

・地域包括支援センター機能強化

生活支援コーディネーターの配置、認知症高齢者支援体制強化など、地域包括支援センターの機能強化を行いました。

○権利擁護の推進

・権利擁護センターの設置

認知症高齢者等の権利擁護や市民後見人支援体制の充実を図るため、平成28年度に設置しました。

○子育ての支援

・待機児童対策緊急パッケージ

「保育の受け皿の拡大」と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策緊急パッケージを策定し、待機児童の早期解消に努め、「福島市待機児童対策推進会議」を設置し、官民一体となって待機児童対策を推進しています。

○高齢者への支援

・高齢者元気アップ事業

『健都ふくしま創造事業』事業の三本柱のひとつ「地域の健康づくり」を目指し、高齢者を対象とした生きがいづくりと健康増進を支援する「高齢者元気アップ事業」を実施しています。

○生活困窮者の支援

・生活困窮者自立相談支援事業

離職や介護などによる生活困難、ひとり親家庭など、生活保護に至らない生活困窮者が自立するための生活相談や住居確保給付金の支給、就労相談、ホームレスの実態調査、相談支援などを実施しています。

○地域の移動手段の確保

・路線バス等の高齢者利用促進事業

高齢者の積極的な社会参加支援と公共交通の利用促進を図るため、75歳以上のかた（市民と広域避難者）を対象に、「ももりんシルバーパスポート」を交付して、市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃無料化を実施しています。

○健康づくりの推進

・健都ふくしま創造事業

市民総ぐるみの健康づくりを推進する「健都ふくしま創造事業」を立ち上げ、市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めています。

1 地域福祉計画について

(6) 福島市における福祉施策の取り組み

○災害に強いまちづくり

・福祉避難所の設置（1次・2次）

災害時に、一般の避難所（学校の体育館など）では生活が困難な高齢者や障がい者の方が安心して避難生活を送れるよう、特別養護老人ホームや障がい者入所施設などと協定を結び、「福祉避難所」を指定し、福祉避難所を円滑に運営するために人的支援や福祉機器供給協力に関する協定も結びました。

また、障がい者などが災害の避難の際に安心して避難できるように、普段利用している福祉施設への避難ができるよう検討を始めています。

・新型コロナウイルス感染症、令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めています。また、令和元年台風第19号の対応とともに、それらの経験を踏まえた避難所の対応や災害時要援護者の対応、自主防災組織との連携などに取り組んでいます。

(2) 基本目標2 「みんながつながる地域福祉のまちづくり」について

○地域包括ケアシステムの構築

・地域ケア会議・地域協議会の開催

地域包括支援センターと地域住民、関係機関と連携を図り、地域ケア会議、地域協議会の開催を通して地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握・解決に取り組んでいます。

・子育て世代包括支援センター、精神障がい者の地域包括ケアシステム、地域包括支援センターなど、それぞれ対象者ごとの包括的な相談支援を行ってきましたが、対象を限定しない包括的な相談支援体制作りの検討が始まっています。

(3) 基本目標3 「みんなですすめる地域福祉のまちづくり」について

○ふれあいの場づくり

・地域における子どもの居場所づくり支援事業

子どもの居場所づくりバックアップ本部を設置し、子ども食堂などの地域ごとの子どもの居場所づくり活動を支援しています。

・ふれあいサロン

住民とボランティアが地域で一緒に企画・運営する楽しい仲間づくりの場であるふれあいサロン活動の支援を行っています。

・いきいきももりん体操

高齢者の健康維持・介護予防のほか、近所の声掛けや仲間づくりにも活用できる「いきいきももりん体操」関連事業を実施しています。

○福祉の心の育成

・障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例

障がいのある人とない人がその人権を尊重され、平等に権利を行使すること、互いにその人格と個性を尊重し、支え合うことを通じて、全ての人が安全で安心して暮らせる共生社会を実現することについて基本理念、推進する施策の基本的事項を定めることにより、共生社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、令和2年に制定し、各種事業に取り組んでいます。

1 地域福祉計画について

(6) 福島市における福祉施策の取り組み

- ・手話言語条例

「手話は言語である」という認識に基づき、手話の理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境づくりを進めるため、「手話言語条例」を平成31年度に制定し、各種事業に取り組んでいます。

- ・バリアフリー推進パッケージ事業

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機にバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することにより「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。

バリアフリーの取り組みの趣旨、目的に賛同いただける民間事業所や団体にバリアフリー推進パートナーになっていただき、連携・協力を進めています。

バリアフリーのまちづくり方針や重点対象地区を定める福島市バリアフリーマスタープランの策定に取り組んでいます。

重点事項の一つとして、令和元年度に先導的かつ先進的なユニバーサルデザインの街づくりおよび心のバリアフリーの取り組みを総合的に実施する「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受けました。

これらの行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことを目標に取り組んでいます。

- ・多文化共生のまち福島推進指針

国籍や文化などの違いを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重する「心のバリアフリー」の理念のもと、それぞれ自立しながら協力し合って活力あるまちづくりを進めるために「多文化共生のまち福島推進指針」を定め、各種事業に取り組んでいます。

(7) 福祉政策の課題

「福島市地域福祉計画2016（計画期間：平成28年度～平成32年度<令和2年度>）」の進捗状況や課題等について、中間評価、市民アンケート、地区懇談会により整理しました。

1. 地域福祉計画2016の反省・評価（中間評価）の結果概要

「地域福祉計画2016」の主な取り組みの指標の進捗状況は以下の通りです。

【中間評価の方法】

$$\text{中間現状値} \div \text{中間目標値} \times 100 = \text{中間達成率(\%)}$$

S 評価	中間目標値の100%以上を達成
A 評価	中間目標値の70%以上～100%未満を達成
B 評価	中間目標値の70%未満を達成

(1) 基本目標① 「みんなに手が届く地域福祉のまちづくり」について

評価	件数	主な取り組み内容
S 評価	6	・地域包括支援センターの機能強化 ・放課後児童クラブの登録児童数など
A 評価	7	・保育定員数 ・自立相談支援事業の新規相談件数など
B 評価	4	・身体障がい者相談支援事業相談件数 ・自立相談支援事業のひと月あたり終了支援決定件数など

(2) 基本目標② 「みんながつながる地域福祉のまちづくり」について

評価	件数	主な取り組み内容
S 評価	4	・市民活動サポートセンター利用者数 ・地域見守りネットワーク事業協定事業所数など
A 評価	2	・市民活動活性化支援事業の補助金を活用した団体など
B 評価	1	・企業との連携によるネットワークづくり事業の福祉講座を開催した事業所数

(3) 基本目標③ 「みんなですすめる地域福祉のまちづくり」について

評価	件数	主な取り組み内容
S 評価	3	・認知症サポーター数など
A 評価	1	・いきいきサロン数
B 評価	1	・集会所建設に対する補助金交付事業

(4) 総合評価

29指標中、S評価が13件、A評価が10件、B評価が6件となっています。

中間目標値の100%以上を達成しているS評価が44.8%、A評価が34.5%となっています。

S評価とA評価を加えた割合は、79.3%で、おおむね順調な進捗状況となっています。

評価	件数	割合(%)
S 評価	13	44.8%
A 評価	10	34.5%
B 評価	6	20.7%
合計	29	

2. 市民アンケートの結果概要

(1) 市民アンケートの実施内容

目的： それぞれの地域や年代の方々が、どのような生活課題を抱えているか、また、その課題をどうとらえているかなどを把握すること

実施期間： 令和元年10月18日～11月8日まで

対象者数： 市内在住者2,500人（地区、年齢別按分で対象者を抽出）

回答者数： 1,108人（回答率44.3%）

※ 市民アンケートのほかに、若い世代の意見等を計画に反映させるため、福島大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学の学生150名を対象に、「次世代向けアンケート」の協力を依頼し、110名（回答率73.3%）からの回答をいただきました。

(2) 市民アンケートの結果概要

市民アンケートでの主なご意見や今後の課題は、次の通りです。

- ①「地域における支え合いの促進」に関するご意見
 - ・ひとり暮らし世帯（認知症高齢者も含む）への施策の充実
 - ・「互いに助け合える」ご近所づきあいをつくるのが大切
 - ・祭りや運動会などの地域イベントの開催により、地域活動を活性化するのが大切
 - ・災害時の対応に関して、官民連携での取組みを充実するのが大切
 - 加えて、東日本大震災・福島原子力発電所の事故の経験を風化させないことも大切
 - ・個々人の心身ともに健康であることが基本であることから、現在、取り組んでいる「健都ふくしま創造事業」に取り組むのが大切 など
- ②「誰にでもやさしいまちづくりの推進」に関するご意見
 - ・学校などとの連携を含め、「心のバリアフリー」に関する事業の充実
 - ・高齢者（ひとり暮らしや認知症高齢者を含む）の見守り体制の充実
 - ・地域の交通手段の確保 など
- ③「包括的な相談体制とサービス提供体制の構築」に関するご意見
 - ・支所や地域包括支援センターなどとの連携によるスムーズな相談体制の構築
 - ・「相談できる人がいない方」への支援の充実
 - ・市政だよりや回覧板による広報に加え、SNSなどを活用した情報発信の充実
 - ・福島市社会福祉協議会やNPO法人との連携の充実 など

3. 地区懇談会の結果概要

(1) 地区懇談会の実施内容

目的： 現に地域において問題となっていることや、住民が求める福祉ニーズなどを把握すること

実施期間： 令和元年10月7日～12月18日まで

開催数： 市内26地区を対象に合計25回開催（一部合同開催あり）

参加者数： 671人

(2) 地区懇談会の結果概要

地区懇談会における主なご意見等は、次の通りです。

①「相談ごと」についてのご意見

- ・民生委員や町内会役員が相談を受けた場合に、どこに繋いでよいか分からない
 - ・家族や知人など知り合いがいない人を、どうしていけばよいか分からない
- わかりやすく相談ごとを繋いでいける仕組みづくりが必要

②「地域での見守り」についてのご意見

- ・地域で見守るためには情報が必要だが、どの世帯が見守りを必要としているかが分からない
 - ・個人情報の問題があり、地域で連携が十分取れないことがある
- 地域での見守りを充実していくには、情報の共有や連携が必要

③「交通手段」についてのご意見

- ・高齢化の進行で地域（特に、遠隔地）で交通手段が不足している
 - ・ももりんシルバーパスポート※1などの制度もあるがバス停まで行けない距離に住んでいると困ってしまう
- それぞれの地域に合わせた移動手段の確保が必要

④「人材育成」についてのご意見

- ・子どもの頃からボランティア活動などの福祉的活動や、それぞれの地域で開催されている地域活動に参加することが重要
 - ・障がいのある方や高齢者に関する教育について、子どもの頃から当たり前で接し、交流する機会が重要
- 学校などの教育機関を巻き込んだ学習機会の創出が必要

⑤「バリアフリーの意識」についてのご意見

- ・困っている方を「助けたい」気持ちはあるがどの人にもどんなことが出来るか分からない
 - ・「助ける」以前に、困っているのか、困っていないのかが分からない
- 支援の必要な方が困っているときに、支援する方がそのことに気付けることが必要

※1 ももりんシルバーパスポート：路線バス等高齢者利用促進事業により75歳以上の高齢者に交付される市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃が無料となるカード。

4. 福島市の主要な課題

福島市地域福祉計画2016の中間評価、市民アンケート、地区懇談会の結果等を踏まえ、継続して取り組む課題および新たな課題の主な内容は、次の通りです。

(1) 地域における支え合いの促進

①地域のつながりの希薄化

地域での人間関係や住民の地域への帰属意識の希薄化や、プライバシーへの意識の高まりなど、地域の中で支え合う力が低下しています。特に、社会的に孤立しがちな、単身の高齢者や高齢者のみの夫婦の世帯が、地域の中で埋没する可能性が高まっています。

②地域福祉活動の基盤の弱体化

町内会の役員や、民生委員・児童委員のなり手がなく、役員の高齢化など、地域の福祉活動の担い手が固定化・高齢化しており、後継者も不足しています。

③困りごとの複雑化・多様化

高齢者の親と働いていない50代の子の世帯の8050問題や、介護と育児に同時に直面するダブルケア問題※1等、現在の縦割り制度では解決に結びつかない問題が発生しています。また、行政サービスが必要な場合でも、本人が支援を拒否する場合があります。

④困りごとの相談先がわからない

困りごとを抱えた市民が相談しようと考えても相談窓口がわからないといった実情です。特に、市からの広報誌が届いていない町内会に未加入の世帯や、福祉に関心のない方がサービスが必要になった際に地域とつながりがないため途方に暮れるといった状況です。そもそも支援を受けられるとっていない場合もあります。

(2) 誰にでもやさしいまちづくりの推進

①地域の移動手段の確保

高齢化の進行で、地域、特に遠隔地での交通手段が不足しています。75歳以上の方については、ももりんシルバーパスポート制度が利用可能ですが、バス停まで遠い方は利用が困難です。

②さまざまな災害などへの対応

東日本大震災・福島原子力発電所の事故や令和元年東日本台風（台風19号）などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症による日常生活への影響が発生しています。災害時などの発生に支援が必要な災害弱者である高齢者や障がい者などに対する安否確認や情報伝達、避難誘導などの支援が十分ではありません。

③誰にでもやさしいまちづくり

高齢者や障がい者、外国人などは日常生活を送るうえで様々なバリア(障壁)があります。また、支援の必要な方が困っているとき、手助けをしたいがどのような行動をとればよいかわからない方が多い状況です。

ハード面だけではなく、心のバリアフリーなどのソフト面のバリアフリーを推進し、みんなが安心して暮らすことができる「誰にでもやさしいまち ふくしま」の取り組みを推進します。

(3) 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築

① 包括的支援体制の充実

個別の制度に基づく専門相談機関や分野ごとの相談窓口の整備は進んでおり、高齢者、障がい者、子どもやその保護者、生活困窮者等、各部署において支援が行われています。

しかし、支援対象の世帯や世代の属性にかかわらず、身近な地域で把握した生活課題を包括的に受け止め、受け止めた課題が複雑多様化して解決が難しい場合の包括的な支援が十分に提供できる仕組みづくりには至っていない状況です。

※1 ダブルケア問題：育児と介護の同時進行の状況のこと。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化や晩婚・晩産化におけるケアの複合化・多重化の問題。

2

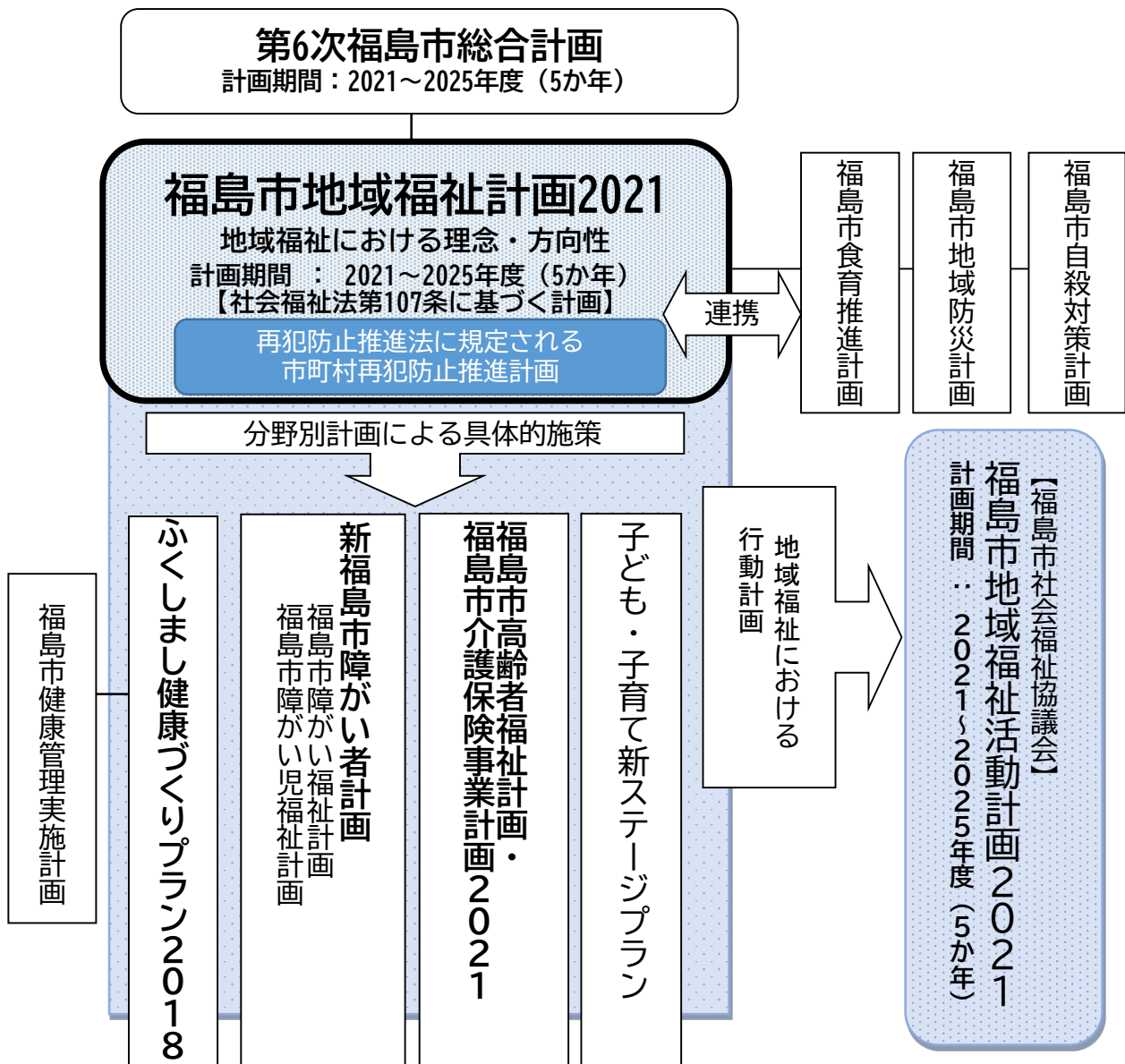
計画の位置づけ

福島市地域福祉計画2021は、第6次福島市総合計画に定める将来構想「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市 ～世界にエールを送るまち ふくしま～」を実現するための保健福祉部門の基本計画です。

また、「ふくしまし健康づくりプラン2018」「新福島市障がい者計画」「福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画2021」「子ども・子育て新ステージプラン」の各計画の施策を推進する上での共通理念と各計画の基本方針を示すとともに、地域福祉を推進するための計画です。

福島市地域福祉計画2021は、福島市社会福祉協議会が策定する「福島市地域福祉活動計画2021」と密接な関係にあり、基本目標や方針を共有し、連携して取り組む計画となっています。

【地域福祉計画の位置づけ】



(1) 福島市地域福祉計画2021の担う役割

「地域福祉計画2021」が担う役割は、次の通りです。

- (1) 共生社会の新ステージに向けたスタートとなる計画
- (2) 一人ひとりが人権と個性を尊重し合い、共に支え合い、すべての人が安全で安心して暮らせる共生社会を実現するための計画
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな生活様式が求められている中、持続可能な社会づくりを進めるため、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることを重視した計画
- (4) 計画期間の開始年である2021年が東日本大震災から10年の節目を迎えることから、これまでの取り組みを活かしつつ、地域の支え合いを一層深め、強化する計画
- (5) 高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭などを含め、さまざまな課題について包括的に支援を行う体制の構築を推進する計画
- (6) 市の各分野の計画と連携を図るとともに、福島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携を図ることなどにより、実効性のある計画
- (7) 団塊の世代が75歳（後期高齢者）となる2025年問題に向かって実施する施策の総仕上げに取り組む計画
- (8) 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年問題を見据え、担い手としての現役世代の減少に伴う諸課題に対応する計画

3

計画期間と各計画との連携

福島市地域福祉計画2021の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、状況に応じ見直しを行い計画を推進します。また、福島市地域福祉計画2021と連携する下記計画の基本目標、重点事業は別表のとおりです。

計画の名称	現計画の計画期間(年度)	～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
福島市総合計画	R3～R7	第5次		第6次						
福島市地域福祉計画	R3～R7	2016		2021						
ふくしまし健康づくりプラン	H30～R4	2018								
新福島市障がい者計画	H26～R5	前期計画	後期計画							
福島市障がい福祉計画	H30～R2	第5期		第6期						
福島市障がい児福祉計画	H30～R2	第1期		第2期						
福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画	H30～R2	2018		2021						
子ども・子育て新ステージプラン	R2～R6	福島市子ども・子育て支援事業計画		子ども・子育て新ステージプラン						

【別表】地域福祉計画と連携する各種計画の重点事業

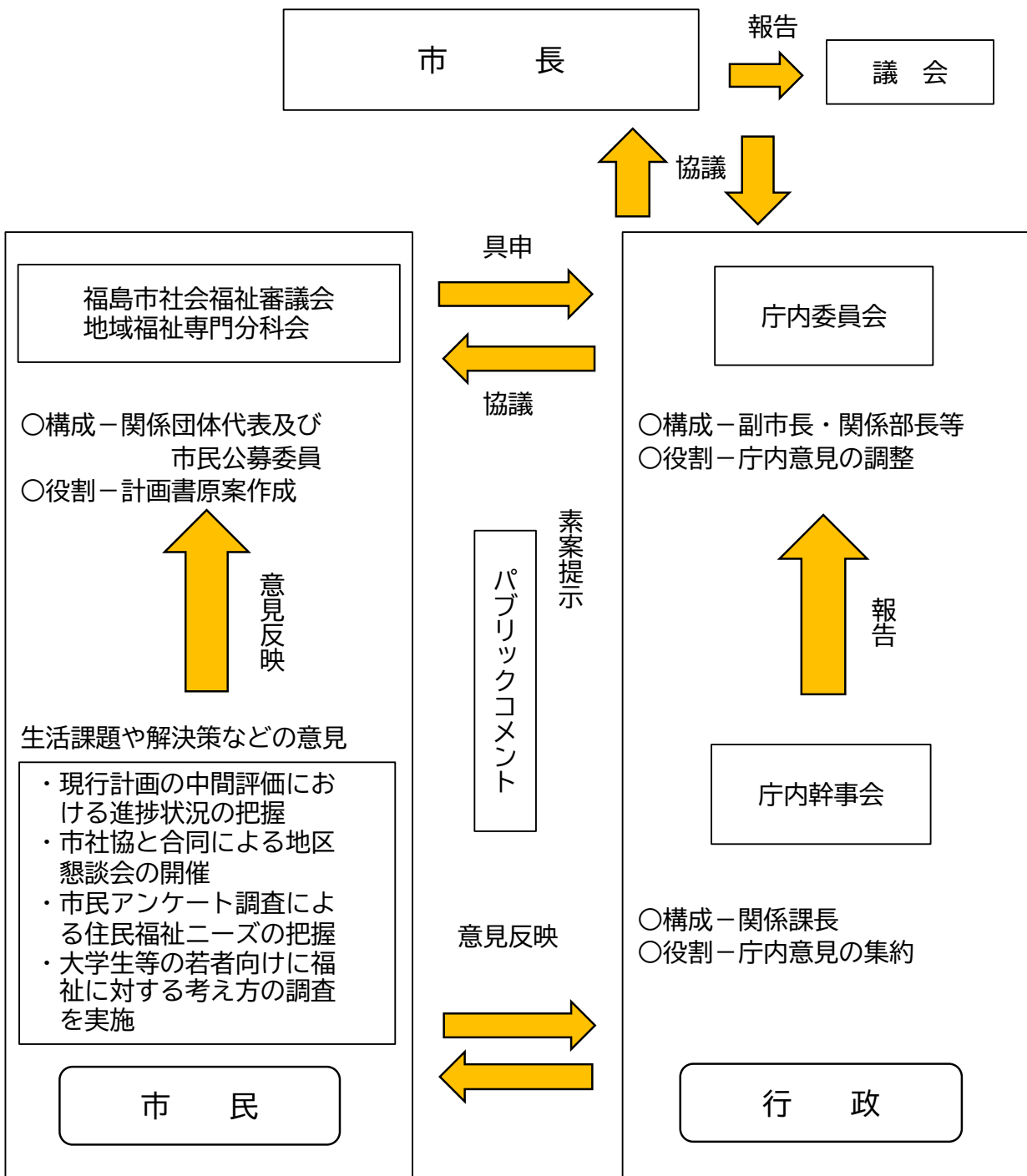
計画の名称	基本目標・重点事業
ふくしまし健康づくり プラン2018	生涯にわたって健康で安心して暮らす「健都ふくしま」を作るため、市民総ぐるみ運動を推進し、健康寿命の延伸を目指す。 1. 一人ひとりの健康を応援する環境づくり 2. 地域の健康づくり 3. 職場の健康づくり ①喫煙対策 ②歯・口腔の健康づくり ③がん対策 ④肥満・メタボリックシンドローム対策 ⑤脳・心血管系疾患対策 ⑥心の健康づくり ⑦子どもの健康づくり ⑧子育てを取り巻く環境整備 ⑨放射線に関する健康管理
新福島市障がい者計画 (後期計画)	障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指す。 1. 自立と社会参加を支援する 2. 地域生活を支援する 3. 安全で安心して暮らせる環境づくりを推進する 4. 保健・医療・福祉・労働・教育の連携によるサービスを推進する ①啓発・広報活動の推進 ②生活支援体制支援の整備 ③社会活動への参加促進 ④福祉施設から一般就労への移行 ⑤相談支援体制の充実・強化 ⑥障がいの原因となりうる疾病 予防と重症化予防
福島市障がい福祉計画 (第6期) 福島市障がい児 福祉計画(第2期)	1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2. 市町村を基本とした身近な実施体制と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等 3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み 5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援 6. 障がい福祉人材の確保 7. 障がい者の社会参加を支える取組 ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築 ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行 ⑤相談・支援体制の充実 ⑥障がい福祉サービス等の質を向上 させるための体制構築 ⑦障がい児支援の提供体制の整備
福島市高齢者福祉計画・ 福島市介護保険事業計画 (2021)	1. 生涯をいきいきとその人らしく暮らせるまちづくり 2. 地域で高齢者を支える体制づくり 3. 安心・安全に暮らせるまちづくり ①フレイル予防 ②高齢者の居場所づくりと社会参加 ③安心・安全に暮らせる環境づくりなど
子ども・子育て 新ステージプラン	1. 安心して子育てできる環境をつくる 2. 親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる 3. 子どもが適切な支援を受けることができる環境をつくる 4. 地域における子育てしやすい環境をつくる ①幼児保育・保育施設の供給量の確保 ②幼児教育・保育の質の向上 ③放課後児童対策の充実 ④特別保育等の充実 ⑤児童虐待防止体制の強化 ⑥障がいのある子どもに対する支援 の充実 ⑦子どもの貧困対策の充実 ⑧子どものえがお条例(仮称)の制 定

4

策定の方法

福島市地域福祉計画2021の策定にあたり、福島市地域福祉計画2016の取り組み状況や生活課題及びその解決のための取り組みなどについて、地域懇談会を開催し、また、全世代向け、次世代向けのアンケートを実施し、福島市地域福祉計画2021策定への市民参加を図ってきました。

策定にあたっては、学識経験者をはじめ市内の福祉関係団体等の推薦者で構成される「福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において生活課題や解決策のご意見をいただくとともに、「福島市地域福祉計画策定庁内委員会」において全庁的な調整を図りました。



第2章

基本理念と目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画推進の考え方



1

基本理念

福島市地域福祉計画2021の基本理念

みんなでつくろう
共生社会の新ステージ ふくしま

東日本大震災・福島原子力発電所の事故の経験や本市の地域特性を生かし、様々な生活課題の解決を図ることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における共生社会の精神や取り組みをレガシーとして未来に継承し、障がいの有無、年齢、国籍によって分け隔てられることなく、社会、地域の中で誰もが役割を持って活躍し、互いに支え、支えられながら、おもいやりあふれる共生社会実現を目指します。

2

基本目標

1. 地域における支え合いの促進

地域の助け合いにより、子どもやその親、高齢者、障がい者などを見守り、支援する体制を構築し、東日本大震災・福島原子力発電所の事故や東日本台風（台風19号）などの災害や、新型コロナウイルス感染症での経験を活かした共に支え合う地域づくりを目指します。

健都ふくしま創造事業※1により市民総ぐるみで健康づくりを推進し、自助の基本である自らの健康増進を目指します。

2. 誰にでもやさしいまちづくりの推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進し、その精神や取り組みをレガシーとして未来に継承することで、みんなが安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

日頃の助け合いだけでなく、災害が発生した時を想定した活動や、地域の犯罪を防止する活動など、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

子どもやその親、高齢者、障がい者などの日常生活を支援し、お互いに個性や人格を尊重し支え合い、また、それぞれの個性を生かして活躍できる地域づくりを目指します。

3. 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築

自殺に追い込まれようとしている人、認知症や障がいによって判断能力が十分でない人、虐待を受けている人などの相談や早期発見・早期支援に努めるとともに、8050問題やダブルケアなどの複合、複雑化した支援ニーズに対し、必要な支援の提供を包括的に行えるよう、関係機関との連携を強化し、福祉サービスが必要な方へ適切に届く体制づくりを目指します。

※1 健都ふくしま創造事業：市民の健康寿命延伸のため、市民総ぐるみの健康づくりを推進する取り組み。

計画推進の考え方

1. 自助を基礎とした自助・共助・公助による取り組み

一人ひとりが自分の生活を豊かにするために努力する「自助」を基礎として、「自助」、「共助」、「公助」の3つの「助」の力のバランスをとりながら、連携させることで計画を推進します。

(1) 自助（自分自身のケア）

自ら働いて、または自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

【例】生きがいづくり、健康づくり、介護予防など。

(2) 共助（みんなの支え合い）

地域の支え合いや社会保険のように制度化された相互扶助。

【例】周りの人同士の助け合い、町内会・自治会の活動、ボランティア活動、医療保険、介護保険など。

(3) 公助（行政による支援）

自助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給条件を定めた上で必要な保障を行う社会福祉など。

【例】高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護などの行政による支援。

（6ページ 自助・共助・公助の構図 参照）

2. 市民との共創による取り組み

地域福祉の推進は、地域や事業者、福島市社会福祉協議会、行政だけではなく、地域の構成員である市民一人ひとりの力が必要です。

地域福祉計画2021では、それぞれの役割のもと相互に連携して共生社会の実現を目指します。

3. 他の計画との連携による実効性のある計画としての取り組み

福島市地域福祉計画2021の策定にあたり、上位計画である総合計画のほか、分野別計画である「福島市健康づくりプラン2018」、「新福島市障がい者計画」、「福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画2021」、「子ども・子育て新ステージプラン」などと連携させ、実効性のある計画として取り組みます。

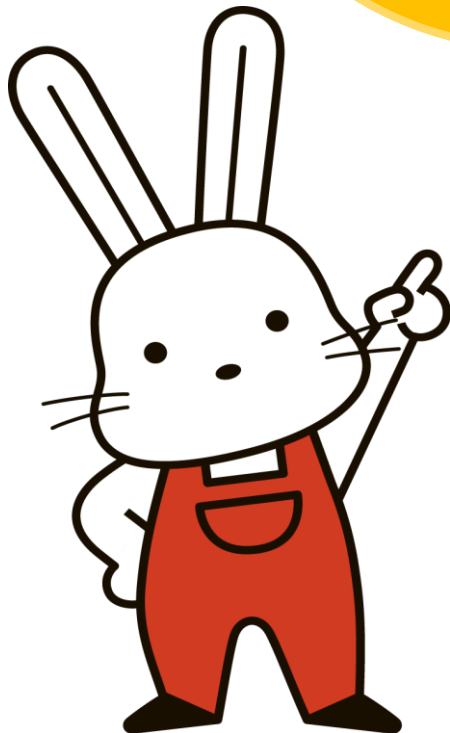
また、福島市社会福祉協議会では地域福祉計画の実践的な計画である地域福祉活動計画2021を策定しますが、地域福祉計画2021と同じ目標のもと、連携して地域福祉を促進します。

（18ページ 地域福祉計画の位置づけ 参照）

第3章

現状の課題と 施策の方向性

- 1 地域における支え合いの促進
- 2 誰にでもやさしいまちづくりの推進
- 3 包括的な相談体制と
サービス提供体制の構築



施策展開の考え方

各基本方針については、現状に基づく課題を整理し、課題の解決に向けた施策の方向性を示します。

それに基づき、各施策の展開でそれぞれの担い手の具体的な役割を明記し、地域福祉を推進します。

市民の役割（個人・家族）

各個人や家族単位で地域福祉を推進するための役割について明記します。

地域の役割（町内会・育成会等）

地域の自治組織である町内会や、育成会、地域の見守り役である民生委員、地域のボランティアなどが地域福祉を推進するための役割について明記します。

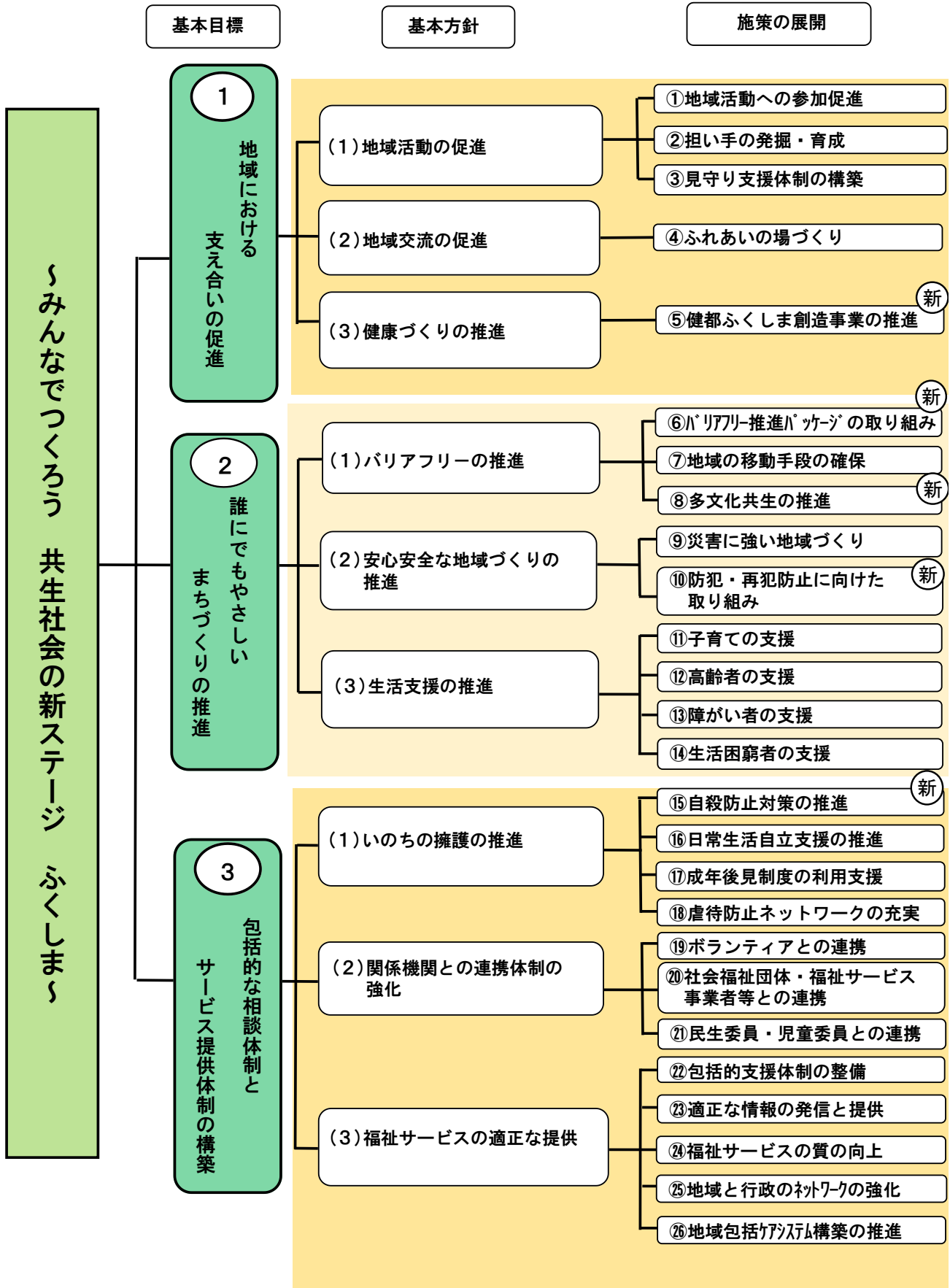
事業者などの役割 （福島市社会福祉協議会、福祉事業者等）

福島市社会福祉協議会をはじめ、福祉事業に携わる福祉事業者、福祉団体、NPO法人、その他法人などの役割について明記します。

行政の役割（福島市、その他行政機関）

福島市や、その他行政機関において地域福祉を推進するための役割について明記します。

施策体系及び重点事業



重点事業

サロン活動支援事業

地域介護予防活動
支援事業※1

健都ふくしま
創造事業の推進

バリアフリー
推進パッケージ事業
※2

子ども子育て
新ステージ2020
推進事業※3

待機児童対策推進
パッケージ事業※4

災害時要援護者
登録制度

子ども・高齢者・
障がい者・生活困窮者
の支援の充実

包括的な相談・支援体制の充実
(重層的支援体制整備事業)

※1 地域介護予防活動支援事業:高齢者の通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを目指すため、「福島市介護予防体操」を中心に地域の身近な場所で住民主体となって運営する通いの場で介護予防を行う「地域づくりによる介護予防事業」を推進するための事業のこと。

※2 バリアフリー推進パッケージ事業:東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にバリアフリーニーズを掘り起こしながら、地域や施設のバリアフリーを推進するバリアフリーマスタープランと連携し、官民一体でハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指す。また、この行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことを目標として市が取り組む事業のこと。

※3 子ども子育て新ステージ2020推進事業:生まれる前からおおむね18歳までの子どもとその保護者、地域社会を構成するすべての人を対象とし、子どものえがお条例(仮称)の制定や子育て世代包括支援センター事業、待機児童対策推進パッケージなど、子ども・子育て支援の総合的な取り組みを推進するための事業のこと。

※4 待機児童対策推進パッケージ事業:待機児童の早期解消に努めるため、保育の受け皿の拡大として施設整備による利用定員の拡大、既存施設での受け入れ拡大、保育士の確保として保育士の処遇改善、労働環境の改善、就労支援を行うもの。

『福島市地域福祉計画2021』の概要

基本理念

みんなでつくろう 共生社会の新ステージ ふくしま

計画推進の考え方

1. 自助を基礎とした自助・共助・公助による取り組み
2. 市民との共創による取り組み
3. 他の計画との連携による実効性のある計画としての取り組み

基本目標	基本方針
1. 地域における支え合いの促進 《主要な課題》 ① 地域のつながりの希薄化 ② 地域福祉活動の基盤の弱体化 ③ 困りごとの複雑化・多様化 ④ 困りごとの相談先がわからない	(1)地域活動の促進
	(2)地域交流の促進
	(3)健康づくりの推進
2. 誰にでもやさしいまちづくりの推進 《主要な課題》 ① 地域の移動手段の確保 ② さまざまな災害などへの対応 ③ 誰にでもやさしいまちづくり	(1)バリアフリーの推進
	(2)安心安全な地域づくりの推進
	(3)生活支援の推進
3. 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 《主要な課題》 ①包括的支援体制の充実	(1)いのちの擁護の推進
	(2)関係機関との連携体制の強化
	(3)福祉サービスの適正な提供

★「福島市地域福祉計画2021」が担う役割

1. 共生社会の新ステージに向けたスタートとなる計画
2. 一人ひとりが人権と個性を尊重し合い、共に支え合い、すべての人が安全で安心して暮らせる共生社会を実現するための計画
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな生活様式が求められている中、持続可能な社会づくりを進めるため、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることを重視した計画
4. 計画期間の開始年である2021年が東日本大震災から10年の節目を迎えることから、これまでの取り組みを活かしつつ、地域の支え合いを一層深め、強化する計画
5. 高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭などを含め、さまざまな課題について包括的に支援を行う体制の構築を推進する計画
6. 市の各分野の計画と連携を図るとともに、福島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携を図ることなどにより、実効性のある計画
7. 団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる2025年問題に向かって実施する施策の総仕上げに取り組む計画
8. 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年問題を見据え、担い手としての現役世代の減少に伴う諸課題に対応する計画

施策の展開	重点事業	福島市ならではの事業(例)
① 地域活動への参加促進 ② 担い手の発掘・育成 ③ 見守り支援体制の構築 ④ ふれあいの場づくり ⑤ 健都ふくしま創造事業の推進 断	● サロン活動支援事業 ● 地域介護予防活動支援事業 ● 健都ふくしま創造事業の推進	・サロン、いきいき ももりん体操、認知症カフェ、子ども食堂など ・健都ふくしま創造事業 ・不動産団体との町内会加入促進に関する協定締結 ・地域見守りネットワーク事業 ・ふれあい訪問収集 など
⑥ バリアフリー推進パッケージの取り組み 断 ⑦ 地域の移動手段の確保 ⑧ 多文化共生の推進 断 ⑨ 災害に強い地域づくり ⑩ 防犯・再犯防止に向けた取り組み 断 ⑪ 子育ての支援 ⑫ 高齢者の支援 ⑬ 障がい者の支援 ⑭ 生活困窮者の支援	● バリアフリー推進パッケージ事業 ● 子ども子育て新ステージ2020推進事業 ● 待機児童対策推進パッケージ事業 ● 災害時要援護者登録制度 ● 子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者の支援の充実	・バリアフリー推進パッケージ事業 ・障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例に基づく各種事業 ・先導的共生社会ホストタウン認定に基づく各種事業 ・多文化共生のまち福島推進指針に基づく各種事業 ・バリアフリーマスタープランに基づく各種事業 ・手話言語条例に基づく各種事業 ・待機児童対策推進パッケージ事業 ・災害時要援護者登録制度および市民による自主的な避難所開設 ・高齢者元気アップ事業 など
⑮ 自殺防止対策の推進 断 ⑯ 日常生活自立支援の推進 ⑰ 成年後見制度の利用支援 ⑱ 虐待防止ネットワークの充実 ⑲ ボランティアとの連携 ⑳ 社会福祉団体・福祉サービス事業者等との連携 ㉑ 民生委員・児童委員との連携 ㉒ 包括的支援体制の整備 ㉓ 適正な情報の発信と提供 ㉔ 福祉サービスの質の向上 ㉕ 地域と行政のネットワークの強化 ㉖ 地域包括ケアシステム構築の推進	● 包括的な相談・支援体制の充実(重層的支援体制整備事業)	・地域包括支援センター ・高齢者虐待防止連絡会議 ・子ども家庭総合支援拠点 ・子育て世代包括支援センター ・要保護児童対策地域協議会 ・ふくしま基幹相談支援センター ・ふくしま障害者虐待防止センター ・生活困窮者自立相談支援事業 ・権利擁護センター ・包括的支援体制の充実(重層的支援体制整備事業) など

第3章
現状の課題と施策の方向性

「第3章 現状の課題と施策の方向性」の見方

「第3章 現状の課題と施策の方向性」については、以下を参照の上、ご覧ください。

第3章 現状の課題と施策の方向性



現状と課題及び施策の方向性については、基本方針ごとに記載します。（項目については、施策体系・重点事業のページを参照）
 施策の展開は、現状と課題、施策の方向性を踏まえ、具体的に取り組む内容を記載します。

1. 地域活動の促進

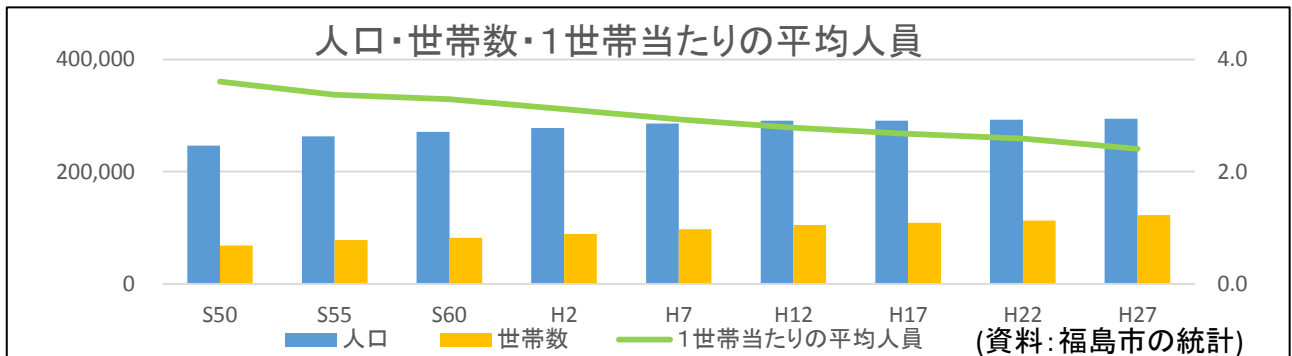
【現状と課題】

- 町内会や夏祭りなどの地域活動への参加者が減少し、また、固定化が進んでおり、地域にどのような人がいるのかわかりにくくなっていることが求められています。
- 町内会や育成会に加入しないなど、担い手の発掘・育成が希薄化によって、地域における助け合う仕組み作りが必要です。

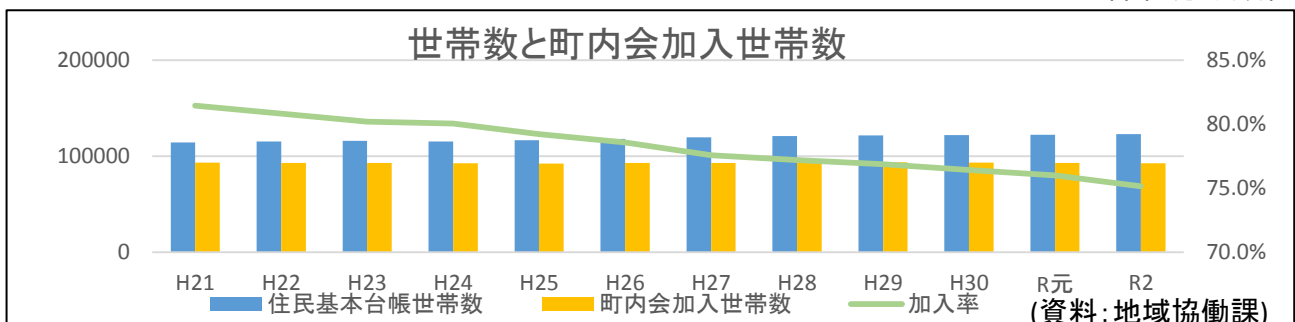
●現状と課題

本市における「現状と課題」について記載しています。

各年10月現在



各年4月1日現在



【施策の方向性】

- 地域には多種多様な人が生活していき、育成、防犯・防災、高齢者・障がい者
- 日常生活での人と人とのかわりを増やすことで、地域活動
- 地域の子ども、高齢者や障がい者などを指します。

●施策の方向性

本市が5年間、どのような施策の方向性をもって取り組むのかを記載しています。

1 地域における支え合いの促進

(1) 地域活動の促進

③見守り支援体制の構築

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている子ども、高齢者、障がい者などが抱える課題を支援し、支え合いの輪を広げ、地域全体の支え合いを促す。 ・困っている人がいる地域で、地域行事に参加する。 	<p>●施策の展開</p> <p>本市の現状と課題、施策の方向性を踏まえ、どのように施策を展開していくか、「市民」、「地域」、「事業者など」、「行政」ごとに取り組む主要内容を記載します。</p>										
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に登下校できるような安全パトロールや見守り活動を支援し、実施する。 ・民生委員と町内会りごとの相談を受付け、支援を行う。 ・地域の行事に高齢者、障がい者が参加しやすい環境を作り、お誘いなどの声かけをします。 	<p>●福島市社会福祉協議会の役割</p> <p>事業者の役割の中で、特に福島市社会福祉協議会の役割については、「(社協)」の表記をし、地域福祉活動計画と連携して取り組みます。</p>										
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で行われている行事や町内会や地区の行事に参加し、地域行事に参加しやすい環境を作り、お誘いなどの声かけをします。 ・地域見守りネットワーク事業※1に登録し、日常業務の中での見守り・早期対応に向けた連絡を行います。 	<p>●主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動※2(社協) ・地域ささえ合いネットワーク事業※3(社協) ・地域見守りネットワーク事業 										
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が安全に登下校できるような安全パトロールや見守り活動を支援し、実施する。 ・一人暮らしや認知症対策、地域づくりを支援する。 ・地域の高齢者・障がい者に対する見守り活動の推進を図る。 ・災害時要援護者登録制度(新)の導入を図る。 	<p>●主な取組み</p> <p>事業として取り組んでいる内容、これから新たに取り組む内容を記載します。 新たな事業は(新)、重点事業には(重)の表記があります。</p> <table border="1" data-bbox="592 1657 1449 1856"> <tr> <td>③ふれあい訪問収集</td> <td>③ごみ減量推進課</td> </tr> <tr> <td>④地域ささえ合いネットワーク事業</td> <td>④地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑤要保護児童対策地域協議会との協働</td> <td>⑤こども家庭課</td> </tr> <tr> <td>⑥食事サービス事業</td> <td>⑥長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑦災害時要援護者登録制度(新)</td> <td>⑦長寿福祉課</td> </tr> </table>	③ふれあい訪問収集	③ごみ減量推進課	④地域ささえ合いネットワーク事業	④地域福祉課	⑤要保護児童対策地域協議会との協働	⑤こども家庭課	⑥食事サービス事業	⑥長寿福祉課	⑦災害時要援護者登録制度(新)	⑦長寿福祉課
③ふれあい訪問収集	③ごみ減量推進課											
④地域ささえ合いネットワーク事業	④地域福祉課											
⑤要保護児童対策地域協議会との協働	⑤こども家庭課											
⑥食事サービス事業	⑥長寿福祉課											
⑦災害時要援護者登録制度(新)	⑦長寿福祉課											

第3章
現状の課題と施策の方向性

※1 地域包括支援センターは、高齢者を中心に、若年層、障害者、外国人、児童が抱える課題の総合相談窓口です。介護や福祉ケアマネジャーなど、専門職が連携して対応します。

※2 地域見守りネットワークは、地域住民の相互支援、見守り活動の推進を図るための仕組みです。

※3 地域見守りネットワークは、地域住民の相互支援、見守り活動の推進を図るための仕組みです。

●**注釈**
本文中で初めて表記した専門用語等の解説を記載します。

1

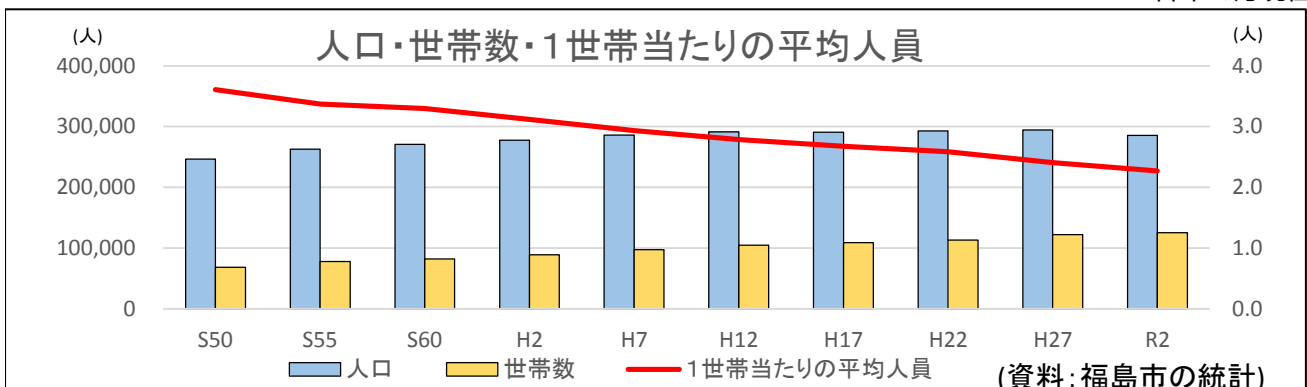
地域における支え合いの促進

(1) 地域活動の促進

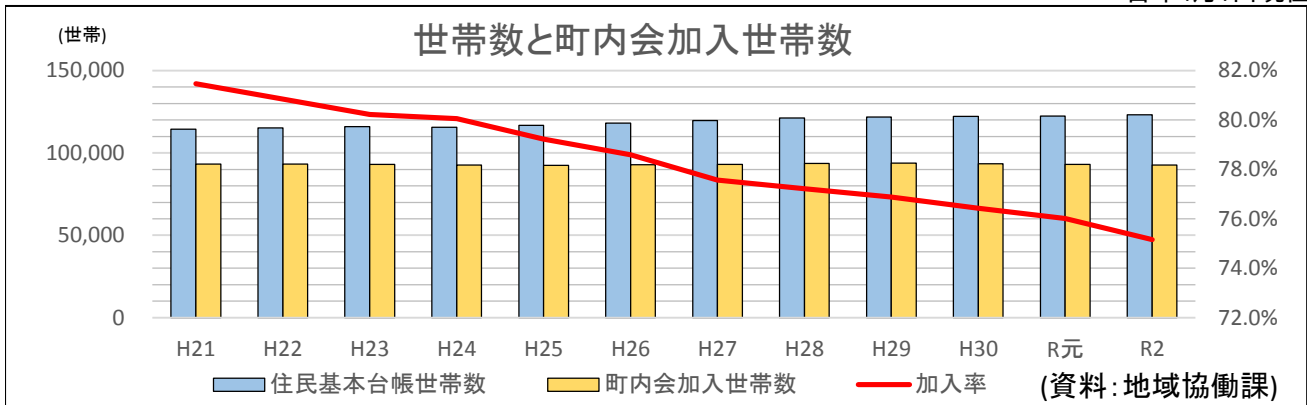
【現状と課題】

- 町内会や夏祭りなどの地域活動への参加者が減少し、また、固定化が進んでおり、地域にどのような人がいるのかわかりにくくなっています。住民がお互いを知るために積極的に地域活動に参加することが求められています。
- 町内会や育成会に加入しないことにより、町内会活動などに参加する人が少なくなる中で、担い手が固定化・高齢化しているため、担い手の発掘・育成が必要です。また、働き方の多様化や、人と人とのつながりの希薄化によって、地域における助け合いや支え合いの力が弱まっているため、お互いを支え合う仕組み作りが必要です。

各年10月現在



各年4月1日現在




【施策の方向性】

- 地域には多種多様な人が生活していますが、さまざまな地域活動に積極的に参加し、青少年の育成、防犯・防災、高齢者・障がい者への支援、社会貢献などを通して、相互理解を深めます。
- 日常生活での人と人のかかわりを増やしたり、地域の活動に参加し、地域で知識と経験を生かせる活動を増やすことで、地域活動の担い手の発掘・育成を推進します。
- 地域の子ども、高齢者や障がい者などの見守りの必要な方を把握し、支援する体制の構築を目指します。
- 高齢者や障がい者、難病患者などの方で災害発生時に特に支援が必要な災害時要援護者の支援について、体制づくりに努めます。

1 地域における支え合いの促進

(1) 地域活動の促進

①地域活動への参加促進

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと一緒に家族で地域の行事へ積極的に参加します。 積極的に価値観の異なる人や在住外国人、地域の障がい者などとの交流に努めます。 町内会に加入し、交流を深めます。 自主防災組織に所属します。 消防団の活動を理解し、団員募集があれば応募します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 夏祭りや地区の運動会、サロン活動への参加 ポッチャ※1等のニュースポーツへの参加 自主防災組織へ所属 消防団への理解 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 町内会の加入について積極的に広報します。 地域内での支え合い、助け合いの必要性について啓発に努めます。 地域においてどのような行事があるか広報し、住民へ周知します。 在住外国人の地域活動への参加の機会を作り、参加を促します。 子どものころから地域での福祉活動の体験を通して福祉の心を育てます。 自主防災組織への加入を促します。 消防団の活動を理解し、支援します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 町内会による未加入世帯への加入呼びかけ 育成会への活動支援 自主防災組織への加入促進 消防団活動への理解と支援 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 町内会や地域の行事に積極的に参加します。 様々な専門性を生かし地域活動を担う人たちの相談者となり活動を支援します。 中学生ドリームアップ事業※2へ積極的に協力します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 各種養成講座等の実施（社協） 地域の子育て支援センターでの相談・支援 中学生ドリームアップ事業への協力 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 中学生ドリームアップ事業について、地域の事業所に協力を依頼します。 学校での福祉教育を通じて心のバリアフリーを育てます。 町内会などへの加入促進及び活動や交流を支援します。 自主防災組織への加入促進及び活動を支援します。 消防団の活動を支援します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ①中学生ドリームアップ事業の推進 ②高齢者・障がい者等疑似体験事業の実施 ③ポッチャ等のニュースポーツの普及・推進 ④町内会等交付金交付事業の推進 ⑤不動産団体との「町内会加入促進に関する協定」締結による町内会加入の促進^新 ⑥自主防災組織の加入促進、活動支援 ⑦消防団の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育課 ②長寿福祉課 ②障がい福祉課 ③障がい福祉課 ③長寿福祉課 ③スポーツ振興課 ④地域協働課 ⑤地域協働課 ⑥危機管理室 ⑥予防課 ⑦消防総務課

※1 ポッチャ：イタリア語で木のボール、ボウリングのボールという意味。白のジャックボールに自チームボール(赤か青)を近づけるターゲットゲーム。パラリンピックには電動車いす利用者など脳性麻痺を中心とした重度障害者が参加しているが、誰にでも楽しめるスポーツ。

※2 中学生ドリームアップ事業：福島市教育委員会がすすめる事業で、中学2年生での『職場体験活動』を中心に、1年生での『職業について学ぶ活動』、3年生では1、2年生での学習を生かした『進路に向けた学習』など、各学校で3年間を見通した活動を展開する。

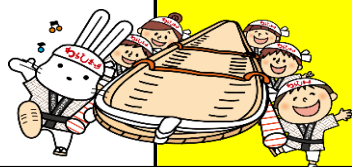
1 地域における支え合いの促進

(1) 地域活動の促進



②担い手の発掘・育成

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事へ積極的に参加します。 ・地域活動の中で、自分の知識や経験及び自由な時間を積極的に活用します。 ・町内会役員などを積極的に引き受けます。 												
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動やサロン活動などへの積極的な参加 ・町内会役員などの引き受け 											
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の未加入世帯への加入やボランティアへの参加を呼びかけます。 ・地域のお祭りや、行事の参加を促し、地域の担い手（特に高校生・大学生を視野に入れた若手の担い手）を発掘・育成します。 ・若年層や在住外国人が参加しやすい事業を実施します。 												
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動やボランティアへの参加の呼びかけ ・地区の夏祭りや運動会の実施 ・世代間交流や多文化交流事業の実施 											
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動に対して情報提供等の支援をします。（社協） ・各事業者は様々な専門性を生かし、地域活動を担う人たちの相談者となり活動を支援します。 												
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターでの情報提供・紹介（社協） ・各種ボランティア養成講座等の実施（社協） ・中学生ドリームアップ事業への協力 											
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア・福祉活動団体の育成に努めます。 ・NPO法人や市民活動団体の育成・支援を行い、市民活動サポートセンターでの相談や情報提供に努めます。 ・公益的な活動を行っている団体の事業を支援します。 ・民生委員・児童委員の活動を支援します。 ・学校教育で、地域への愛着がわくような地域とのつながりについて学習します。 												
	主な取組み	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①市民活動サポートセンターによる市民活動団体への支援</td> <td>①地域協働課</td> </tr> <tr> <td>②市民活動活性化支援事業※1による支援</td> <td>②地域協働課</td> </tr> <tr> <td>③民生委員・児童委員活動支援のための研修事業の推進</td> <td>③地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>④まち探検の実施</td> <td>④各学校(学校教育課)</td> </tr> <tr> <td>⑤学校と地域の運動会の共催</td> <td>⑤各学校(学校教育課)</td> </tr> <tr> <td>⑥ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業※2 新の推進</td> <td>⑥各学校(学校教育課)</td> </tr> </tbody> </table>	①市民活動サポートセンターによる市民活動団体への支援	①地域協働課	②市民活動活性化支援事業※1による支援	②地域協働課	③民生委員・児童委員活動支援のための研修事業の推進	③地域福祉課	④まち探検の実施	④各学校(学校教育課)	⑤学校と地域の運動会の共催	⑤各学校(学校教育課)	⑥ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業※2 新 の推進
①市民活動サポートセンターによる市民活動団体への支援	①地域協働課												
②市民活動活性化支援事業※1による支援	②地域協働課												
③民生委員・児童委員活動支援のための研修事業の推進	③地域福祉課												
④まち探検の実施	④各学校(学校教育課)												
⑤学校と地域の運動会の共催	⑤各学校(学校教育課)												
⑥ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業※2 新 の推進	⑥各学校(学校教育課)												



※1 市民活動活性化支援事業：自主的・自発的に社会貢献活動を行う市民活動団体に対して、資金面で支援することにより、市民活動の更なる活性化を図り、共創によるまちづくりの推進に資することを目標とした事業。

※2 ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業：小学校と地域が一体となり、子どもや地域の実態、要望に即した豊かな福島市の歴史、文化、伝統、自然、人材などにふれる創造的な教育活動を行う。

1 地域における支え合いの促進

(1) 地域活動の促進

③見守り支援体制の構築

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている子ども、高齢者、障がい者、ひきこもりなどを把握し、手助けをします。 ・困っている人がいることを地域の民生委員・児童委員や町内会などに相談します。 ・地域の行事に参加し、普段から地域の方と交流します。 																
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・普段からの声掛けやあいさつ ・町内会活動やサロン活動などへの参加 															
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に登下校できるよう安全パトロールや見守り活動などを実施します。 ・民生委員・児童委員と町内会で連携し、高齢者、認知症の方、障がい者、ひきこもりなどの情報を共有し、困りごとの相談を受付けます。 ・地域の行事に高齢者、障がい者が参加しやすい環境を作り、お誘いなどの声かけをします。 																
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・育成会・ボランティアでの登下校見守り活動 ・PTAでの学区内パトロールの実施 ・小地域ネットワーク活動※1 ・災害時要援護者登録名簿を活用した普段からの見守り ・サロン活動やいきいきももりん体操への参加の呼びかけ 															
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で行われている見守り活動を支援します。(社協) ・町内会や地区の行事に積極的に参加します。 ・地域見守りネットワーク事業※2に登録し、日常業務の中での見守り・早期対応に向けた連絡を行います。 																
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ささえ合いネットワーク事業※3の推進(社協) ・地域見守りネットワーク事業の推進 															
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしや認知症の高齢者、ひきこもりなど、地域で孤立しやすい人を見守るためのネットワークづくりを支援します。 ・地域の高齢者・障がい者・認知症の方の状況を把握します。 ・災害時要援護者登録名簿を作成し、地域へ提供します。 																
	主な取組み	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①地域見守りネットワーク事業の推進</td> <td>①長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>②ふれあい訪問収集の実施</td> <td>①こども家庭課</td> </tr> <tr> <td>③地域ささえ合いネットワーク事業の推進及び活動支援</td> <td>②ごみ減量推進課</td> </tr> <tr> <td>④要保護児童対策地域協議会との協働</td> <td>③地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑤食事サービス事業の推進</td> <td>④こども家庭課</td> </tr> <tr> <td>⑥災害時要援護者登録制度の推進</td> <td>⑤長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥障がい福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	①地域見守りネットワーク事業の推進	①長寿福祉課	②ふれあい訪問収集の実施	①こども家庭課	③地域ささえ合いネットワーク事業の推進及び活動支援	②ごみ減量推進課	④要保護児童対策地域協議会との協働	③地域福祉課	⑤食事サービス事業の推進	④こども家庭課	⑥災害時要援護者登録制度の推進	⑤長寿福祉課		⑥長寿福祉課	
①地域見守りネットワーク事業の推進	①長寿福祉課																
②ふれあい訪問収集の実施	①こども家庭課																
③地域ささえ合いネットワーク事業の推進及び活動支援	②ごみ減量推進課																
④要保護児童対策地域協議会との協働	③地域福祉課																
⑤食事サービス事業の推進	④こども家庭課																
⑥災害時要援護者登録制度の推進	⑤長寿福祉課																
	⑥長寿福祉課																
	⑥障がい福祉課																

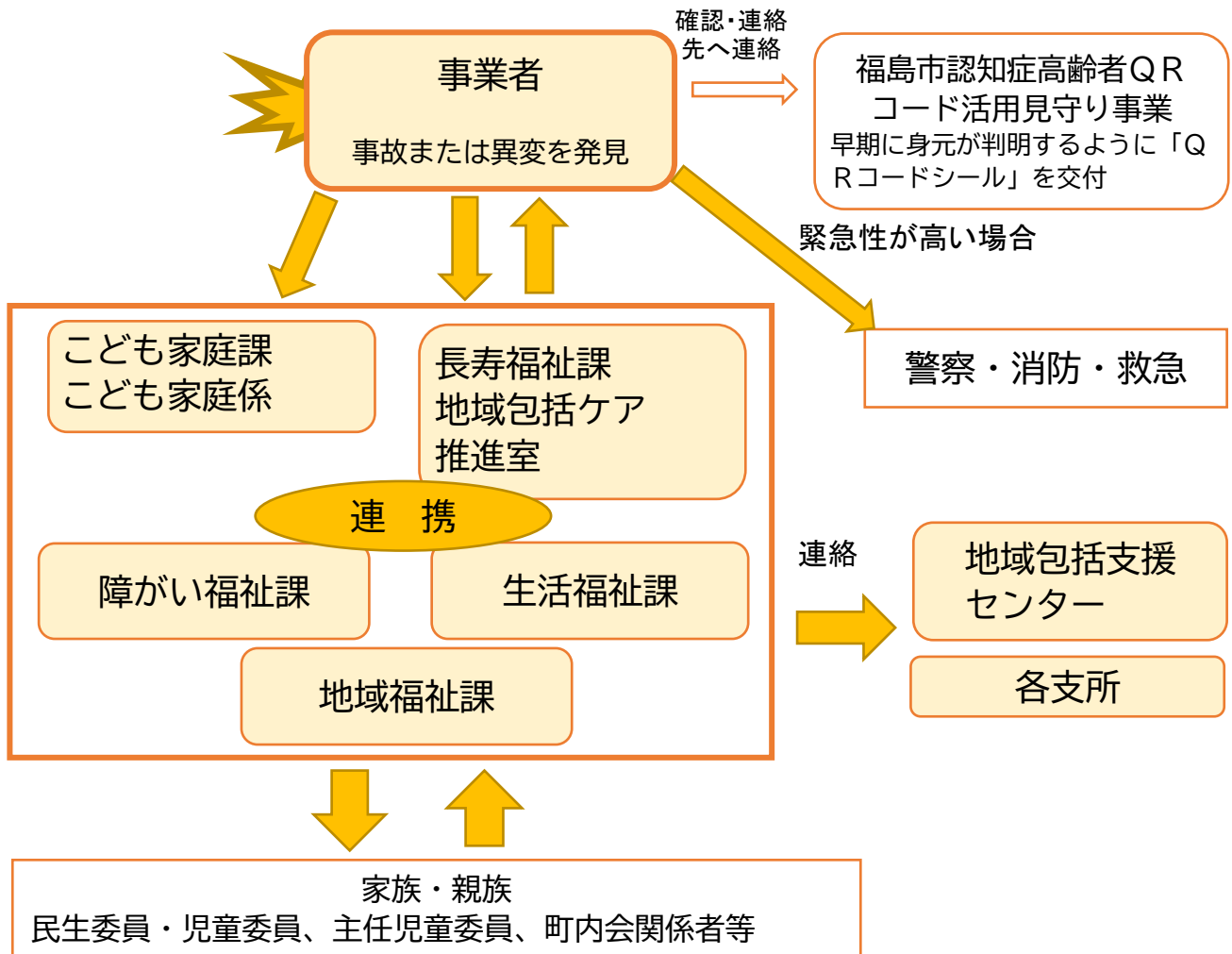
※1 小地域ネットワーク活動：住民の顔が見える日常生活圏などの小地域を単位として地域で支援を必要とする人に対し、地域住民が主体となって、民生委員・児童委員や保健・福祉・医療の関係者と協働して進める、見守り活動及び支援活動。

※2 地域見守りネットワーク事業：市内の団体、事業者などに、本来の業務に支障のない範囲で日常の活動の中での見守り活動をしていただき住民の異変の早期発見、早期対応に向けた連絡体制をつくる事業。

※3 地域ささえ合いネットワーク：町内会など（サロン）を単位に見守りネットワークを構築し、地域の中で見守りを要する高齢者世帯を訪問するなどの見守り活動を実施する事業。

1 地域における支え合いの促進 (1) 地域活動の促進

【福島市地域見守りネットワーク連携フロー図】



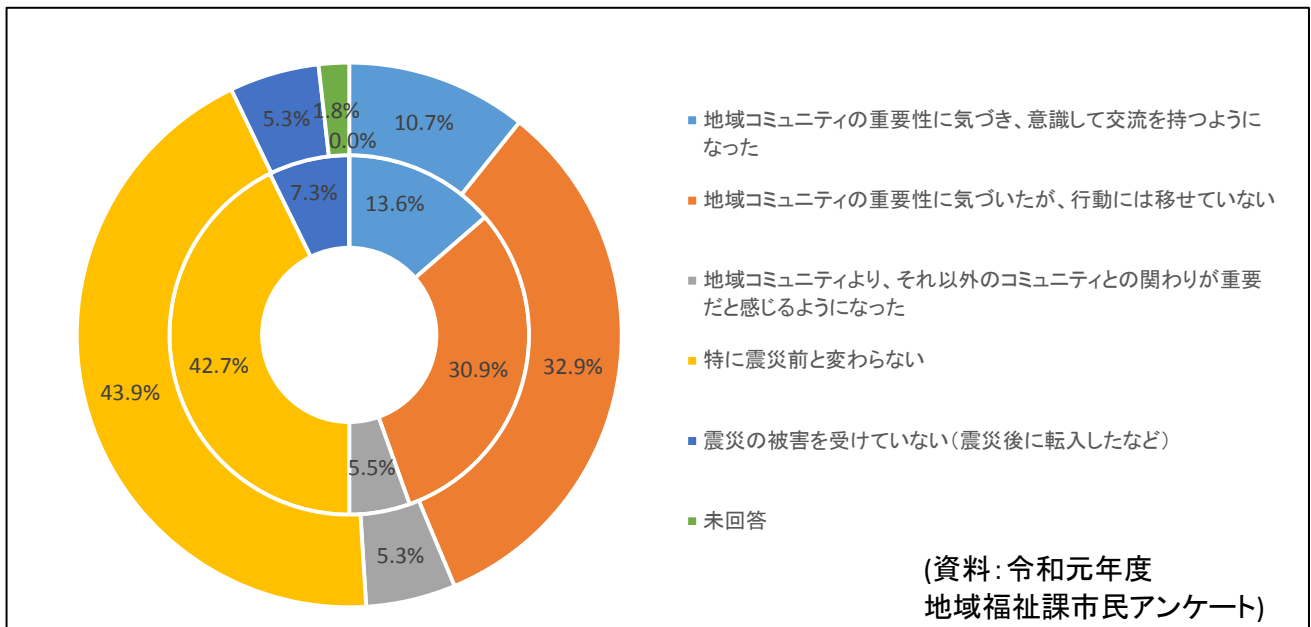
(2) 地域交流の促進

【現状と課題】

- 東日本大震災・福島原子力発電所の事故から10年余りがたちますが、災害時において人と人とのつながりや、地域とのつながりが重要であることに気付いても、なかなか身近な地域の人とのつながりが深められない方が多くいます。日常でのあいさつをすることがお互いを知る第一歩となる活動として求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の交流の機会が限られるなど、交流の方法について見直しを迫られています。新たな生活様式の中、地域とのつながりを保つための方策について検討が必要です。
- 地域住民が協力しながら地域づくりを進めるために、世代を超えた地域住民同士のふれあう機会を増やすことや、若年層や子どもたちの地域活動に参加しやすい環境づくりを行うことが求められています。

【東日本大震災を経験したことで日常の近所付き合いに変化があったか】

東日本大震災を経験し、日常の近所付き合いにどのような変化があったかを明記したものの、外側の円グラフは全世代、内側の円グラフは次世代（大学生）のアンケート結果。



【施策の方向性】

- 住民がお互いに関心を持ち、地域の人を知ることによって、お互いの支援が可能になります。まずはお互いの顔を覚えて信頼関係を築くために、あいさつをすることの大切さを広めていきます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の交流が制限されたものになっていますが、新しい生活様式の中での新たな方法を検討していきます。
- 地域の様々なサロン活動や子ども食堂などの活動を支援し、子どもから高齢者まで、世代を越えた交流ができるふれあいの場づくりを推進します。

1 地域における支え合いの促進

(2) 地域交流の促進

④ふれあいの場づくり

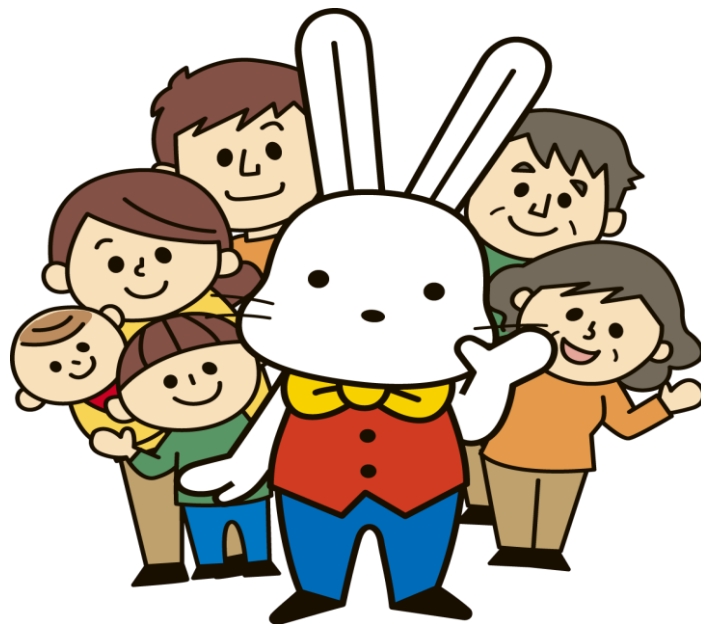
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学・散歩などの外出時に積極的にあいさつを行います。 ・家庭であいさつの習慣づけを行います。 ・地域のふれあい事業などに積極的に参加します。 ・地域でのふれあい活動の場所の確保に協力します。
	<p>主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな生活様式に基づくあいさつの推進 ・サロン活動※1への参加 ・地域交流スペースの貸出・開放
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろから町内会でのあいさつに努め、顔見知りの関係を作ります。 ・登下校時に見守りあいさつ運動を推進します。 ・地域にある施設や空き家、空き店舗などを活用して地域の人が気軽に集まれるサロン活動などのふれあいの場づくりを進めます。 ・高齢者と子どもとの交流などの世代間交流の場を作り、文化や歴史を継承します。 ・認知症カフェ※2への参加や協力を通して、認知症に対する理解を持ち、認知症の方や家族に温かい地域を目指します。 ・子ども食堂※3を運営し、子どもの居場所づくりを行います。
	<p>主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな生活様式に基づくあいさつの推進 ・町内会・育成会・ボランティアなどでの登下校見守り活動 ・福島市社会福祉協議会地区協議会による地域福祉活動の展開 ・育成会などでの世代間交流会の開催 ・認知症カフェへの協力 ・子ども食堂の運営
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からのあいさつにより地域にとけ込み、つながりを深めます。 ・ふれあい活動への支援により、あいさつ運動を推進します。 ・地域のサロン活動の立ち上げ・運営を支援するため勉強会の実施や活動費の一部を助成します。(社協) ・地域サロン活動継続を支援するためにレクリエーションや相談助言等を行います。(社協) ・地域のふれあい活動に会議室などの開放や活動の支援をします。 ・地域との交流や地域活動に参加します。 ・認知症の人やその家族、地域住民が交流できる認知症カフェを実施します。
	<p>主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな生活様式に基づくあいさつの推進 ・サロン活動支援事業の実施(社協) ・地域交流スペースの貸出・開放 ・認知症カフェの実施

1 地域における支え合いの促進

(2) 地域交流の促進

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校であいさつ運動を推進します。 ・町内会でのあいさつ運動を推進します。 ・地域でのふれあい活動の立ち上げを支援します。 ・近隣に公共施設などが無い団体が活動できるよう会場使用料の一部を助成します。 ・町内会などが使用する集会所建設整備を支援します。 ・サロン活動での空き家などの活用を支援します。 ・認知症カフェを実施するにあたっての助成金を交付し、取り組みを支援します。 ・子ども食堂の運営を支援します。 	
	<p>主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各学校、町内会でのあいさつ推進運動の推進 ②地域サロン活動支援事業の推進 (重) ③集会所建設費等補助金の交付 ④認知症カフェ運営支援事業の推進 ⑤子どもの居場所づくり支援事業の推進 (新) 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域協働課 ①各学校(学校教育課) ②地域福祉課 ③地域協働課 ④長寿福祉課 ⑤こども政策課

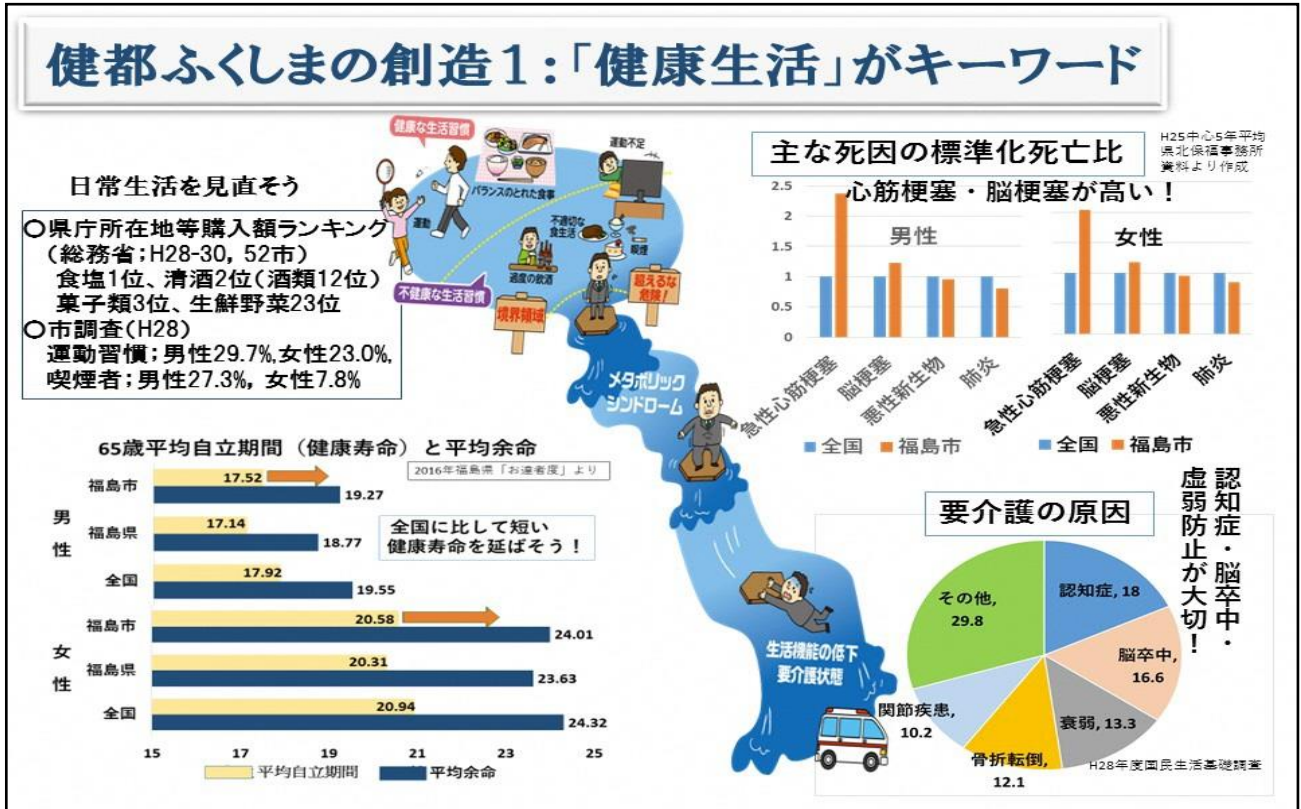
- ※1 サロン活動: 地域を拠点として、当事者である高齢者と、地域住民(ボランティア)とが一緒に企画・運営していく楽しい仲間づくりの場。補助事業として、サロン立ち上げのための市の「地域サロン活動支援事業」、サロン運営のための福島市社会福祉協議会の「ふれあいいきいきサロン事業」等がある。
- ※2 認知症カフェ: 認知症の人やその家族、専門員や地域住民が互いに交流したり、情報交換を行うカフェ。相談や息抜きを行うことで、参加者の気持ちになるような場となっている。
- ※3 子ども食堂: 子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。孤食の解決、子どもと大人たちの繋がりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として活用されている。



(3) 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 福島市は平均寿命は延伸しましたが、食生活や運動習慣などを原因とした、生活習慣病※1やメタボリックシンドローム※2の該当者が増加し、全国と比較し脳梗塞・心筋梗塞の死亡率が高くなっています。一人ひとりが自分に合った健康づくりに取り組むことが求められています。
- 新型コロナウイルスなどの感染症は、手洗いやうがい、マスク着用などの基本的な予防対策が重要です。また、生活習慣病があると感染症の重症化を引きおこすことから、日頃からの健康づくりの推進が大切です。



標準化死亡比 (SMR)※3

資料：健康推進課

	男					女				
	悪性新生物	急性心筋梗塞	心疾患(急性心筋梗塞除く)	脳血管疾患	肺炎	悪性新生物	急性心筋梗塞	心疾患(急性心筋梗塞除く)	脳血管疾患	肺炎
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福島県	100.7	211.5	91.9	118.9	95.7	97.6	200.8	80.7	126.7	91.4
福島市	98.0	210.3	88.6	107.1	84.3	98.6	197.0	77.4	117.6	89.7

資料：健康推進課

【施策の方向性】

- 「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」、「地域の健康づくり」、「職場の健康づくり」を3本柱とした「健都ふくしま創造事業」を進め、脳梗塞や心筋梗塞の減少と健康寿命の延伸に向けた取り組みを行います。
- 市民一人ひとりが自ら感染予防に取り組めるように、正しい知識の普及啓発を行い、地域ぐるみで感染症対策に取り組めます。また、事業者などは、感染予防及び感染症拡大防止のための対策に取り組む、行政は市民や事業者などと一体となった感染症拡大防止などの健康危機管理体制の強化を図ります。

※1 生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。かつて加齢によって発症すると考えられたために成人病と呼ばれたが、1980年代から若者の発症が目立つようになり、その後の調査で生活習慣が深く関与していることが判明してきたため、1997年頃から予防できるという認識を醸成することを目的として呼び方が変更になった。

※2 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満(内臓肥満・腹部肥満)に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症状が一度に出ている状態。日本語に訳すと代謝症候群、単にメタボとも言われる。

※3 標準化死亡比 (SMR)：年齢構成の違いを取り除き、死亡率を比較するための指標。

1 地域における支え合いの促進

(3) 健康づくりの推進

⑤ 健都ふくしま創造事業の推進

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが、自らの健康づくりに努めます。 健康に関心を持ち、自分にあった健康づくりに取り組みます。 定期的に健診を受診し、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に努めます。 家族ぐるみで食生活の改善など健康づくりに取り組みます。 地域の健康づくりの活動にも主体的かつ積極的に参加します。 いきいきももりん体操※1・お口のももりん体操※2を自宅でも実施します。 								
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 各種健診の受診 健康づくりへの参加 町内会活動などへの参加 いきいきももりん体操などへの参加 							
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみで健康づくりに努めます。 支え合いや地域のつながりを大切にします。 健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。 世代を超えて地域ぐるみで互いに励まし合い、健康づくりに取り組みます。 いきいきももりん体操などの介護予防事業に取り組みます。 								
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみの健康づくり いきいきももりん体操実施団体の立ち上げ 							
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 職場の健康づくりに努めます。 初めていきいきももりん体操を実施する団体に地域包括支援センター※3職員を派遣します。（市委託事業） 労働衛生環境の整備を図り、従業員の健康維持増進に取り組みます。 健康づくりに必要な情報提供を行い、保健・医療・教育・福祉機関と連携を図ります。 								
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域介護予防活動支援事業の実施 健康診断の実施 健康講座などの開催 							
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ふくしまし健康づくりプラン※4に基づき健康づくりを推進します。 各種健診の受診啓発と健診後の健康維持・改善のための支援を行います。 市民の自主的な健康づくりを推進するため、必要な健康情報や各種事業を提供します。 地区組織や職域、マスメディア、保健医療関係団体などと連携し、協働で健康づくりを推進します。 いきいきももりん体操などの介護予防事業を推進します。 								
	主な取組み	<table border="0"> <tr> <td>①健都ふくしま創造事業の推進 (新) (重)</td> <td>①健康推進課</td> </tr> <tr> <td>②各種健診の実施</td> <td>②健康推進課</td> </tr> <tr> <td>③いきいきももりん体操スタート応援講座の実施</td> <td>③長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>④地域介護予防活動支援事業の推進 (重)</td> <td>④長寿福祉課</td> </tr> </table>	①健都ふくしま創造事業の推進 (新) (重)	①健康推進課	②各種健診の実施	②健康推進課	③いきいきももりん体操スタート応援講座の実施	③長寿福祉課	④地域介護予防活動支援事業の推進 (重)
①健都ふくしま創造事業の推進 (新) (重)	①健康推進課								
②各種健診の実施	②健康推進課								
③いきいきももりん体操スタート応援講座の実施	③長寿福祉課								
④地域介護予防活動支援事業の推進 (重)	④長寿福祉課								

※1 いきいきももりん体操：いすに腰かけたり、いすの背につかまったりして、準備体操（さびつき防止体操）とストレッチ体操（ほぐし体操）、筋力アップ体操の3つの運動を30分くらい行う体操。

※2 お口のももりん体操：のどのマッサージや舌の運動などを行い、美味しく食べたり、楽しく話したりするためのお口の健康を保つ体操。

1 地域における支え合いの促進

(3) 健康づくりの推進

- ※3 地域包括支援センター：高齢期を安心して暮らし続けられるよう、福島市が設置した高齢者の総合相談窓口。介護や福祉、生活の相談をはじめ地域の支え合い活動などの相談を社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携して支援する。
- ※4 ふくしまし健康づくりプラン：「やすらぎと潤いのあるまちで生涯にわたって健康で安心して暮らす」ことを目指して策定された（2018年から5年間）。栄養・食生活やたばこ、歯・口腔など、17の推進項目を設け、「重点推進項目」、「継続推進項目」を設定し、項目ごとに具体的な取り組みと目標を掲げ、市民一人ひとり・学校・職場・地域社会・行政などの連携・協働により、市民の皆さんと共に生涯にわたる健康づくりを推進する。

【いきいきももりん体操】



福島市 いきいきももりん体操

さびつき防止体操(準備運動)

- 1 首**

目的 肩甲骨をほぐし、首こりや頭痛防止、ばね指を予防・改善します。

① 首をゆっくりと左に2回まわします。
② 右も同じように2回まわしましょう。

2往復
- 2 あかキウイバエ〜(梅干し)キュー〜**

目的 わせりを予防・改善します。

① 大きな口をあけて下の唇を言います。
② バエ〜は舌を思い切り出します。
③ (梅干し) キューは梅干しを食べた時のように口をすぼめ、目をつぶり、顔の筋肉を使って割っ払い歯をしましょう。

3回
- 3 手の開き・握り**

目的 手先の筋肉をほぐします。

① 胸の前に手を位置し、しっかりと指を伸ばします。
② 伸ばした指を、しっかりと握ります。
③ 5回繰り返しましょう。

5回
- 4 手首まわし**

目的 肘関節をほぐし、肩こりや頭痛防止、ばね指を予防・改善します。

① 軽くこぶしを握り合せて手首を回します。(肘はおおむね伸ばしたまま)。
② 内回し、外回しをそれぞれ5回まわしましょう。

内外 5回ずつ
- 5 胸かた体操**

目的 胸まわりの筋肉をほぐし、腰痛等を予防・改善します。

① 手を軽く握って、肘を曲げて準備します。
② 両手を後ろに引き、胸を開きます。
③ 呼吸を繰り返します。
④ 2回行いましょう。

2回ずつ
- 6 足指じゃんけん**

目的 足指の動きを促し、腰痛等を予防・改善します。

① 足を前に出し、足の指で「グー」「パー」「チョキ」をやってみましょう。
② 最初はうまくできなくても、続けるうちに指が動くようになってきます。
③ 5回繰り返しましょう。

5回

筋力アップ&ほぐし体操(ストレッチ)

- 1 尻べったんのびのび体操**

目的 腰筋を鍛えて姿勢を良くし、腰痛等を予防・改善します。

① イスの前側に座り両手は太ももの上にお尻を座面にペタンと開けるように座ります。
② そこからお尻を座面から離すように、お尻・腰を伸ばしていきま(背筋を立てます)。
③ おしっこを止めるように締めます(5秒保持します)。
④ ゆっくり元に戻しましょう。
⑤ 5回繰り返しましょう。

5秒を5回ずつ
- 2 太ももとすねの筋力アップ**

目的 太ももとすねの筋力、ひざなどを予防・改善します。

① 立ひざを伸ばした状態で足を上げ、つま先を床面に5秒置きます。
② ひざを伸ばした状態で10秒保持します。これを5回繰り返します。
③ 4回目からは、つま先を引いたあと外側に向け、10秒保持します。
④ 左右交互に行います。右足も同じように行います。

3回繰り返す 4回ずつ 10秒を5回ずつ
- 3 太ももとすね伸ばし**

目的 太ももとすねをほぐし、ひざ痛などを予防・改善します。

① イスに右を向いて座ります。この時、右のお尻だけで座り、左のお尻はイスの外に置きます。
② その姿勢のまま、左ひざを後ろに引き、足を伸ばします。30秒保持します。(呼吸であれば、ひざは股関節より後ろに伸ばします)。
③ 右側はイスに左向きに座り置き、同様に行いましょう。

30秒ずつ

注意

- 痛みが出たり、体調が悪くなった時は、体操を中止しましょう。
- 気持ちのいい範囲で行ってください。
- 体操をするときは無理に力をつけないようにリラックスして行ってください。
- 息を止めるような無理をしないこと。特に筋力アップでは、呼吸を止めてはダメです。

筋力アップ&ほぐし体操(ストレッチ)

- 4 かかと上げ**

目的 ふくらはぎや背骨の間にある筋肉を鍛え、ひざ痛や腰痛を予防・改善します。

① 足をカウチの「I」の字にして、かかとを上げます。この時、腰背骨を垂直に上げ、おしっこを止めるように締めます。
② 5秒かけて上げて、5秒かけて下ろします。これを5回繰り返します。
③ つま先を上げ、「IV」の字にしてかかとを上げます。この時、小指側を垂直に上げ、お尻を締めた後おしっこを止めるように締めます。
④ 同じく5秒ずつかけて、上げ下ろしを5回繰り返しましょう。

5回ずつ
- 5 ふくらはぎとアキレス腱伸ばし**

目的 ひざ痛や足のつりを予防・改善します。

① イスの背もたれや壁に手をつき、左足を後ろ、右足前にします。
② 後ろの左足はつま先をまっすぐにし、かかとを下げたまま、右ひざを少し曲げて左のふくらはぎを伸ばします(30秒保持します)。
③ 次に前の右ひざはそのままで後ろの左ひざを軽く曲げ、左足のふくらはぎとアキレス腱を伸ばします(30秒保持します)。
④ 左右を入れ替えて同じように行いましょう。

30秒ずつ
- 6 ひざ上げ片足立ち&脚後ろけり出し**

目的 お尻の筋肉を鍛えてバランス力を高め、歩行のふらつきを予防・改善します。

① イスや壁に手を添えて、左太ももを床と水平になるくらいまで引き上げます。
② ひざを下ろし、ひざを伸ばしたままかかとから後ろにけり出します。この時、お尻の引き締まるのを感じながら、5秒保持します。
③ これを同じ足で3回繰り返します。
④ 左右入れ替えて同じように行いましょう。

5秒 5秒 左右 3回ずつ
- 7 お尻突出しスクワット**

目的 股関節の動きを改善し、お尻や太ももの筋肉を鍛えてひざ痛や腰痛を予防・改善します。

① イスの前側に立ち、足は肩幅に伸ばし、つま先はまっすぐにします。
② 手を背もたれに置いたまま、お尻を突き出すようにして、お尻を伸ばします。この時、股関節がしっかりと曲がり、太ももやひざの裏、ふくらはぎなど、足の裏全体が伸びるのを感じましょう。
③ ②の状態でひざを曲げて、腰を下ろしていきます。イメージは、お尻を突き出してイスに腰を下ろす感じです。股関節をしっかりと曲げ、ひざがつま先より出ないようにします。
④ それぞれゆっくり5回行います。

お尻を突き出す 5秒を5回ずつ
- 8 お尻のストレッチ**

目的 お尻の筋肉を柔らかくし、腰痛、坐骨神経痛を予防・改善します。

① イスに腰掛け、左ひざまたは左太ももを抱えます。そこから少しひざを持ち上げて、お尻の筋肉を伸ばします。
② その姿勢で30秒保持します。
③ 右も同じように行いましょう。

30秒ずつ
- 9 腰のストレッチ**

目的 腰筋をほぐすことで、歩行を良くし、腰痛、ひざ痛や股関節痛等を予防・改善します。

① イスの前側に、足を肩幅に開いて深く座ります。
② 左足を内側に倒します。次に左足のかかとを物にして外側に倒します。
③ 最後にお尻を「S」の字と肩を伸ばすように伸ばします。この時、左足の力は一気に抜きましょう。これを5回行います。
④ 右足も同じように行います。

左右 5回ずつ

誰にでもやさしいまちづくりの推進

(1) バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 高齢者や障がい者、外国人などは、日常生活を送るうえで様々なバリア(障壁)に直面します。しかし、支援の必要な方が困っているとき、手助けをしたいがどのような行動をとればよいかわからない方が多い状況です。すべての人々が相互に理解を深めていく心のバリアフリーの推進が求められています。
- 高齢者や認知症の方にとって、日常の足であった自動車を運転できなくなったことなどにより、公共交通機関を利用したい状況がありますが、駅やバス停まで遠く、さらに便数が少ないなど利用が難しい状況です。地域の移動手段の状況を把握し、対策をとることが求められています。
- 令和元年度よりバリアフリー推進パッケージにおいてバリアフリー推進パートナー※1を募集し、官民一体となってバリアフリーに取り組んでいます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、本市に関心を持つ外国人が増えています。また、地域の国際化とともに、国籍の違いや多様な言語・文化・習慣があることを市民一人ひとりが認め合い、地域社会の一員として受け入れる環境を整備する必要があります。
- 令和2年3月6日に先導的共生社会ホストタウンの認定を受け、共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取り組みを強化しています。

【施策の方向性】

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、ハード面だけではなく、心のバリアフリーなどのソフト面のバリアフリーを推進し、みんなが安心して暮らすことができる「誰にでもやさしいまち ふくしま」の取り組みを推進します。
- コミュニティバスや乗り合いタクシーなど、地域の状況に合わせた移動手段の確保に努めます。
- 地域住民は、多文化共生に関する知識を深めたり、異文化に対する理解の向上を図るとともに、在住外国人向けの地域社会に関する学習機会の確保などにより、だれもが地域社会の一員として活躍できるための取り組みを推進します。
- バリアフリーマスタープランにおいて、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まっている地区などに一体的なバリアフリーの取り組みを推進します。

※1 バリアフリー推進パートナー：バリアフリーの推進に関する市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと。



【バリアフリー推進パートナーのステッカー】

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進

⑥バリアフリー推進パッケージの取り組み

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者、外国人などが、まちの中で困っているのを見かけたら、声かけや手助けをします。 ・福祉の学習会やイベントに積極的に参加します。(学習センター、社会福祉協議会、保育所、幼稚園、認定こども園、学校で開催) 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人への声掛け ・学習会への参加 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流会を開催します。 ・子どもも社会の一員として地域活動へ参加する機会を作ります。 ・地域で高齢者や障がい者との交流の場を設けます。 ・地域のバリアフリー化されていない箇所の把握に努め、町内会や市へ情報を提供します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地区での交流会の開催 ・地域のバリアフリー化されていない箇所の把握 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動やボランティア活動のコーディネートや、活動をテーマとした講座の充実に努めます。(社協) ・バリアフリーの推進のために、バリアフリー推進パートナーに登録します。 ・事業所内での福祉に対する意識をさらに高めるため、事業所などにおいて「心のバリアフリー」についての研修を実施します。 ・設置または管理する施設について、ユニバーサルデザイン※1を取り入れた施設づくりに努め、利用者が安全かつ快適に利用できるように配慮します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や企業を対象とした心のバリアフリー講座などの紹介・実施(社協) ・福祉およびボランティア体験学習・講座 ・バリアフリー推進パートナーへの参加 ・思いやり駐車場の設置 ・ユニバーサルデザインの積極的採用 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの推進のために、心のバリアフリー講座や、バリアフリー推進パートナーへの参加促進を行います。 ・学校教育と連携して、福祉教育を促進し、子どもの心のバリアフリーを育てます。 ・高齢者や障がい者、外国人などに対する市民の理解を促進するため、高齢者や障がい者、外国人などに関する講演会や福祉作品展、異文化交流などのイベントを開催します。 ・ユニバーサルデザインを取り入れた道路や施設のバリアフリー化に努め、安全で安心して利用できる身近な生活環境づくりを推進します。 ・市営住宅のバリアフリー化を推進します。 		
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①心のバリアフリー講座の実施 ②バリアフリー推進パートナーへの参加促進 ③異文化交流事業の推進 ④いきいき！ふくしまマーケットの開催 ⑤手話出前講座の実施 ⑥ヘルプマークの普及 ⑦バリアフリーマスタープラン※2 ⑧高齢者住宅改修助成事業の推進 ⑨点字ブロック整備 ⑩市営住宅におけるバリアフリー化の推進 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉課 ②地域福祉課 ③定住交流課 ④障がい福祉課 ⑤障がい福祉課 ⑥障がい福祉課 ⑦交通政策課 ⑧長寿福祉課 ⑨道路保全課 ⑩住宅政策課 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ①心のバリアフリー講座の実施 ②バリアフリー推進パートナーへの参加促進 ③異文化交流事業の推進 ④いきいき！ふくしまマーケットの開催 ⑤手話出前講座の実施 ⑥ヘルプマークの普及 ⑦バリアフリーマスタープラン※2 ⑧高齢者住宅改修助成事業の推進 ⑨点字ブロック整備 ⑩市営住宅におけるバリアフリー化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ①心のバリアフリー講座の実施 ②バリアフリー推進パートナーへの参加促進 ③異文化交流事業の推進 ④いきいき！ふくしまマーケットの開催 ⑤手話出前講座の実施 ⑥ヘルプマークの普及 ⑦バリアフリーマスタープラン※2 ⑧高齢者住宅改修助成事業の推進 ⑨点字ブロック整備 ⑩市営住宅におけるバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉課 ②地域福祉課 ③定住交流課 ④障がい福祉課 ⑤障がい福祉課 ⑥障がい福祉課 ⑦交通政策課 ⑧長寿福祉課 ⑨道路保全課 ⑩住宅政策課 		

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進

- ※1 ユニバーサルデザイン：施設や製品等について、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。
- ※2 バリアフリーマスタープラン：旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

【令和元年 バリアフリーパートナーキックオフミーティングの様子】



【ヘルプマーク】



【バリアフリー推進パートナーとのまち歩き点検の様子】



【いきいきふくしマーケットの様子】



2 誰にでもやさしいまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進

⑦地域の移動手段の確保



市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に公共交通機関を利用します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス等高齢者利用促進事業の利用 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の交通弱者の掘り起こしを行い、行政に相談します。 地域の特性に応じた生活交通の確保・維持に努めます。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域のまち歩き点検の実施 地域協議会※1の開催 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 様々な福祉活動で得た相談・情報を行政につなげます。(社協) 行政、地域と相談し、適切な交通手段の提供に努めます。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 福島市社会福祉協議会の各種事業の推進 福島市地域公共交通網形成計画※2に基づく交通手段の提供 事業所の送迎車の有効活用 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の路線維持のための補助金を交付します。 民間事業者を含む関係機関と連携し、路線バスなどの利便性向上を図ります。 路線バスなどの高齢者利用促進事業を周知します。 コミュニティバス、タクシーの活用など、地域の状況に合わせた交通手段の提案を行います。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ①中心市街地活性化支援バス社会実験※3の実施 ②路線バス等高齢者利用促進事業※4の推進 ③地域と行政が支える移動手段の確保「小さな交通※5」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ①交通政策課 ②交通政策課 ③交通政策課 ③長寿福祉課 ③生活課

※1 地域協議会：各地区において、地域交通の維持・利便性等を検討するための協議会。

※2 福島市地域公共交通網形成計画：市のまちづくりと連携した公共交通の基本的な方針と施策体系となるもの。

※3 中心市街地活性化支援バス社会実験：市の中心市街地の活性化を目的としてバスの運行を試験的に行うもの。

※4 路線バス等高齢者利用促進事業：高齢者の積極的な社会参加支援と公共交通の利用促進を図るため、75歳以上の高齢者を対象に市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃無料化を実施。

※5 小さな交通：福島市地域公共交通網形成計画に基づき幹線軸や広域路線のバス停から遠いエリアや、本数が少ない路線沿線、将来的にバス路線の維持が困難なエリアなどにおける交通手段の確保の制度・仕組みを構築する施策。

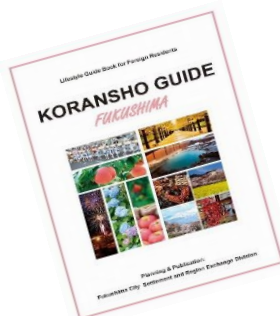
2 誰にでもやさしいまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進

⑧多文化共生※1の推進

市民の役割	・異文化理解を深め、積極的に在住外国人と交流します。										
	主な取組み	・国際理解講座・国際交流イベントへの参加									
地域の役割	・在住外国人が地域活動に参加しやすい環境を作ります。										
	主な取組み	・町内会への加入や地域活動・行事への参加の呼びかけ ・地域情報の提供									
事業者などの役割	・在住外国人が地域において相談しやすい体制づくりを推進します。 ・在住外国人にも働きやすい職場環境を作ります。 ・在住外国人へ多言語情報の提供に努めます。 ・在住外国人との交流や生活支援のためのネットワークづくりに努めます。										
	主な取組み	・在住外国人への相談支援 ・事業所内での外国人向け講習会の開催 ・案内情報の多言語化 ・生活相談や生活支援体制の整備									
行政の役割	・在住外国人などの本市生活環境への早期適応を目指すとともに、受入状況やニーズの把握に努めます。 ・在住外国人へ多言語による生活情報の提供に努めます。 ・海外にルーツを持つ方への日本語教育機会の充実を図ります。 ・案内表示の多言語化等により外国人等の受入環境の整備に努めます。 ・小・中学校でのALT※2との授業を通して英語教育の充実を図るとともに、異文化理解・体験の機会を創出し、国際感覚・視野を持った人材の育成を図ります。 ・外国人受入に係る関係機関・団体と連携し、さまざまな情報提供や講習会・交流会を開催します。										
	主な取組み	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①外国人のための生活相談窓口の開設</td> <td>①定住交流課</td> </tr> <tr> <td>②多言語で作成した生活ガイドの配付</td> <td>②定住交流課</td> </tr> <tr> <td>③小・中学校への日本語指導サポーターの派遣</td> <td>③定住交流課</td> </tr> <tr> <td>④小・中学校での英語教育の充実</td> <td>④学校教育課</td> </tr> <tr> <td>⑤外国人受入機関・団体との連携強化</td> <td>⑤定住交流課</td> </tr> </table>	①外国人のための生活相談窓口の開設	①定住交流課	②多言語で作成した生活ガイドの配付	②定住交流課	③小・中学校への日本語指導サポーターの派遣	③定住交流課	④小・中学校での英語教育の充実	④学校教育課	⑤外国人受入機関・団体との連携強化
①外国人のための生活相談窓口の開設	①定住交流課										
②多言語で作成した生活ガイドの配付	②定住交流課										
③小・中学校への日本語指導サポーターの派遣	③定住交流課										
④小・中学校での英語教育の充実	④学校教育課										
⑤外国人受入機関・団体との連携強化	⑤定住交流課										

※1 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省多文化共生の推進に関する報告書より）。

※2 ALT：児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションを取ったり、外国の文化や習慣を学んだりするための授業を支援する外国人語学講師。



←市役所1階「外国人生活相談窓口」で無料配布しているガイドブック（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語版があります。）

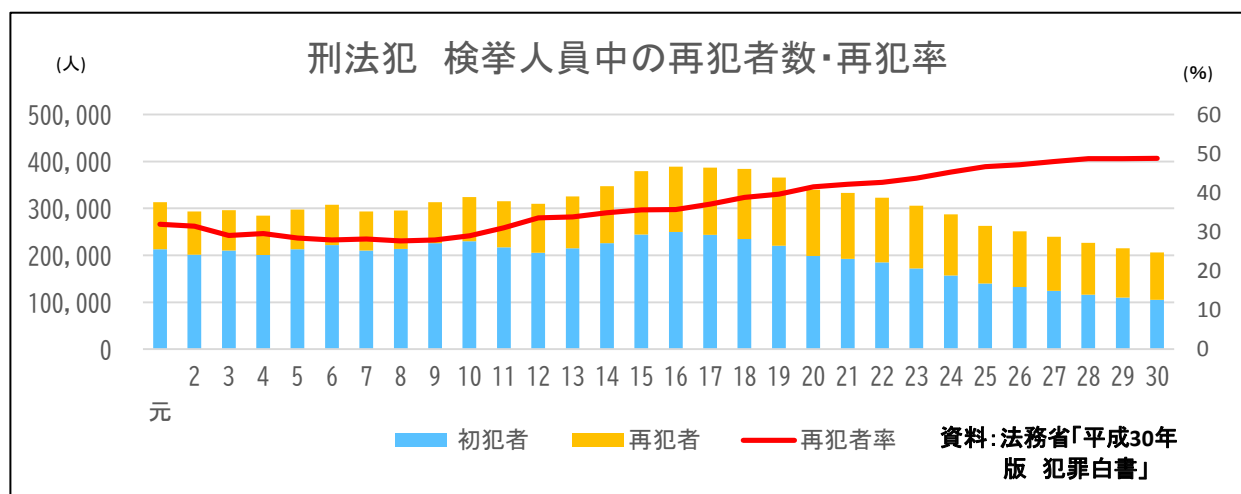
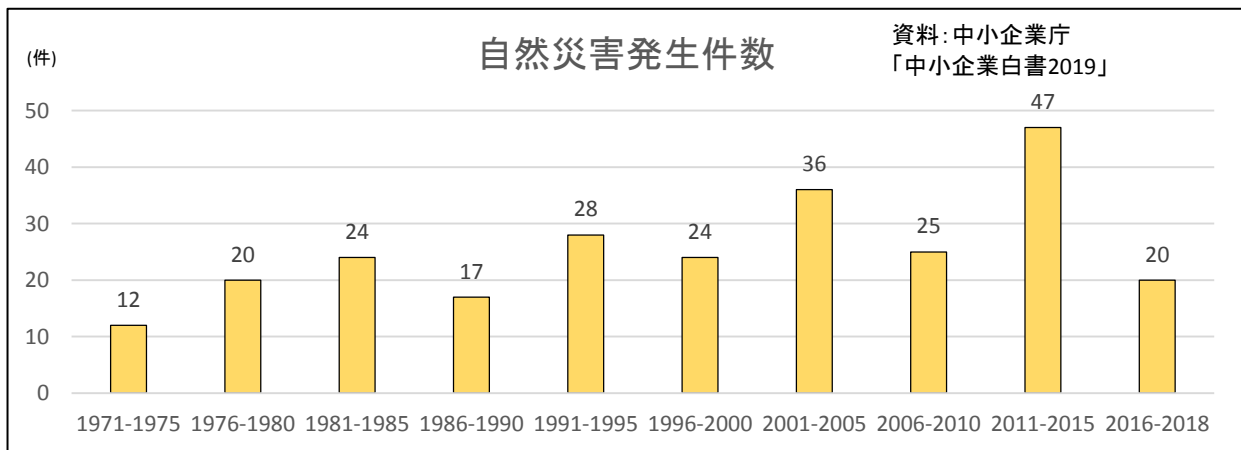
(2) 安心安全な地域づくりの推進

【現状と課題】

- 地震や洪水など様々な災害が頻発しているだけでなく、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症による日常生活への影響も発生しています。災害などの発生時に支援を必要とする高齢者や障がい者など、災害弱者に対する安否確認や情報伝達、避難誘導などの支援が行える体制を充実させる必要があります。
- 普段からの防犯活動により、地域の意識向上に努める必要があります。
- 罪を犯した人は、仕事・住居が得られないことにより社会復帰が困難となる場合があることから、関係機関が協力・連携して支援する必要があります。

【施策の方向性】

- 東日本大震災や令和元年東日本台風（台風19号）の経験や、感染症予防のための新しい生活様式を踏まえて、安心安全な地域づくりのため、日頃の助け合いはもとより、災害が起きた時を想定して、日頃から支援が必要な方の把握や、訓練などを実施します。
- 地域の防犯活動により、防犯意識の向上に努めます。
- 地域住民の理解と協力を得ながら、罪を犯した人が地域社会で孤立しないようにするとともに、生活の安定・自立をサポートすることで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(2) 安心安全な地域づくりの推進

⑨災害に強い地域づくり

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろから災害が起きた時の行動を家族で話し合い・確認します。 ・日ごろから近所に支援が必要な人がいないか気をかけ、話し合います。 ・自主防災組織に所属し、地域の防災活動に努めます。 																														
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・我が家の防災計画の作成 ・町内会活動やサロン活動への参加を通じた要支援者の把握 ・災害時要援護者登録制度への理解 ・自主防災組織への所属・防災活動への参加 																													
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろから地域でのあいさつに努め、顔見知りの関係を作ります。 ・地区内の要援護者を把握し、積極的に交流の機会を設けます。 ・自主防災組織において地域の防災活動に努めます。 																														
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのあいさつや、町内会活動、サロン活動への参加の呼びかけなどによる関係の構築 ・災害時要援護者登録制度への理解と支援 ・自主防災組織での防災活動の実施 																													
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に活動できるボランティアの受け入れ態勢の整備を進めます。(社協) ・被災地におけるニーズ把握・調査、ボランティアとのマッチングを行います。(社協) ・福祉事業者は、施設利用者の避難訓練などを定期的に行います。 ・医師会などの関連団体は、市と連携し救急医療体制の充実を図ります。 ・福祉避難所※1の施設管理者は、福祉避難所として必要な施設整備、物資、機材、人員、移送手段の確保などに努めます。 ・二次的福祉避難所として協定を締結します。 																														
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの運営(社協) ・市の総合防災訓練への参加 ・消防訓練、防災訓練の実施 ・福祉避難所協定の締結 																													
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどと連携を図り、災害時に備える体制づくりに努めます。 ・災害時要援護者登録制度により、災害時の要援護者を把握し、支援ネットワークの構築を支援します。 ・災害時に要援護者を福祉避難所で速やかに受け入れられる体制を構築します。 ・迅速な避難や二次災害を防ぐため、各種ハザードマップ※2を作成し、市民へ周知します。 																														
	主な取組み	<table border="0"> <tr> <td>①地区防災訓練の実施</td> <td>①危機管理室</td> </tr> <tr> <td>②市民による自主的な避難所開設の仕組みづくり</td> <td>②危機管理室</td> </tr> <tr> <td>③自主防災組織との連携・支援</td> <td>③危機管理室</td> </tr> <tr> <td>④消防団との連携・支援</td> <td>④消防総務課</td> </tr> <tr> <td>⑤災害時要援護者登録制度の周知・推進 重</td> <td>⑤長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑥避難所の開設・運営(指定避難所) (福祉避難所)</td> <td>⑤障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑦災害ボランティアセンターの設置</td> <td>⑥危機管理室</td> </tr> <tr> <td>⑧マニュアルの整備 指定避難所運営マニュアル 福祉避難所設置・運営マニュアル</td> <td>⑥長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑨各種ハザードマップの作製・配布及び普及啓発 (火山防災・避難) (土砂災害・洪水) (内水)</td> <td>⑦地域協働課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧危機管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧地域福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨危機管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨河川課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨下水道総務課</td> </tr> </table>	①地区防災訓練の実施	①危機管理室	②市民による自主的な避難所開設の仕組みづくり	②危機管理室	③自主防災組織との連携・支援	③危機管理室	④消防団との連携・支援	④消防総務課	⑤災害時要援護者登録制度の周知・推進 重	⑤長寿福祉課	⑥避難所の開設・運営(指定避難所) (福祉避難所)	⑤障がい福祉課	⑦災害ボランティアセンターの設置	⑥危機管理室	⑧マニュアルの整備 指定避難所運営マニュアル 福祉避難所設置・運営マニュアル	⑥長寿福祉課	⑨各種ハザードマップの作製・配布及び普及啓発 (火山防災・避難) (土砂災害・洪水) (内水)	⑦地域協働課		⑧危機管理室		⑧地域福祉課		⑧長寿福祉課		⑨危機管理室		⑨河川課	
①地区防災訓練の実施	①危機管理室																														
②市民による自主的な避難所開設の仕組みづくり	②危機管理室																														
③自主防災組織との連携・支援	③危機管理室																														
④消防団との連携・支援	④消防総務課																														
⑤災害時要援護者登録制度の周知・推進 重	⑤長寿福祉課																														
⑥避難所の開設・運営(指定避難所) (福祉避難所)	⑤障がい福祉課																														
⑦災害ボランティアセンターの設置	⑥危機管理室																														
⑧マニュアルの整備 指定避難所運営マニュアル 福祉避難所設置・運営マニュアル	⑥長寿福祉課																														
⑨各種ハザードマップの作製・配布及び普及啓発 (火山防災・避難) (土砂災害・洪水) (内水)	⑦地域協働課																														
	⑧危機管理室																														
	⑧地域福祉課																														
	⑧長寿福祉課																														
	⑨危機管理室																														
	⑨河川課																														
	⑨下水道総務課																														

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進 (2) 安心安全な地域づくりの推進

- ※1 福祉避難所：災害時などに一般の指定避難所での生活が困難な災害時要援護者を受け入れるため、耐震・耐火構造及びバリアフリー化などに対応し特別な準備(物資、機材、介助など)がされている避難所。福島市保健福祉センターほか3箇所を拠点的な福祉避難所としているほか、災害の状況に応じて順次開設される二次的福祉避難所がある。
- ※2 ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。被害予想地図を利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。

【福島市発行のガイド】

避難ガイドなどを参考に、災害発生の際の行動などを確認します。



出典：福島市ホームページ

【令和元年度防災訓練の様子】



【ふくしまeマップ】

配布された各種防災マップのほか、インターネットから各種ハザードマップの情報を確認できる「ふくしまeマップ」も参照ください。

URL：<https://www.sonicweb-asp.jp/fukushimacity/>



2 誰にでもやさしいまちづくりの推進 (2) 安心安全な地域づくりの推進

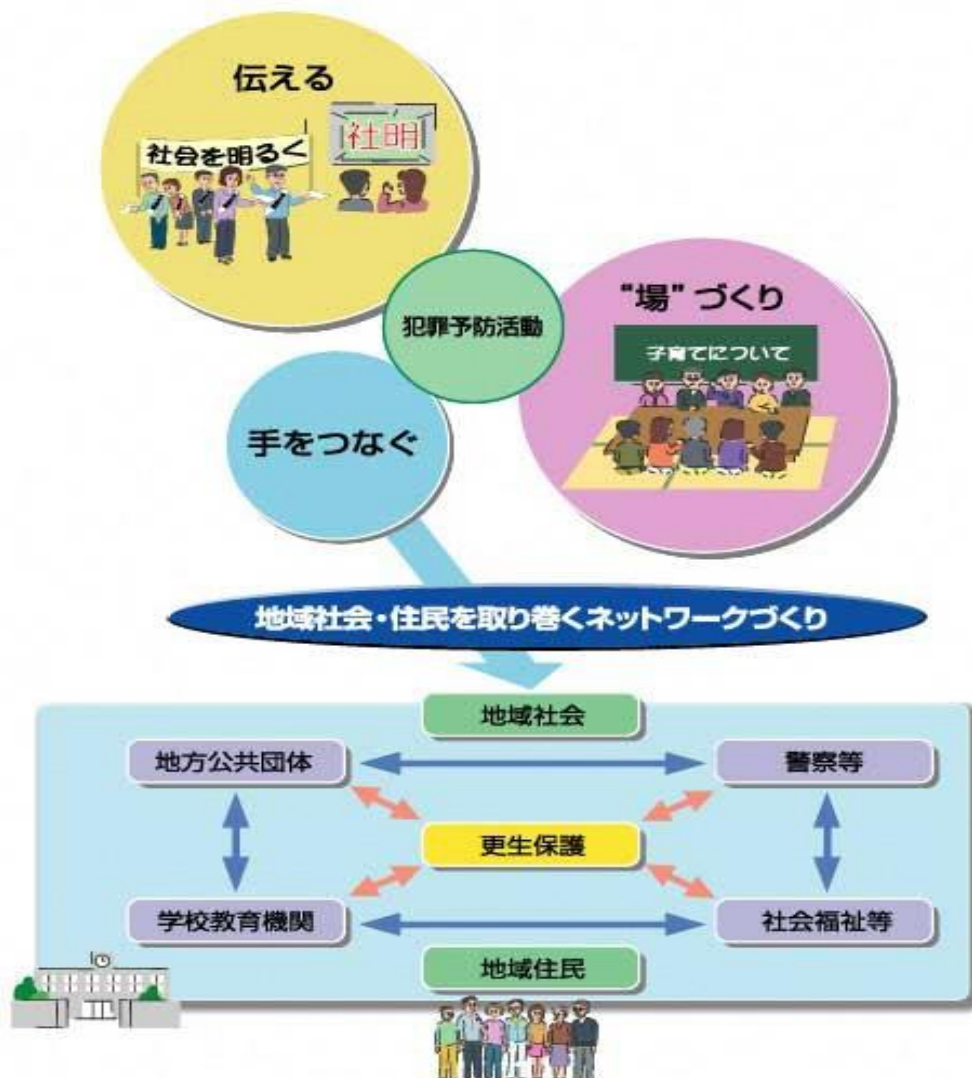
⑩防犯・再犯防止に向けた取り組み

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会などの防犯・再犯防止に関する研修を受講します。 ・保護司※1、BBS会※2、更生保護女性会※3などへの理解を深め、更生保護のボランティア活動に参加します。 ・協力雇用主の活動について理解を深めます。 														
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・再犯防止研修の受講 ・更生保護ボランティア活動への参加 ・協力雇用主の活動への理解 													
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会などにおいて防犯・再犯防止に関する研修を実施します。 ・こども110番ひなんの家※4の設置を推進します。 ・防犯ネットワークづくりを推進します。 ・警察署、防犯協会、学校と連携し、見回りを実施します。 ・保護司、BBS会、更生保護女性会などの更生保護のボランティア活動を支援します。 														
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・再犯防止活動や研修の実施 ・子どもの避難場所の確保 ・防犯ネットワークづくり ・地区の見回り活動 ・更生保護ボランティア活動への支援 													
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止活動への理解を深め、更生保護における就労支援の協力雇用主の検討を行います。 ・福島県警と連携し、防犯活動に協力します。 														
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・協力雇用主の検討 ・防犯活動への参加 													
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯意識の向上や、自主的な防犯活動を支援します。 ・青少年健全育成総ぐるみ運動を関係機関と協力し実施します。 ・福島保護観察所、福島県警、福島県社会福祉協議会（地域生活定着支援センター）や保護司、BBS会、更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体などと連携し、防犯活動・再犯防止活動、地域定着支援活動に協力します。 ・事業主に協力雇用主に関する情報提供を行います。 ・生活保護・生活困窮者自立支援事業など必要に応じた支援を行います。 														
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">①地域の防犯意識の向上・活動の支援</td> <td style="width: 33%;">①生活課</td> </tr> <tr> <td>②こども110番ひなんの家の活動の支援</td> <td>②こども政策課</td> </tr> <tr> <td>③青少年健全育成市民総ぐるみ運動の推進</td> <td>③こども政策課</td> </tr> <tr> <td>④福島保護観察所、福島県警、福島県社会福祉協議会（地域生活定着支援センター）や保護司、BBS会、更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体などとの再犯防止活動の連携</td> <td>④地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑤保護司会、更生保護法人の補助金交付事業の推進</td> <td>⑤地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑥生活保護・生活困窮者自立支援事業などの推進</td> <td>⑥生活福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑦社会を明るくする運動※5の推進</td> <td>⑦地域福祉課</td> </tr> </table>	①地域の防犯意識の向上・活動の支援	①生活課	②こども110番ひなんの家の活動の支援	②こども政策課	③青少年健全育成市民総ぐるみ運動の推進	③こども政策課	④福島保護観察所、福島県警、福島県社会福祉協議会（地域生活定着支援センター）や保護司、BBS会、更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体などとの再犯防止活動の連携	④地域福祉課	⑤保護司会、更生保護法人の補助金交付事業の推進	⑤地域福祉課	⑥生活保護・生活困窮者自立支援事業などの推進	⑥生活福祉課	⑦社会を明るくする運動※5の推進
①地域の防犯意識の向上・活動の支援	①生活課														
②こども110番ひなんの家の活動の支援	②こども政策課														
③青少年健全育成市民総ぐるみ運動の推進	③こども政策課														
④福島保護観察所、福島県警、福島県社会福祉協議会（地域生活定着支援センター）や保護司、BBS会、更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体などとの再犯防止活動の連携	④地域福祉課														
⑤保護司会、更生保護法人の補助金交付事業の推進	⑤地域福祉課														
⑥生活保護・生活困窮者自立支援事業などの推進	⑥生活福祉課														
⑦社会を明るくする運動※5の推進	⑦地域福祉課														

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進 (2) 安心安全な地域づくりの推進

- ※1 保護司：法務省所管の地方支分部局であり、各都道府県庁所在地におかれた保護観察所の長の指揮下に職務を行う。身分は国家公務員（人事院指令14-3で指定された非常勤国家公務員）。俸給は支払われないためボランティアとなる。主に犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動を行う。
- ※2 BBS会：法務省所管の更生保護制度における民間協力者（更生保護ボランティア）の一つ。「犯罪や非行のない明るい社会の実現」を理念に掲げ、「非行を初め社会適応に悩む多くの青少年」を対象とした「ともだち活動」などを行う。
- ※3 更生保護女性会：地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。
- ※4 こども110番ひなんの家：1990年代頃より子供を狙った犯罪が増えてきたことを受けて、警察や地方公共団体によって設置・推進が進められており、主に通学路にある商店が地域活動の一環として行っている場合が多いが、民家はその役割を行なっている場合もある。
- ※5 社会を明るくする運動：すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

更生保護における犯罪予防活動



出典：法務省ホームページ

(3) 生活支援の推進

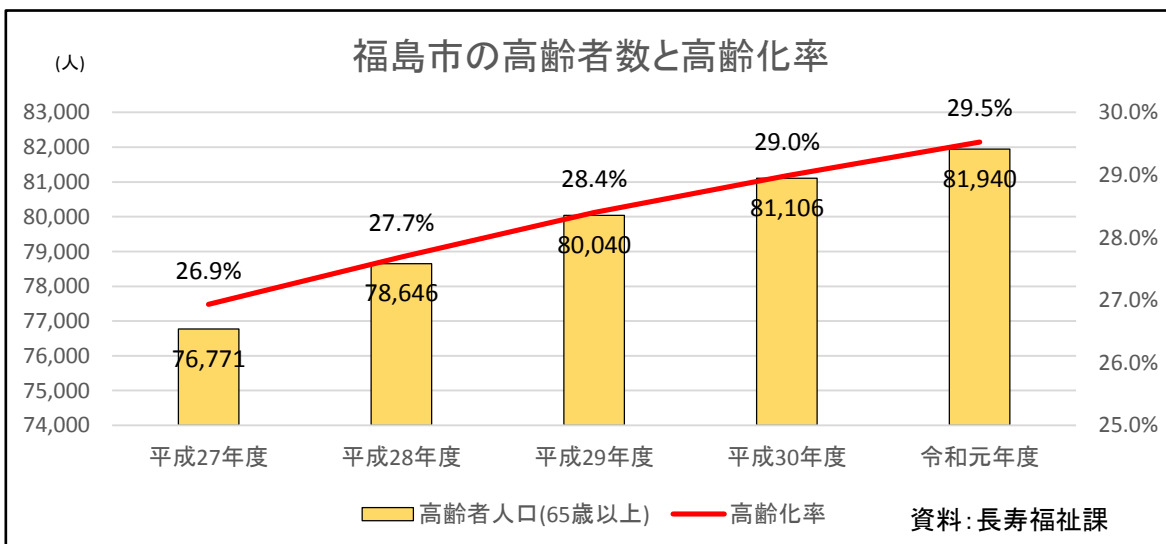
【現状と課題】

- 地域のつながりの希薄化により、子どもを守り育てる地域の力が弱まっています。安心して子どもを産み育てられるよう、また、子供が健やかに育つよう家庭や学校、職場、地域などが連携して健康づくりや子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- 高齢者の増加に伴い、支援が必要と考えられる人や世帯が増えています。その人らしく暮らすために、経験を活用した就労や楽しく気軽に利用できる活動の場の提供といった生きがいを感じてもらえる場を作る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者の外出控えや、それによる認知機能の低下が懸念されています。
- 障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解が見られ、障がいへの理解や地域社会でのかかわりが十分ではありません。障がいのある人の人格と個性が尊重され、社会の一員として生活できる共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への理解と認識を深め、障がいのある人が地域で安全で安心して暮らせる環境づくりが求められています。
- 社会経済環境の変化に伴い、働きざかりの方や高齢者の方などが生活困窮に陥り、生活保護受給に至るケースが増加したり、罪を犯してしまう場合があります。生活困窮者対策や再犯防止などのため、「経済的な自立」、「日常生活における自立」を支援し、市民の生活を重層的に支えるセーフティーネットの構築が必要となっています。

【高齢者人口と高齢化率】

各年10月1日現在(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	285,060	284,010	281,820	279,786	277,516
高齢者人口(65歳以上)	76,771	78,646	80,040	81,106	81,940
高齢化率	26.9%	27.7%	28.4%	29.0%	29.5%

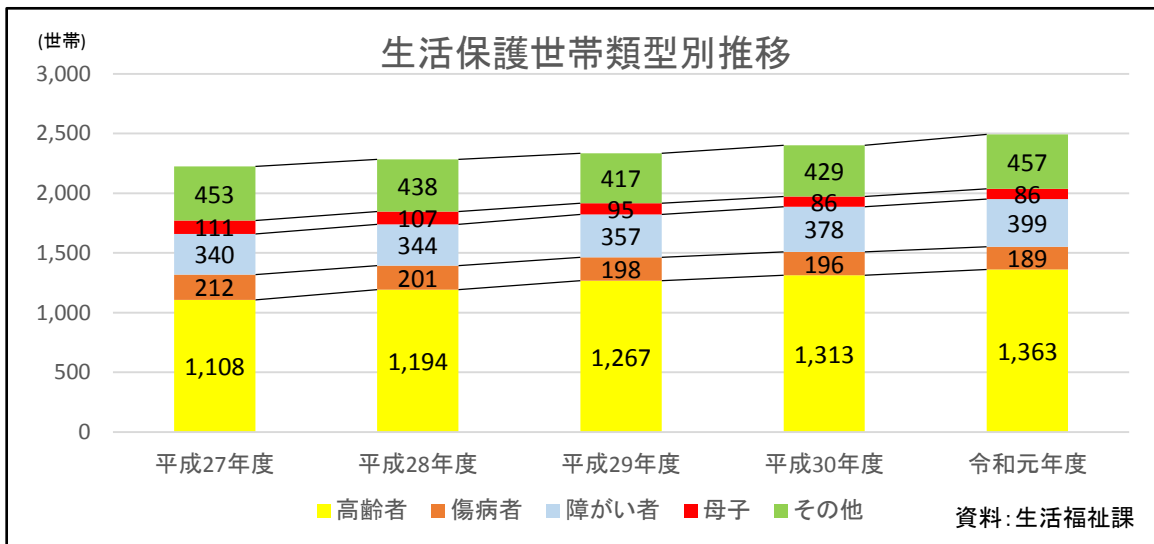


2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(3) 生活支援の推進

【生活保護世帯類型別推移（年度平均）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(比率)
高齢者	1,108	1,194	1,267	1,313	1,363	54.7%
傷病者	212	201	198	196	189	7.6%
障がい者	340	344	357	378	399	16.0%
母子	111	107	95	86	86	3.4%
その他	453	438	417	429	457	18.3%
合計	2,224	2,284	2,334	2,402	2,494	100.0%



【施策の方向性】

- 地域全体と認識を共有し、子どもと子育て家庭を守り支える地域環境を作ります。
また、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援のため、市民・事業者・行政が相互連携する地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。
- 高齢者の居場所づくりと多様な社会参加の促進を図るとともに、その人らしく暮らせるための日常生活の支援を推進します。さらに、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域での見守りや、支え合い活動を推進します。
- 共生社会の実現を目指し、障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる福島市づくり条例の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合う取り組みを推進します。
- 市民の生活の安定と向上を図るため、包括的かつ継続的な相談・支援を行い、経済的な自立、日常生活における自立、社会生活における自立を支援します。
深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握するための体制づくりを推進します。

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進


(3) 生活支援の推進

⑪子育ての支援

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃より妊産婦や子どもに対して、声かけや見守り活動を行います。 ・子育てを一人だけに任せず、家族みんなで子どもを育てます。 ・一人で悩まず、地域の方や他の子育て家庭と子育てについて相談できる関係を作ります。
	主な取組み <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な声掛け・見守り ・子育てサロンへの参加 ・地域子育て支援センター事業への積極的な参加
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃より妊産婦や子どもに対して声かけや見守り活動を行い、町内会活動を通して子どもが安心して遊べる環境づくりに努めます。 ・登下校時に見守りあいさつ運動を推進します。
	主な取組み <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの開催 ・民生児童委員協議会活動
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てサロンの活動を支援します。(社協) ・子ども食堂の開設にあたり、地域内の必要な方や機関への照会・情報提供を行います。(社協) ・施設を開放し、交流の場の提供に努めます。 ・父親の育児休暇取得の促進など、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備に努めます。
	主な取組み <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの広報等支援(社協) ・子ども食堂の支援(社協) ・地域の子育て支援センター事業の推進
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、行政などが相互に連携する地域の子育てネットワークづくりを推進するとともに、子育て家庭への支援として、地域子育て支援センターや学習センターにおいて各種事業を開催します。 ・子どもの健やかな成長のため、子育てに関する相談、情報提供、各種支援を行います。 ・様々な就労形態に対応するため、利用者のニーズに応じた子育て支援などの各種サービスの情報提供及び支援を行います。 ・子どものえがお条例(仮称)※1を制定し、社会全体で子育てしやすい環境づくりを推進します。 ・安心して子育てができるよう、幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブの供給量を確保し、待機児童をゼロにし、維持するとともに、質の向上を図ります。 ・子どもの医療費や、ひとり親家庭の医療費について、助成を行います。 ・市営住宅における子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の提供を推進します。

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(3) 生活支援の推進

<p>行政の役割</p> 	<p>主な取り組み</p>	<p>①子どものえがお条例(仮称)の制定 ②ファミリーサポート事業※2 ③室内遊び場の設置・運営 ④特別保育・放課後児童クラブの充実 ⑤子育て世代包括支援センター事業※3 妊娠期から子育て期の相談支援強化 ⑥ひとり親家庭への支援 ⑦こんにちは赤ちゃん事業 ⑧幼児教育・保育施設の供給量の確保、幼児教育・保育の質の向上 ⑨子ども医療費助成事業※4の推進 ⑩ひとり親家庭医療費助成事業の推進 ⑪市営住宅における子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の提供</p>	<p>①こども政策課 ②こども政策課 ③こども政策課 ④こども政策課 ④幼稚園・保育課 ⑤こども家庭課 ⑥こども家庭課 ⑦健康推進課 ⑧幼稚園・保育課 ⑨地域福祉課 ⑩地域福祉課 ⑪住宅政策課</p>
--	---------------	--	---

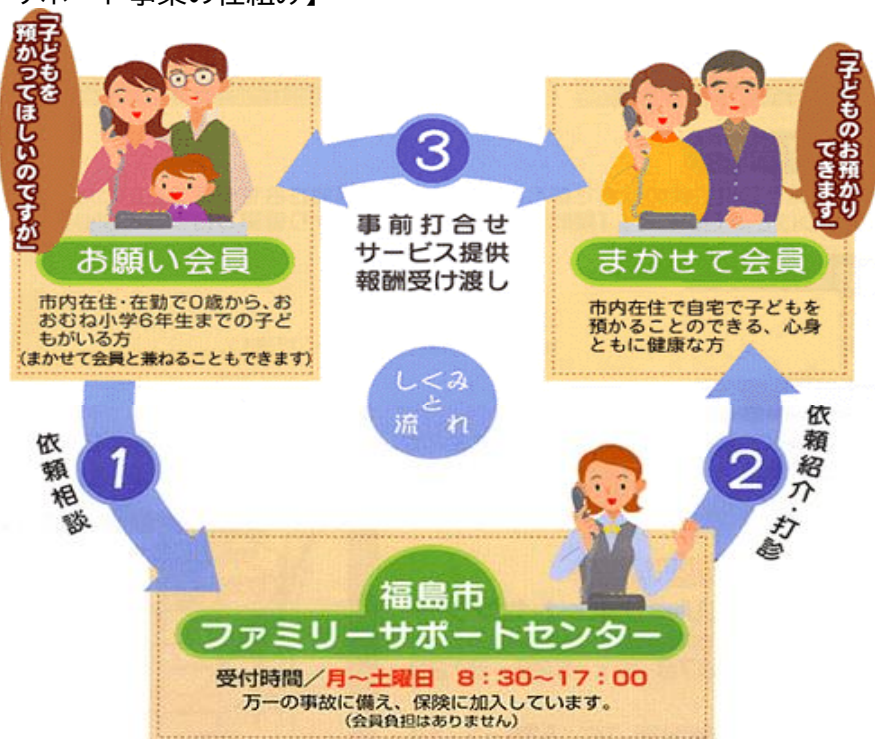
※1 子どものえがお条例(仮称)：地域社会全体で子育てを支援する機運を高め、日本一の子育て環境づくりを目指すため、条例を制定する。

※2 ファミリーサポート事業：「お子さんを預かってほしいかた」と「お子さんを預かることができるかた」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、地域が主体となっておこなう子育て支援の有償ボランティア活動。

※3 子育て世代包括支援センター事業：妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談支援を行う総合窓口。保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士・保育士などが相談に応じたり、関係機関と連携して必要なサービスを紹介するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。

※4 子ども医療費助成事業：18歳までのお子さんが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による療養費定額負担金を助成する制度。

【ファミリーサポート事業の仕組み】



出典：福島市
ホームページ

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(3) 生活支援の推進

⑫高齢者の支援

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者や、認知症高齢者などへの声掛け・見守り活動を行います。 認知症サポーター養成講座※3、認知症サポーターステップアップ研修を受講し、認知症への理解を深めます。 生きがいづくりや健康づくりなど、積極的に社会参加します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な声掛け・見守り サロン活動やいきいきももりん体操などへの参加 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ研修の受講 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者や、認知症高齢者などへの声掛け・見守り活動を行います。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、町内会による見守り活動の実施 民生児童委員協議会活動の実施 福島市社会福祉協議会地区協議会の配食活動の実施 サロン活動やいきいきももりん体操などへの参加の呼びかけ 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいいきいきサロン※1の運営を支援します。(社協) 地域包括支援センターで困りごとへの相談や介護予防などの高齢者の生活を支援します。(市委託事業) 企業等での認知症サポーター養成講座※2、認知症カフェ、認知症高齢者見守り・声かけ訓練等、オレンジプラン推進事業※3に取り組み、認知症の人も周囲の人も、安心して自分らしく暮らし続けることができるまちを目指します。 積極的に高齢者の雇用を支援します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいいきいきサロン運営事業の助成及び活動支援(社協) 地域ささえ合いネットワーク事業の推進(社協) 総合相談、介護予防事業の推進 包括的・継続的ケアマネジメント支援 オレンジプラン推進事業の取り組み 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターが地域でネットワークづくりを進められるよう支援します。 地域で自立した生活を継続するために、各種生活支援事業を実施します。 高齢者を介護している家族の負担軽減を図ることにより、介護離職防止や在宅生活の維持向上を図ります。 介護保険のサービス事業者を含む関係機関との連携を強化し、居宅サービスの適切な質と量の提供に努め、住み慣れた地域での自立した生活を支援します。 高齢者の再就労も含め、社会活動に参加できる環境づくりの推進を図ります。 生きがいづくりや健康づくりなど積極的に社会参加できる機会の創出を図ります。 認知症の人本人や家族の思いの把握・発信に努めながら、認知症の人も周囲の人も、安心して自分らしく暮らし続けることができるまちを目指し、福島市オレンジプランを推進します。 		
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センターの機能強化 ②各種生活支援、介護予防事業の推進 ③地域ささえ合いネットワーク事業の推進及び活動支援 ④地域サロンの活動支援事業の推進 ⑤各種在宅福祉サービス事業の推進 ⑥高齢者生涯活躍プロジェクト協議会の開催 ⑦高齢者元気アップ事業の推進 ⑧オレンジプラン推進事業の実施 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①長寿福祉課 ②長寿福祉課 ③地域福祉課 ④地域福祉課 ⑤長寿福祉課 ⑥長寿福祉課 ⑦長寿福祉課 ⑧長寿福祉課 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センターの機能強化 ②各種生活支援、介護予防事業の推進 ③地域ささえ合いネットワーク事業の推進及び活動支援 ④地域サロンの活動支援事業の推進 ⑤各種在宅福祉サービス事業の推進 ⑥高齢者生涯活躍プロジェクト協議会の開催 ⑦高齢者元気アップ事業の推進 ⑧オレンジプラン推進事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センターの機能強化 ②各種生活支援、介護予防事業の推進 ③地域ささえ合いネットワーク事業の推進及び活動支援 ④地域サロンの活動支援事業の推進 ⑤各種在宅福祉サービス事業の推進 ⑥高齢者生涯活躍プロジェクト協議会の開催 ⑦高齢者元気アップ事業の推進 ⑧オレンジプラン推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①長寿福祉課 ②長寿福祉課 ③地域福祉課 ④地域福祉課 ⑤長寿福祉課 ⑥長寿福祉課 ⑦長寿福祉課 ⑧長寿福祉課 		

- ※1 ふれあいいきいきサロン：地域を拠点として当事者である高齢者と、地域住民（ボランティア）とが一緒に企画をし、内容を決め、運営していく楽しい仲間づくりの場。また、高齢者とその家族の生活の両方を支援する。
- ※2 認知症サポーター養成講座：認知症について正しく理解し、偏見をもたず認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者。自分自身の問題と認識し友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることも自分のできる範囲での支援でありサポーターとしての活動。
- ※3 オレンジプラン推進事業：国の「認知症施策推進大綱」に基づき福島市認知症施策（福島市オレンジプラン）を策定し、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会づくりを推進する事業。認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、周囲の人も安心して自分らしく暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(3) 生活支援の推進

⑬障がい者の支援

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の障がい者などと日常的にあいさつを交わします。 日常の中で障がいのある人とない人がふれあえる地域交流事業やボランティア活動への参加など、障がい者への理解に努めます。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的なあいさつ ・地域交流事業への参加 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 声掛けや見守りの必要な障がい者などと日常的な付き合いを深め、孤立を防ぎます。 日常の中で障がいのある人とない人がふれあえる地域交流事業やボランティア活動を実施します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会活動の実施 ・サロン活動の実施 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する理解を深め、障がい者の求めに応じた合理的な配慮※1に努めます。 相談支援事業所において生活相談や福祉サービスの利用に向けた援助などを行います。（社協ほか） 障がい者の雇用を進め、働きやすい雇用環境づくりに努めます。 行政・その他事業者と連携し、情報提供、相談、サービスの提供を行います。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する理解及び合理的な配慮 ・障がい者の生活相談支援事業の推進 ・障がい者の積極的な雇用、労働環境の整備 ・相談支援事業所によるサービスの提供、総合相談支援の実施（社協ほか） 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 障がいへの認識や障がい者に対する理解を深めるために啓発・広報活動を推進し、障がい者の求めに応じた合理的な配慮を行うための環境づくりに努めます。 障がいの早期発見、早期療育や教育体制の整備を行い、発達障がいも含めたこども発達支援センターの機能充実を図ります。 いきいき共生推進委員会、ライフサポート会議などと連携しながら、障がいのある人の生活支援の場づくりについて協議し、一般就労や福祉的就労などの日中の活動の場に関する調整や協議をハローワーク、福島障害者職業センター、県北障害者就業・生活支援センターなどとともを進めていきます。 障がい者が社会活動に参加できる環境づくりの推進を図ります。 		
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①障がい者に対する理解、合理的な配慮及び啓発・広報活動の推進 ②障がい児交流事業の推進 ③障がい者週間記念事業の推進 ④就学サポートシートの活用による支援体制の整備 ⑤意思疎通支援事業※1の推進 ⑥市営住宅の優先入居の実施 ⑨心のバリアフリー講座の実施 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①障がい福祉課 ②障がい福祉課 ③障がい福祉課 ④こども家庭課 ④幼稚園・保育課 ④障がい福祉課 ④学校教育課 ⑤障がい福祉課 ⑥住宅政策課 ⑧産業雇用政策課 ⑨地域福祉課 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい者に対する理解、合理的な配慮及び啓発・広報活動の推進 ②障がい児交流事業の推進 ③障がい者週間記念事業の推進 ④就学サポートシートの活用による支援体制の整備 ⑤意思疎通支援事業※1の推進 ⑥市営住宅の優先入居の実施 ⑨心のバリアフリー講座の実施
<ul style="list-style-type: none"> ①障がい者に対する理解、合理的な配慮及び啓発・広報活動の推進 ②障がい児交流事業の推進 ③障がい者週間記念事業の推進 ④就学サポートシートの活用による支援体制の整備 ⑤意思疎通支援事業※1の推進 ⑥市営住宅の優先入居の実施 ⑨心のバリアフリー講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい福祉課 ②障がい福祉課 ③障がい福祉課 ④こども家庭課 ④幼稚園・保育課 ④障がい福祉課 ④学校教育課 ⑤障がい福祉課 ⑥住宅政策課 ⑧産業雇用政策課 ⑨地域福祉課 		

※1 合理的な配慮：障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）を行うこと。

※2 意思疎通支援事業：聴覚、言語、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳や要約筆記の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図る事業。手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣を行うとともに、障がい福祉課に手話通訳者を配置し、障がいのある方への意思疎通支援を行う。また、「市政広報テレビ5分番組」では手話通訳の同時放映を行う。

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(3) 生活支援の推進

⑭生活困窮者の支援

市民の役割	・身近な生活困窮者を把握し、地域や町内会などに本人の同意を得て相談します。		
	主な取組み	・日常的な声掛け・見守り	
地域の役割	・日ごろから地域でのあいさつを励行し顔見知りの関係を作ります。 ・町内会・地域活動において生活困窮者の把握に努めます。		
	主な取組み	・民生児童委員協議会活動の実施	
事業者などの役割	・該当する施設において、無料低額老健施設利用事業※1を実施します。 ・指定された医療機関において、無料低額診療事業※2を実施します。 ・自立更生に向けた資金貸付の相談等を実施します。(社協) ・フードバンク※3事業を実施します。(社協ほか)		
	主な取組み	・無料低額老健施設利用事業の推進 ・無料低額診療事業の推進 ・自立更生支援を目的とした資金貸付の相談・受付(社協) ・フードバンク事業の推進	
行政の役割	・福祉・医療・保健などの関係機関と連携し、相談支援及び自治会や民生委員・児童委員などの地域住民や関係支援機関とのネットワークづくりに取り組みます。 ・ハローワーク福島との連携を強化し、経済的自立の支援を図ります。 ・生活困窮者自立支援制度の各事業による支援を行います。		
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ①福島市生活困窮者自立支援関係機関連携連絡会議(仮称)の開催^新 ②ハローワークの就労支援の実施 ③自立相談支援事業※4の推進 ④住居確保給付金※5の支給 ⑤家計改善支援事業※6の推進 ⑥子どもの学習・生活支援事業※7の推進 ⑦生活困窮者就労訓練事業の推進 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ①生活福祉課 ②生活福祉課 ③生活福祉課 ④生活福祉課 ⑤生活福祉課 ⑥生活福祉課 ⑦生活福祉課 </td> </tr> </table>	①福島市生活困窮者自立支援関係機関連携連絡会議(仮称)の開催 ^新 ②ハローワークの就労支援の実施 ③自立相談支援事業※4の推進 ④住居確保給付金※5の支給 ⑤家計改善支援事業※6の推進 ⑥子どもの学習・生活支援事業※7の推進 ⑦生活困窮者就労訓練事業の推進
①福島市生活困窮者自立支援関係機関連携連絡会議(仮称)の開催 ^新 ②ハローワークの就労支援の実施 ③自立相談支援事業※4の推進 ④住居確保給付金※5の支給 ⑤家計改善支援事業※6の推進 ⑥子どもの学習・生活支援事業※7の推進 ⑦生活困窮者就労訓練事業の推進	①生活福祉課 ②生活福祉課 ③生活福祉課 ④生活福祉課 ⑤生活福祉課 ⑥生活福祉課 ⑦生活福祉課		

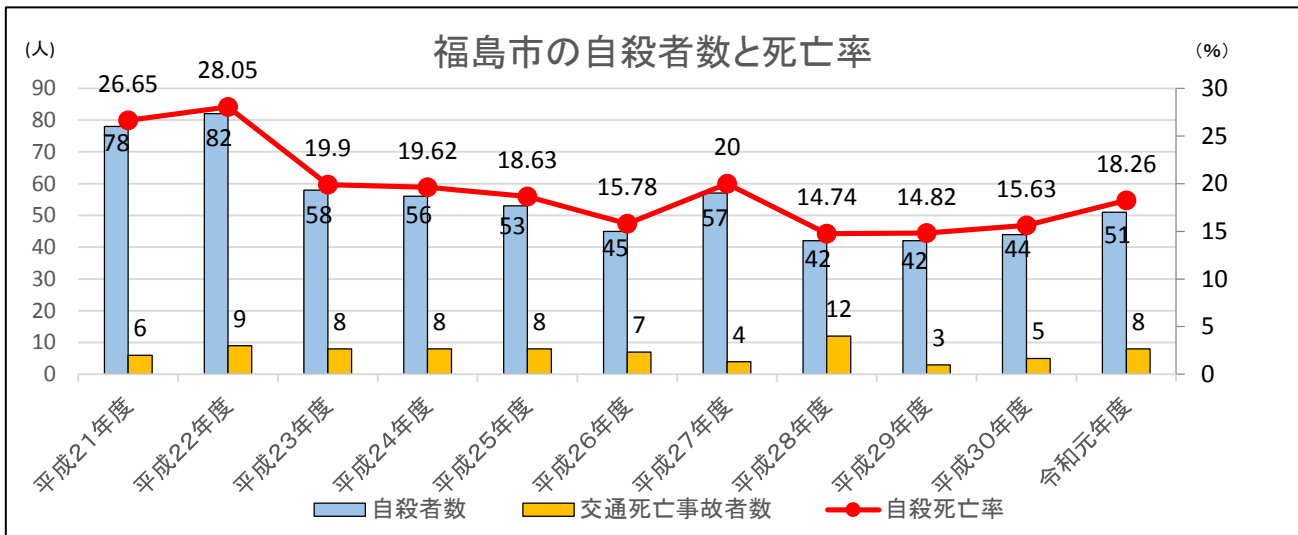
- ※1 無料低額老健施設利用事業:社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者に対して無料又は定額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業。
- ※2 無料低額診療事業:社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業。
- ※3 フードバンク:包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。
- ※4 自立相談支援事業:生活困窮者に対する自立に向けた相談、支援を行う事業。住居確保給付金、就労訓練、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を行う。
- ※5 住居確保給付金:離職などにより又は休業などの個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少し離職等と同程度の状況で住居を失った方、または住居を失うおそれのある方で、受給要件を満たした方に対し、就職活動をおこなうことを条件に一定期間家賃相当額を支給する。
- ※6 家計改善支援事業:家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、情報提供や専門的助言を行い、早期の生活再生を支援する。
- ※7 子どもの学習・生活支援事業:経済的に困窮した世帯を対象に、子どもへの学習支援、養育や進学等の保護への助言を行う。

包括的な相談体制と サービス提供体制の構築

(1) いのちの擁護の推進

【現状と課題】

- 自殺死亡率、自殺者数は減少から増加傾向に転じるとともに、依然として交通事故死亡者数の数倍となっています。精神疾患、社会的孤立、生活困窮など多様かつ複雑な要因から自殺に追い込まれる状況です。身近な人が孤独・孤立に陥らないように、本人に寄り添えるような自殺への対策を進めていくことが必要です。
- 認知症や障がいによって判断能力が十分でなく、一人では契約や選択が困難になった方が、引き続き地域で生活を送り続けるための支援が必要です。自分からSOSを発信できず権利や生活を守ることができない方を、行政と地域住民や関係機関が連携して早期に発見し、権利擁護支援につなげる仕組みが必要です。
- 誰もが一人の人間として尊重され、地域の中でその人らしい生活を送るために、財産の管理や必要なサービスを受けるための手続きをする成年後見制度の活用が求められています。
- 子ども、高齢者、障がい者への虐待は重大な人権侵害ですが、家庭内で行われることがあり、発見は難しく潜在化しやすいことが問題となっています。虐待へと進んでしまうような状況の早期発見・早期対応が求められています。



【福島市の自殺者の特徴（平成24～28年度の合計253人 内訳：男性178人 女性75名）】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)
1位 男性60歳以上無職同居	34	13.4%	30.3
2位 男性40～59歳有職同居	27	10.7%	18.7
3位 女性60歳以上無職同居	24	9.5%	12.9
4位 男性40～59歳無職同居	16	6.3%	134.4
5位 男性20～39歳無職同居	16	6.3%	86.1

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (1) いのちの擁護の推進

【施策の方向性】

- 自殺に追い込まれようとしている人が地域で安心して生活が送れるようにするために、精神保健的な視点だけではなく、社会や経済的な視点を含む包括的な取り組みを実施します。
- 認知症や障がいによって判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用や、金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業（愛称：あんしんサポート事業※1）の広報・啓発に努め、利用を促進します。
- 権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、初期の段階から支援できるよう、地域住民と関係機関が連携できる体制を整備し、その中核となる機関を設置します。
- 「福島市権利擁護センター※2」において、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、権利擁護に関する相談を広く受け付け、後見人などの活動支援と市民後見人の育成を行います。
- 支援する親族がない方のための市長による成年後見審判の申立等、成年後見制度の利用を支援します。
- 児童虐待やDVについての相談窓口を設置し、関係機関・専門家などによる高齢者虐待防止連絡会議や、福島市要保護児童対策地域協議会において、虐待の発生防止や、早期発見・早期対応・虐待環境の改善と再発防止に取り組みます。

※1 あんしんサポート事業：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより日常生活上の判断に不安のある方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。福島県社会福祉協議会の委託により福島市社会福祉協議会で実施。

※2 福島市権利擁護センター：認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどにより判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域における権利擁護体制の充実を図るため設置された相談支援機関。

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (1) いのちの擁護の推進

⑮自殺防止対策の推進

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人の様子の変化に気づき、相談機関につなげます。 ・自殺予防の正しい知識を学びます。 ・心や体の不調が続く場合は、精神科や心療内科を受診します。 																						
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・普段からの声かけ ・セミナーの受講 ・精神科・心療内科の受診 																					
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立に陥らないように、声かけや居場所づくりなどの支援を行います。 ・地域の中で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へつなげます。 ・本人の気持ちを尊重し、寄り添い、傾聴しながら、早めに専門家に相談するように促します。 ・自殺予防の正しい知識を学びます。 																						
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくりなどの支援 ・地域での見守り・相談などの支援 ・出前講座の開催 																					
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の推進など、職場環境を改善します。 ・自殺予防の正しい知識を学びます。 																						
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福島市自殺対策ネットワーク会議への参加 ・職場環境の改善 ・出前講座の受講 																					
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策を総合的・効果的に推進するために関係機関・団体と連携します。 ・自殺対策の担い手となる人材を幅広く育成します。 ・関係課と連携を図りながら自殺予防の普及啓発を行います。 ・健康問題、経済、生活環境などに不安や悩みを抱えている方々に対し必要な支援を行います。 ・児童生徒に対するSOSの出し方の教育、受け止め方の整備を推進します。 ・高齢者の孤立・孤独の予防や、高齢者を支える家族への支援を推進します。 ・生活困窮者の把握、早期の相談及び支援制度へのつなぎを行います。 ・労働者・経営者の健康経営に資する取り組みを推進します。 																						
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">①福島市自殺対策ネットワーク会議など各種団体との連携</td> <td style="width: 33%;">①全課</td> </tr> <tr> <td>②啓発リーフレットなどによる相談窓口の周知</td> <td>②障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>③市民相談、法律相談の実施</td> <td>③生活課</td> </tr> <tr> <td>④セミナー、出前講座等などの啓発活動による人材育成</td> <td>④障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育</td> <td>④健康推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤こども家庭課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤学校教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤教育研修課</td> </tr> <tr> <td>⑥高齢者の自殺対策</td> <td>⑥長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑦自殺念慮を抱えた方への支援</td> <td>⑦生活福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑧労働者・経営者の自殺対策</td> <td>⑧商工業振興課</td> </tr> </table>	①福島市自殺対策ネットワーク会議など各種団体との連携	①全課	②啓発リーフレットなどによる相談窓口の周知	②障がい福祉課	③市民相談、法律相談の実施	③生活課	④セミナー、出前講座等などの啓発活動による人材育成	④障がい福祉課	⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育	④健康推進課		⑤こども家庭課		⑤学校教育課		⑤教育研修課	⑥高齢者の自殺対策	⑥長寿福祉課	⑦自殺念慮を抱えた方への支援	⑦生活福祉課	⑧労働者・経営者の自殺対策
①福島市自殺対策ネットワーク会議など各種団体との連携	①全課																						
②啓発リーフレットなどによる相談窓口の周知	②障がい福祉課																						
③市民相談、法律相談の実施	③生活課																						
④セミナー、出前講座等などの啓発活動による人材育成	④障がい福祉課																						
⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育	④健康推進課																						
	⑤こども家庭課																						
	⑤学校教育課																						
	⑤教育研修課																						
⑥高齢者の自殺対策	⑥長寿福祉課																						
⑦自殺念慮を抱えた方への支援	⑦生活福祉課																						
⑧労働者・経営者の自殺対策	⑧商工業振興課																						

※1 福島市自殺対策ネットワーク会議：地域における自殺対策を総合的に推進するため設置された。関係機関や団体等との緊密な連携や、地域におけるネットワークの強化を図る。

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (1) いのちの擁護の推進

⑯日常生活自立支援の推進

市民の役割	・認知症高齢者や障がい者が、判断能力が十分でないため福祉サービスの利用手続きや金銭管理等がうまくできない場合は、民生委員・児童委員や町会長などに相談します。		
	主な取組み	・自分自身の健康維持、就労への努力 ・日常的な声掛け・見守り	
地域の役割	・認知症高齢者や障がい者が、判断能力が十分でないため福祉サービスの利用手続きや金銭管理等がうまくできず、日常生活に支障があると見受けられる場合は、地域包括支援センターなどに相談します。		
	主な取組み	・民生委員・児童委員、町会長から地域包括支援センターなどへの橋渡し	
事業者などの役割	・認知症高齢者や障がい者が、判断能力が十分でないため福祉サービスの利用手続きや金銭管理等がうまくできず、日常生活に支障があると見受けられる場合は、地域包括支援センターなどへ相談します。 ・福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行います。(社協)		
	主な取組み	・日常生活自立支援事業の推進(社協)	
行政の役割	・福島市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を促進します。		
	主な取組み	①日常生活自立支援事業に関する利用促進に向けた周知	①長寿福祉課 ①障がい福祉課

第3章
現状の課題と施策の方向性

【日常生活自立支援事業(愛称:あんしんサポート)】

1 利用対象者

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活上の判断に不安のある方

※認知症の診断の有無、障がい者手続の有無は問いません。
※施設や病院に入院、入居している方も利用できます。

この事業はご本人と契約を結んで利用していただく制度です。そのため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが難しくなります。
その場合、「成年後見制度」の利用など、ご本人にふさわしい援助につなぐ支援をします。

※判断能力については、社会福祉協議会の職員が「契約維持ガイドライン」(利用希望者の基本情報や見当識等を確認するためのインタビュー調査)に基づき、ご本人に質問をして判断します。

2 主なサービスの内容

次の①を基本に、ご希望やご本人の状況などに応じて、②③のサービスを合わせて利用することができます。

①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスに関する情報提供をします。
- 福祉サービスを利用または利用をやるために必要な手続きをします。
- 福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きを援助します。

できないこと 施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除 など

②日常的な金銭管理サービス

- 銀行などに行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援します。
- 医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続きをします。
- 日用品の代金を支払う手続きをします。

できないこと 不動産や預貯金の資産運用 など

③書類等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。
例) 年金証書、保険証書、その他社会福祉協議会が適当を認めた書類など

お預かりできない物 貴金属、貴重品、有価証券、書画、宝石、現金 など

3 サービスの流れ

- 相談の受付** 社会福祉協議会へご相談ください
- 訪問関係者との調整** 社会福祉協議会の職員が訪問します。また、ご家族、事業者、金融機関、関係者
- 支援計画の作成** ご本人と社会福祉協議会が具体的なサービスの計画を作ります
- 契約** 支援計画の内容にもとづき、ご本人と社会福祉協議会との間で利用契約を結びます
- サービス開始** 生活支援員(社会福祉協議会の非常勤職員)が支援計画に沿ってご本人を訪問し、サービスを行います
- 定期的な支援計画の見直し** 定期的な支援計画の内容を見直し、変更が必要な場合はご本人と相談して支援計画を変更します
- 終了**
 - ご本人から申し出があったとき
 - ご本人が亡くなったとき
 - 判断能力の低下や生活状況の変化により、契約の継続が困難になったとき

4 利用料

※平成28年4月からの利用料です。

- 相談から契約までは無料です。
- 契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。(1時間を越えると30分ごとに400円が加算されます)
※その他、生活支援員の交通費がかかります。
- 貸金庫を利用する場合、実費をいただきます。
- 生活保護を受けている方は無料です。
- 月1~2回のご利用が多いので、1ヶ月あたり1,200~2,400円程度の負担が平均的な月額利用料となっています。

出典: 福島市社会福祉協議会ホームページ

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (1) いのちの擁護の推進

⑰ 成年後見制度※1の利用支援

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について学習するとともに、市民後見人などにより権利擁護活動に参加します。 ・身近に支援を必要とする人がいる際、本人の意思決定について尊重します。 										
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度についての学習会へ参加 ・市民後見人養成講座へ参加 									
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用が必要と思われる人を地域包括支援センターなどへつなげます。 ・後見人などの活動を理解し、その活動に協力します。 ・支援をする際に本人の意思決定について配慮します。 										
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度についての学習会へ参加 									
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見※2を行います。 ・成年後見制度についての学習会を開催します。 ・町内会、福島市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携し、情報共有及び相談体制の充実を図ります。 ・成年後見制度の利用が必要な人を権利擁護センターや各相談機関につなげます。 ・本人と後見人などを、チームとして日常的に支えます。 										
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する広報・相談 ・市民後見人の養成 ・後見人などの支援 ・成年後見制度の周知 									
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人制度及び消費生活相談に関する窓口について周知を行い、各事業の利用促進を図ります。 ・権利擁護に関する総合的な支援体制を整備します。 ・成年後見制度の利用支援に努めます。 ・各機関と連携して、制度が必要な人を適切に支援につなげます。 										
	主な取組み	<table border="0"> <tr> <td>① 成年後見市長申立の実施</td> <td>① 長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>② 成年後見利用支援事業の強化</td> <td>② 障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>③ 権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>④ 後見人など受任調整会議の実施</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>⑤ 後見人などの支援</td> <td>⑤</td> </tr> </table>	① 成年後見市長申立の実施	① 長寿福祉課	② 成年後見利用支援事業の強化	② 障がい福祉課	③ 権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築	③	④ 後見人など受任調整会議の実施	④	⑤ 後見人などの支援
① 成年後見市長申立の実施	① 長寿福祉課										
② 成年後見利用支援事業の強化	② 障がい福祉課										
③ 権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築	③										
④ 後見人など受任調整会議の実施	④										
⑤ 後見人などの支援	⑤										

※1 成年後見制度：認知症、知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度（財産の管理や各種契約など）。

※2 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

【権利擁護センターパンフレット】



出典：福島市社会福祉協議会
ホームページ

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (1) いのちの擁護の推進

⑱虐待防止ネットワークの充実

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で見守りを行い、近所で異変に気付いたら速やかに民生委員・児童委員や主任児童委員、相談機関や行政機関に連絡します。 気になる子どもや子育て家庭に気づいたら速やかに相談窓口にご相談します。 子育てや介護に悩んだら身近な人に相談します。 虐待防止の講演会に参加します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 近所の人や組織による日頃からの見守り 虐待防止講演会への参加 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、高齢者、障がい者の虐待を疑うような気になる相談を受けたら、地域包括支援センターや行政機関につなげます。 虐待防止に関する勉強会や講演会を開催します。 子ども食堂や、認知症カフェなど、気軽な相談の場や居場所づくりを行います。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止に関する勉強会・講演会の開催 気軽な相談の場や居場所づくり 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 虐待に関する理解促進のための広報・啓発活動を実施します。 ネットワーク構築を図り、権利擁護体制の充実を進めます。 権利擁護センター、ふくしま障害者虐待防止センターで虐待の相談を受け付け、適切に対応します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護センターによる相談受付（社協） 虐待に関する相談受付 各地区の集会へ参加し、制度の広報を実施 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待やDVについての相談窓口を設置します。また、福島県中央児童相談所、福島県人権擁護委員連合会、福島県障がい者権利擁護センター、女性のための相談支援センターなどと連携し、相談支援体制を整備します。 関係機関・専門家などによる高齢者虐待防止連絡会議や、福島市要保護児童対策地域協議会において、虐待の発生防止や、早期発見・早期解決・再発防止に取り組めます。 福島県中央児童相談所、福島県人権擁護委員連合会、福島県障がい者権利擁護センター、地域包括支援センターなどと連携し、支援体制を整備します。 虐待防止に関する各種情報提供や、啓発活動に努め、早期発見、及び発生防止に取り組めます。 地域包括支援センターで高齢者の虐待の相談・通報を受け付け適切に対応します。 		
	主な取組み	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども家庭総合支援拠点の機能強化 ②福島市要保護児童対策地域協議会と協働し個別ケース支援会議や事例検討会を実施 ③幼児教育・保育施設や学校、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、女性相談等の関係機関との連携 ④ふくしま障害者虐待防止センターの運営支援 ⑤オレンジリボン運動※1 ⑥高齢者虐待防止連絡会議の設置 ⑦虐待防止講演会の開催 ⑧地域包括支援センターとの連携 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①こども家庭課 ②こども家庭課 ③こども家庭課 ③幼稚園・保育課 ④障がい福祉課 ⑤こども家庭課 ⑥長寿福祉課 ⑦こども家庭課 ⑧長寿福祉課 ⑧障がい福祉課 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ①子ども家庭総合支援拠点の機能強化 ②福島市要保護児童対策地域協議会と協働し個別ケース支援会議や事例検討会を実施 ③幼児教育・保育施設や学校、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、女性相談等の関係機関との連携 ④ふくしま障害者虐待防止センターの運営支援 ⑤オレンジリボン運動※1 ⑥高齢者虐待防止連絡会議の設置 ⑦虐待防止講演会の開催 ⑧地域包括支援センターとの連携
<ul style="list-style-type: none"> ①子ども家庭総合支援拠点の機能強化 ②福島市要保護児童対策地域協議会と協働し個別ケース支援会議や事例検討会を実施 ③幼児教育・保育施設や学校、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、女性相談等の関係機関との連携 ④ふくしま障害者虐待防止センターの運営支援 ⑤オレンジリボン運動※1 ⑥高齢者虐待防止連絡会議の設置 ⑦虐待防止講演会の開催 ⑧地域包括支援センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ①こども家庭課 ②こども家庭課 ③こども家庭課 ③幼稚園・保育課 ④障がい福祉課 ⑤こども家庭課 ⑥長寿福祉課 ⑦こども家庭課 ⑧長寿福祉課 ⑧障がい福祉課 		

※1 オレンジリボン運動：NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担っている児童虐待防止の広報啓発活動。

(2) 関係機関との連携体制の強化

【現状と課題】

- 少子高齢化や核家族化の進行により、地域の中で子どもや高齢者、障がい者などの見守りが難しいなど、個人の努力や行政の施策では解決の難しい様々な問題が発生しています。問題の解決に向けて、これまでの経験を生かした地域のボランティアの協力が重要です。
- 地域において社会福祉団体・福祉サービス事業者等は様々な活動を展開していますが、それらの連携については十分な状態とは言えない現状です。専門的な社会福祉団体・福祉サービス事業者等の力を結集して、問題を解決していくことが求められています。
- 生活様式の変化による価値観の多様化が進み、8050問題やダブルケア問題などの複合的な課題が発生しています。常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う民生委員・児童委員の役割がますます重要になってきています。

【施策の方向性】

- 地域活動・地域交流を深めながら、ボランティア活動の取り組みの紹介や、研修などの支援を進め、連携して地域の様々な活動を支えていきます。
- 地域福祉推進の中核である福島市社会福祉協議会や社会福祉法人・福祉サービス事業者、現行の制度では支援が十分に行き届いていない地域住民のサポートをしているNPO法人などの地域活動団体との連携を進め、幅広い支援が提供できる環境づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員は活動の中で、「住民が自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助」を行っていますが、その活動が円滑にできるよう連携・支援するとともに、人材の発掘・育成に努めます。

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (2) 関係機関との連携体制の強化

⑨ ボランティアとの連携

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域のボランティアと連携し、地域の課題解決に取り組みます。 福島市社会福祉協議会ボランティアセンター※1へボランティアの登録を行います。 子どもと一緒に家族で地域のボランティア活動に積極的に参加します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 各地域事業への参加 親子の清掃活動 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の様々な活動へ参加者を勧誘します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 町内会にボランティア部会を組織 勉強会や情報交換会を実施 子育てサークルなどの活動支援 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターでボランティアの登録や斡旋、研修会などの活動支援を行います。(社協) 従業員がボランティア活動に参加しやすくなるような職場環境づくり(ボランティア休暇や年休の取得など)をします。 事業者による地域貢献活動実施し、従業員のボランティア活動支援をします。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動支援事業の推進(社協) 事業者による地域貢献活動や従業員のボランティア活動 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市内で活動するボランティアやNPO法人を地域資源として把握し、市民へ情報提供します。 帰国・外国出身児童・生徒へのサポートや、認知症の方のサポート体制を構築します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動の支援・相談・紹介 ②帰国・外国出身児童・生徒へのサポーター —派遣事業※2の推進 ③認知症サポーター養成講座 ④オレンジプランの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域協働課 ②定住交流課 ③長寿福祉課 ④長寿福祉課

※1 福島市社会福祉協議会のボランティアセンター:市民の一人でも多くの方がボランティア活動に参加していただき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉社会がつかれるように、ボランティア活動に関する各種事業を行っている。



福島市社会福祉協議会
ボランティアセンターの事業



ボランティアに関する相談

ボランティア研修会・講座の開催、福祉に関する情報提供

ボランティアの登録・斡旋、ボランティア保険の加入促進

グループ活動の広報等の支援

※2 帰国・外国出身児童・生徒へのサポーター派遣事業:市内の公立小中学校に在籍し、日本語理解の不十分な児童・生徒を支援するため、(公財)福島県国際交流協会の協力のもと、福島市教育委員会と共催で学校へ日本語指導サポーターを派遣する事業。

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (2) 関係機関との連携体制の強化

⑩社会福祉団体・福祉サービス事業者等との連携

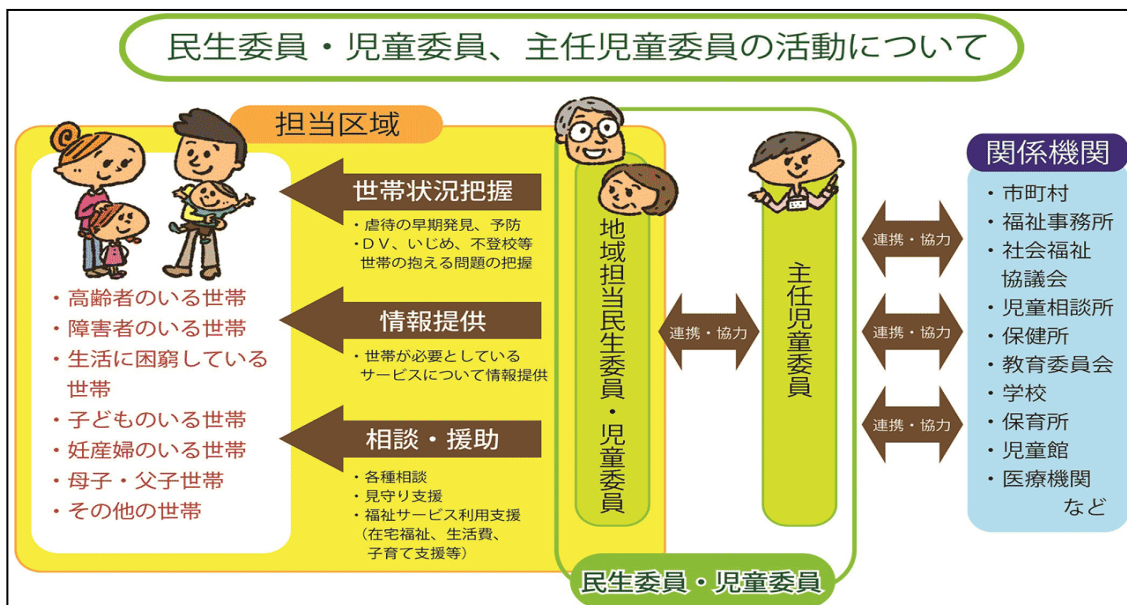
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉団体・福祉サービス事業者などの活動への理解を深め、その活動に参加します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業や活動への参加 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉団体・福祉サービス事業者などの活動への理解を深め、その活動に協力します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業や活動への協力 小地域ネットワーク活動 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉を推進する社会福祉団体、福祉サービス事業者、NPO法人が連携して、地域福祉活動を展開します。 福島市社会福祉協議会と行政、町内会などと連携し、地域福祉活動を推進します。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 福祉バスの運行（社協） 各種事業の活動の協力 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 福島市社会福祉協議会、社会福祉団体・福祉サービス事業者などの体制強化及び活動を支援します。 福島市社会福祉協議会、社会福祉団体・福祉サービス事業者などと連携し、きめの細やかな地域福祉活動を推進します。 市民活動サポートセンターが行う市民活動に関する相談や情報提供などの充実を図ります。 		
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①福島市社会福祉協議会の運営支援 ②福祉バス運行の支援 ③小地域ネットワーク活動への支援 ④市民活動サポートセンターによる市民活動団体への支援 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉課 ②地域福祉課 ③地域福祉課 ③障がい福祉課 ④地域協働課 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ①福島市社会福祉協議会の運営支援 ②福祉バス運行の支援 ③小地域ネットワーク活動への支援 ④市民活動サポートセンターによる市民活動団体への支援
<ul style="list-style-type: none"> ①福島市社会福祉協議会の運営支援 ②福祉バス運行の支援 ③小地域ネットワーク活動への支援 ④市民活動サポートセンターによる市民活動団体への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉課 ②地域福祉課 ③地域福祉課 ③障がい福祉課 ④地域協働課 		

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (2) 関係機関との連携体制の強化

② 民生委員・児童委員との連携

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員の活動への理解に努めます。 ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員になり、地域のために活動します。 	
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島市社会福祉協議会地区協議会の活動への参加
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員と連携を図りながら、その活動への協力に努めます。 ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員となる人材を発掘・育成します。 	
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者のリストアップ及び見守り活動の実施 ・ 町内会との連携、行事への協力
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島市社会福祉協議会地区協議会、地域包括支援センター、その他団体と連携し、活動を推進します。 ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員の活動のための研修会を実施します。(社協) 	
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島市社会福祉協議会地区協議会と地域包括支援センターの連携 ・ 市民生児童委員協議会の運営(社協) ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員の研修を実施(社協)
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の理解を得られるよう、民生委員・児童委員や主任児童委員の役割や活動について周知します。 ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員と情報を共有し、連携して支援が必要な方の支援を進めます。 ・ 民生委員・児童委員や主任児童委員の活動のため、研修を実施します。 	
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報誌やホームページなどで民生委員・児童委員や主任児童委員の活動紹介 ② 民生委員・児童委員や主任児童委員に対して必要な情報を提供することにより活動を支援 ③ 民生委員・児童委員や主任児童委員の研修

第3章
現状の課題と施策の方向性



出典: 政府広報

(3) 福祉サービスの適正な提供

【現状と課題】

- 地域住民が抱える8050問題やダブルケア問題など、複合的で複雑化した課題を解決するための体制整備や、身近に相談できる窓口の充実が求められています。
- 福祉サービスなどを必要としている人が自分に合ったサービスが受けられるよう、適切な情報を提供することが必要です。
- 福祉サービスが必要な状況となったときに、対象者一人ひとりに合った質の高いサービスの提供が求められています。
- 地域の子ども、高齢者、障がい者などの見守り活動や支援には、町内会、民生委員・児童委員、PTA、社会福祉団体・福祉サービス事業者、NPO法人など様々な地域活動を担っている団体とのネットワークづくりが必要です。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活できるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの整備に向けた取り組みを、多様な職種や関係機関、地域住民との協働で進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 地域住民が抱えるさまざまな地域生活課題を解決するために、行政、事業者、地域の相互連携のもと、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制を整備します。
- サービスの有無や、サービスの提供を受けるための方法などの情報が、適切に利用希望者に届くよう、情報発信するとともに、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 地域福祉については、様々なサービスが市や事業者から提供されていますが、サービスの利用について利用者が不利益を受けないよう各事業者と連携しながら福祉サービスの質の向上に努めます。
- 市と民間事業所との見守り協定の締結や、各団体が地域で連携を進める取り組みの助成などを進めながら、地域と行政のネットワークづくりの強化に努めます。
- 行政・医療機関・地域包括支援センターなどが中心的な役割を果たしながら、民生委員・児童委員・主任児童委員、ボランティア、NPO団体、地域住民が主体となった地域包括ケアシステムの整備を推進します。

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (3) 福祉サービスの適正な提供

②包括的支援体制の整備

市民の役割	・ 8050問題やダブルケア問題など、様々な生活課題について、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域包括支援センター、町内会に相談します。												
	主な取組み	・ 生活課題について、関係機関へ相談します。											
地域の役割	・ 町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉団体やNPO法人などが連携・協力し、身近な相談・支援を充実させます。												
	主な取組み	・ 福島市社会福祉協議会地区協議会や関係機関への情報提供											
事業者などの役割	・ 福祉施設や福祉関係事業者の相談支援機能を地域に提供するとともに、身近な相談機能の充実に努めます。												
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動の情報提供・相談・支援（社協） ・ 子育て支援センター・えがおとの連携 ・ 地域包括支援センター（市委託事業）による高齢者福祉サービス情報の提供・相談・支援 ・ ふくしま基幹相談支援センターによる総合相談及び相談支援事業所による障がい種別に対応した相談・支援の実施 											
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民や町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、福島市社会福祉協議会などによる、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します。 ・ 市内にある相談窓口の周知及び利用の促進を図ります。 ・ 相談機関と各種専門機関との連携を深め、相談窓口の機能強化を推進します。 ・ 「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する支援体制を整備します。 												
	主な取組み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">①子育て世代包括支援センター事業での妊娠期から子育て期の相談支援体制強化</td> <td style="width: 33%;">①こども家庭課</td> </tr> <tr> <td>②地域包括支援センターによる高齢者福祉サービスの総合相談窓口の設置</td> <td>②長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>③ふくしま基幹相談支援センター及び障がい種別に対応した相談窓口の設置</td> <td>③障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>④精神障害に対応した地域包括ケアの推進</td> <td>④障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑤生活困窮者自立相談支援事業での生活困窮世帯への支援の強化</td> <td>⑤生活福祉課</td> </tr> <tr> <td>⑥包括的な相談・支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）新重</td> <td>⑥地域福祉課</td> </tr> </table>	①子育て世代包括支援センター事業での妊娠期から子育て期の相談支援体制強化	①こども家庭課	②地域包括支援センターによる高齢者福祉サービスの総合相談窓口の設置	②長寿福祉課	③ふくしま基幹相談支援センター及び障がい種別に対応した相談窓口の設置	③障がい福祉課	④精神障害に対応した地域包括ケアの推進	④障がい福祉課	⑤生活困窮者自立相談支援事業での生活困窮世帯への支援の強化	⑤生活福祉課	⑥包括的な相談・支援体制の充実（重層的支援体制整備事業） 新 重
①子育て世代包括支援センター事業での妊娠期から子育て期の相談支援体制強化	①こども家庭課												
②地域包括支援センターによる高齢者福祉サービスの総合相談窓口の設置	②長寿福祉課												
③ふくしま基幹相談支援センター及び障がい種別に対応した相談窓口の設置	③障がい福祉課												
④精神障害に対応した地域包括ケアの推進	④障がい福祉課												
⑤生活困窮者自立相談支援事業での生活困窮世帯への支援の強化	⑤生活福祉課												
⑥包括的な相談・支援体制の充実（重層的支援体制整備事業） 新 重	⑥地域福祉課												

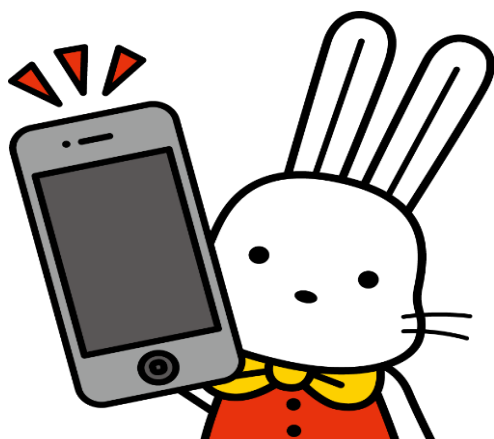
第3章
現状の課題と施策の方向性

3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (3) 福祉サービスの適正な提供

③適正な情報の発信と提供

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市や関係機関などが発信する情報をよく確認し、積極的に活用します。 近所の方と相談し合える関係を作ります。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 町内会活動などへの参加 サロン活動への参加 	
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、民生委員・児童委員などは、活動に必要な情報を共有するとともに、福祉サービスを必要とする方へわかりやすい情報提供に努めます。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 町会だよりの発行 	
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係事業者は、身近な相談窓口として地域に密着した活動を行います。 福祉関係事業者は、福祉サービスや施設利用などの情報収集・提供に努めます。 		
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民への福祉情報提供、広報資料の作成（社協） 相談時の情報提供や、ホームページなどの広報 	
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスについて、わかりやすい情報提供に取り組み、サービスを受けやすくします。 身近で相談できる場所の広報に取り組み、迅速で適切なサービス提供につなげます。 障がいの特性に応じた多様な情報提供に努めます。 インターネットやSNS※1などを使用し、情報発信します。 		
	主な取組み	①子ども・高齢者・障がい者の福祉サービスについての広報資料の作成・提供及び相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ①長寿福祉課 ①障がい福祉課 ①こども政策課 ①こども家庭課

※1 SNS: Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

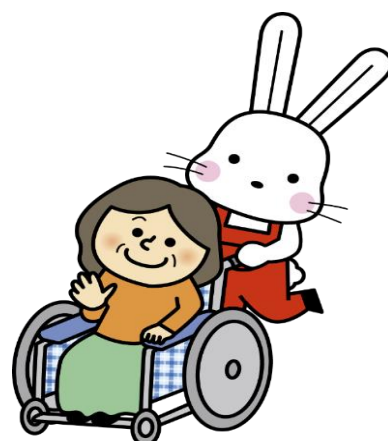


3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (3) 福祉サービスの適正な提供

④福祉サービスの質の向上

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用の相談や苦情はまず事業者申し出て、解決がつかないときは、市などの窓口で相談します。 サービス利用における疑問点を事業者から十分に聞き取り、納得したうえでサービスの提供を受けます。 	
	主な取組み	・事業者などへの相談
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域のサービスが必要な利用者へ適切なサービスを知らせます。 	
	主な取組み	・地域へのサービスの周知
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係事業者は、自己評価及び第三者評価の実施に努め、サービスに対する苦情と解決についての説明責任を果たすとともに、情報の公開に努めます。 福祉関係事業者は、利用者一人ひとりを尊重したサービスの提供を行うとともに、利用者の意見や提案を取り入れながらより良質な福祉サービスの提供に努めます。 福祉関係事業者は、従事者に研修を実施し、資質の向上に努めます。 	
	主な取組み	・各事業所のサービス自己評価の公表
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への制度及びサービスの広報に努め、利用を促進します。 事業者に対する利用者の苦情に対しては、事業者への指導・助言を行うとともに、事業者が適正なサービスを提供できるよう支援を行います。 社会福祉法人などの運営指導及び監査を実施し、適正な運営及びサービス提供を行えるようにします。 	
	主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ①各事業の相談・苦情等の窓口の設置 ②社会福祉法人等の運営指導・監査

第3章
現状の課題と施策の方向性



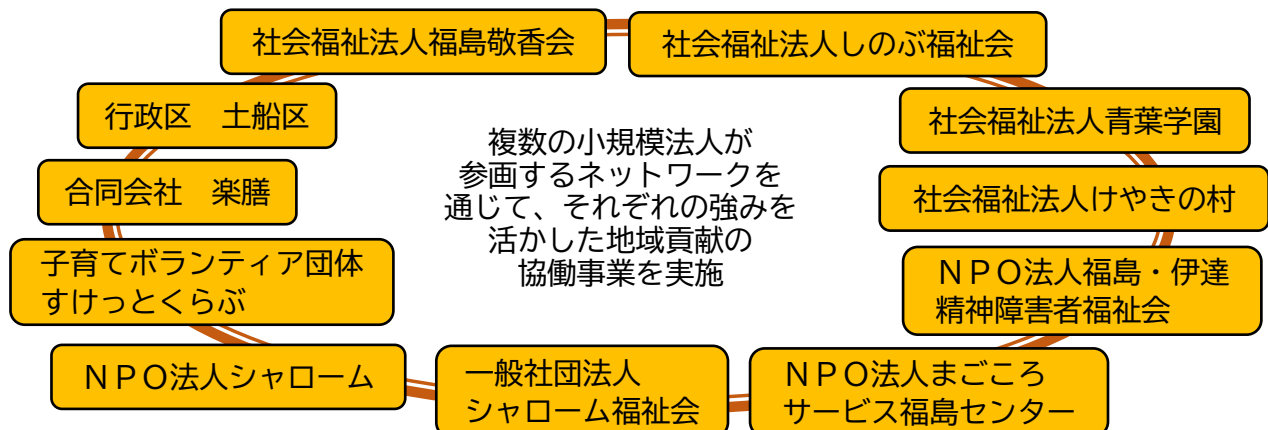
3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (3) 福祉サービスの適正な提供

㊥地域と行政のネットワークの強化

市民の役割	・地域内のことに関心を持ち、地域の課題について民生委員・児童委員や町内会に相談し、問題を解決するための支援を受けます。				
	主な取組み	・民生委員などへの相談			
地域の役割	・町内会、福島市社会福祉協議会地区協議会や民生委員・児童委員を中心に、地域でのネットワークを構築し、要援護者の見守り支援などに当たります。				
	主な取組み	・民生委員・児童委員などによる専門機関への相談の推進 ・一人暮らし高齢者などへの見守り活動の実施			
事業者などの役割	・行政、関係機関と連携し、身近な地域の福祉活動の推進に努めます。 ・福島市地域見守りネットワーク事業に登録し、日常生活の見守り・早期対応に向けた連絡を行います。				
	主な取組み	・各団体との協議会などの連携の場づくり ・小規模法人ネットワーク化協働推進事業※1の推進 ・福島市地域見守りネットワーク事業の推進			
行政の役割	・市内で活動するNPO法人、ボランティアなどを把握し、地域でのネットワークへの協力要請を進めます。 ・民生委員・児童委員、町内会、福島市社会福祉協議会、警察、消防団、ボランティアなど関係者が相互に連絡・連携できるよう支援します。				
	主な取組み	<table border="0"> <tr> <td>①市と民間事業者との見守り協定の締結 (福島市地域見守りネットワーク事業)</td> <td>①長寿福祉課</td> </tr> <tr> <td>②各団体との連携の場づくり</td> <td>②長寿福祉課 ②障がい福祉課 ②こども政策課 ②こども家庭課 ②地域福祉課</td> </tr> </table>	①市と民間事業者との見守り協定の締結 (福島市地域見守りネットワーク事業)	①長寿福祉課	②各団体との連携の場づくり
①市と民間事業者との見守り協定の締結 (福島市地域見守りネットワーク事業)	①長寿福祉課				
②各団体との連携の場づくり	②長寿福祉課 ②障がい福祉課 ②こども政策課 ②こども家庭課 ②地域福祉課				

※1 小規模法人ネットワーク化協働推進事業：少子高齢化や核家族化の進行、人口減少など、社会環境などの変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、小規模な社会福祉法人などが、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、こうしたニーズに対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築する事業。

●小規模法人ネットワーク化推進事業の取り組み体制の例 (福島地域福祉ネットワーク会議)



3 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 (3) 福祉サービスの適正な提供

②地域包括ケアシステム※1構築の推進

市民の役割	・高齢者などの地域での生活を支えるために、地域住民が主体的に地域の活動に取り組みます。	
	主な取組み	・一人暮らし高齢者への見守り活動
地域の役割	・町内会で一人暮らし高齢者などへの見守り活動を実施します。	
	主な取組み	・町内会などの見守り活動
事業者などの役割	・地域包括支援センター（市委託事業）で、地域住民や関係機関と連携を図り、地域ケア会議の開催や地域協議会の開催を通して、地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握などに努めます。 ・急速な高齢化の進行による相談件数の増加、困難事例の発生に備え、関係機関との連携・協働を行うとともに、地域包括支援センターの機能強化を行います。	
	主な取組み	・地域ケア会議※2の開催 ・地域協議会※3の開催 ・連携体制強化のための顔の見える関係づくり
行政の役割	・地域包括ケアシステムが、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていけるよう、市全体での取り組み方針や課題などを大局的な視点から検討し、関係機関などを支援します。	
	主な取組み	①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議、地域協議会への支援 ②福島市地域包括ケアシステム推進会議の開催 ③地域包括支援センターの機能強化推進
		①長寿福祉課 ②長寿福祉課 ③長寿福祉課

- ※1 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供するしくみ。
- ※2 地域ケア会議：多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメント（介護が必要な利用者のニーズと福祉・医療などのサービスをつなぐこと）の質の向上を図り、また、個別ケースの課題分析などの積み重ねにより、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画の反映などの政策形成につなげる、地域包括ケアシステムの実現に向けた手段。
- ※3 地域協議会：地域住民が地域の福祉課題を考え、住民同士で話し合いながらお互いのできることを実践することにより、住民の支え合い活動や生活支援サービスの活性化を図る。

第3章
現状の課題と施策の方向性

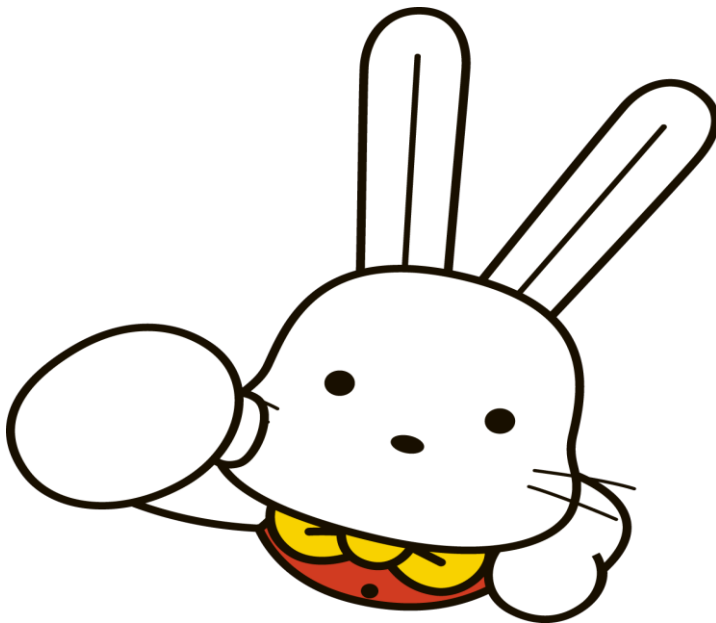
【地域包括ケアシステムの姿】



第4章

計画の推進

1 計画の推進

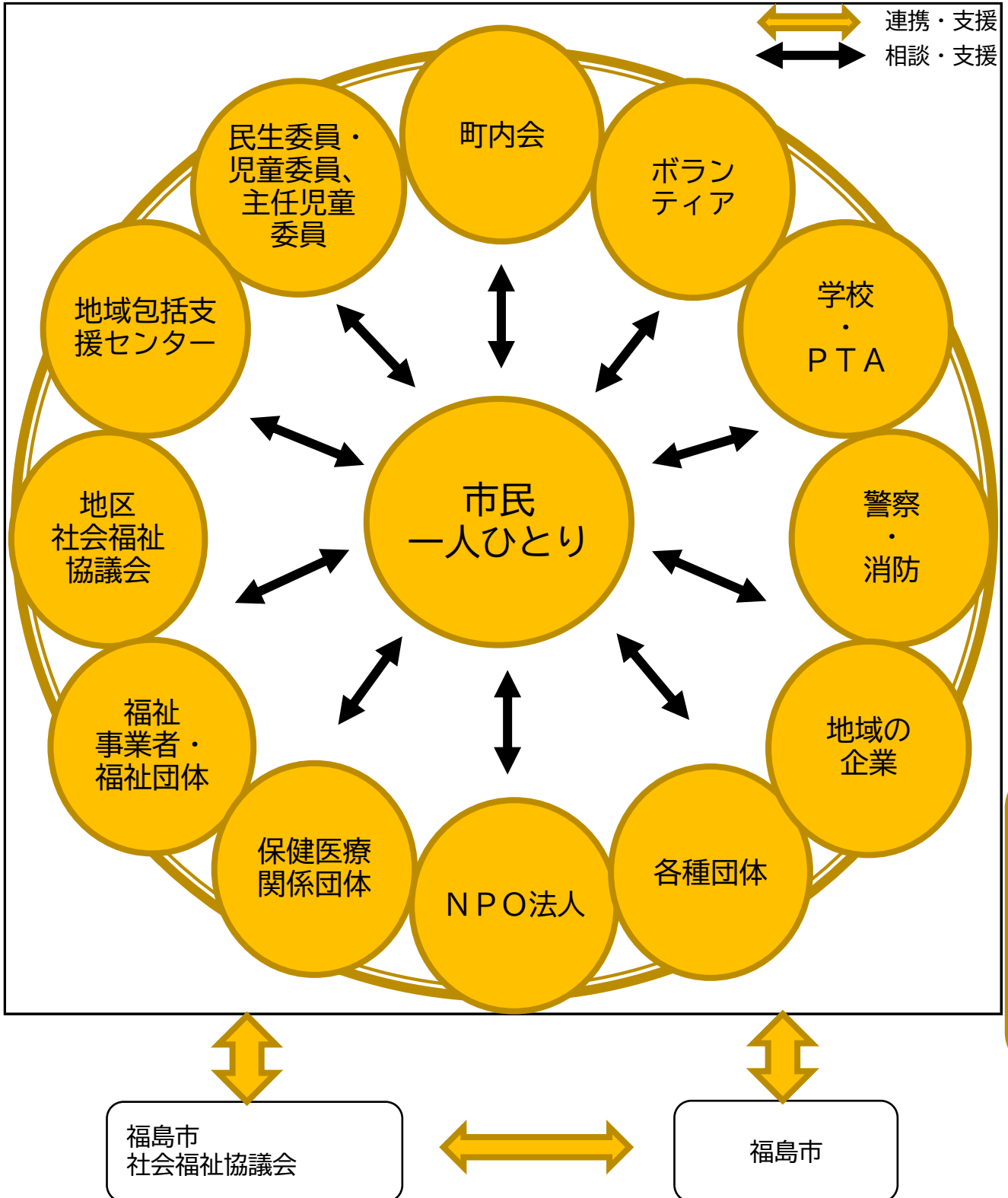


1

計画の推進

(1) 市民・地域・事業者・行政による計画の推進

地域福祉を推進していくには、市民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の各種団体、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、それらが相互に連携することが重要です。



第4章
計画の推進

(2) 福島市社会福祉協議会との連携による推進

福島市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられており、福島市社会福祉協議会では、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、福祉団体への支援を通じて地域に密着した様々な事業を実施しています。

また、市内26地区にある地区協議会は、地域においてよりきめ細やかな地域福祉活動の支援を推進するため、地域の実情に応じた事業を効果的に行う役割を担っています。

市が策定する地域福祉の推進のための理念や方向性を定めた「地域福祉計画」と福島市社会福祉協議会が策定する地域福祉の理念や方向性を実現するための具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪のような関係にあります。

福島市の「地域福祉計画」と福島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が地域福祉の推進のための理念や方向性などを共有し、共に相互連携・協力し、計画を強力に推進することが極めて重要となります。

本計画の基本理念・基本目標を達成するため、福島市社会福祉協議会との連携を図り、本計画と地域福祉活動計画を連携させながら、各種福祉施策を推進します。

(3) 計画の推進及び進行管理

1 計画の推進体制

地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、問題点を的確に把握し、評価を行うための組織を設置します。

①福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「分科会」）

計画の推進についての協議と評価を行う分科会を設置します。分科会では計画の推進方法の検討や進行管理、次期計画に向けた見直しを行います。市民の意見を反映するため、委員は学識経験者、福祉関係者などで構成します。

②福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会(以下「委員会」)

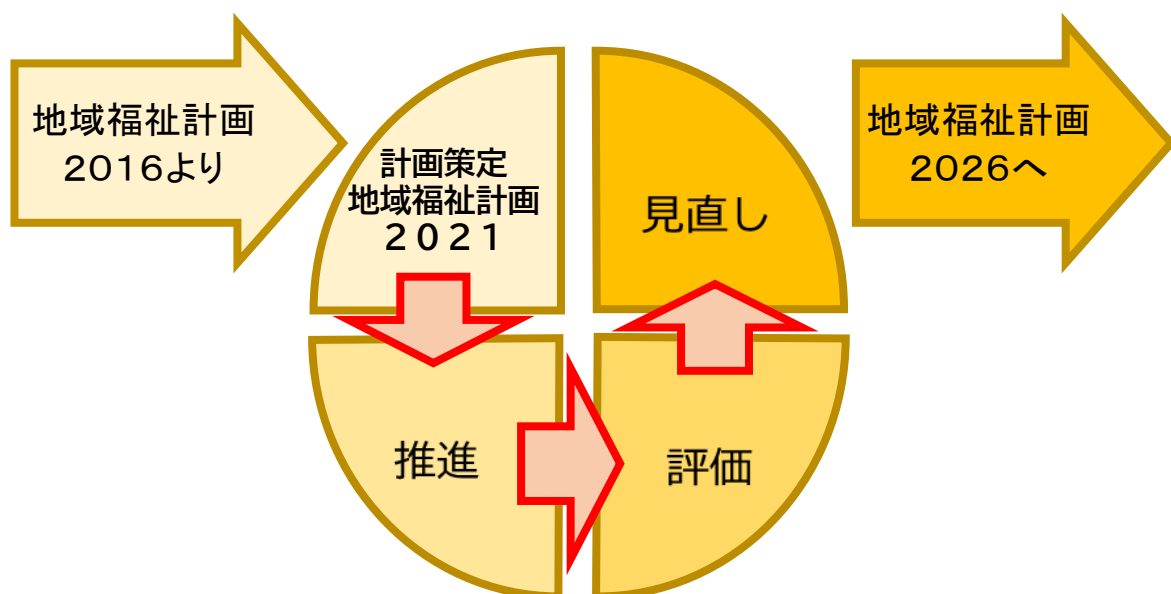
全庁で計画推進に取り組むため、「福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会」を設置し、庁内における計画の取り組み状況の確認や検証を行います。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、分科会及び委員会が主体となり、計画策定・推進・評価・見直しのサイクルにより、実効性のある取り組みを行い、計画推進へ向けた施策の更なる改善及び次期計画策定へとつなげます。

なお、地区懇談会やアンケートを実施し、分科会での評価の参考とします。

○進行管理のイメージ



1 計画の推進

(3) 計画の推進及び進行管理

3 計画の周知・啓発

地域福祉の推進のために計画自体の周知を図り、地域における主体的な活動を推進します。

①計画の配布・設置による周知・啓発

計画(概要版)の配布や市の公共施設及び日常的に市民が目にする場所への設置により、周知・啓発を図ります。

②様々な媒体による周知・啓発

市の広報誌やホームページをはじめ、SNSなどの市の各種媒体やマスメディアへの情報提供により、広く計画の周知を図ります。

③出前講座による周知・啓発

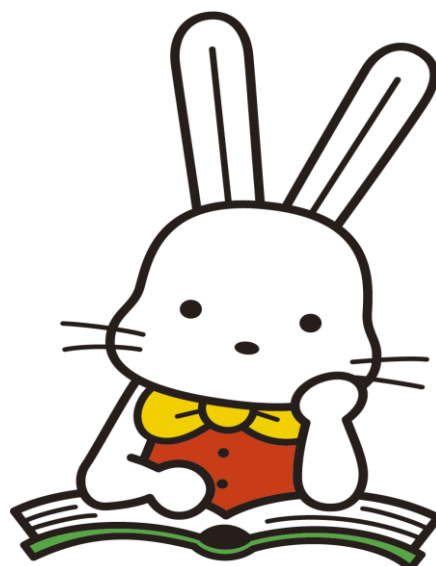
地域福祉計画に沿って、市民の皆さんと行政とが一緒に地域福祉について考える講座を出前講座として登録し、市民参加型の周知を図ります。

④各関係機関との連携による周知・啓発

市の福祉関係事業のほか、各関係機関が行う地域福祉に関する事業や団体の活動、さらに教育機関などと連携を図り、さまざまな場面において、計画の周知を図ります。

資料編

福島市の現状	91
（1）福島市の姿	91
（2）人口の推移	92
（3）子どもの状況	94
（4）高齢者の状況	97
（5）障がい者の状況	99
（6）生活困窮者の状況	101
（7）健康についての状況	103
地区懇談会の開催状況	105
市民アンケートの取りまとめ（学生含む）	107
地域福祉計画2021策定までの経過	118
関係要綱	120
社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	123
用語解説	124



福島市の現状

(1) 福島市の姿

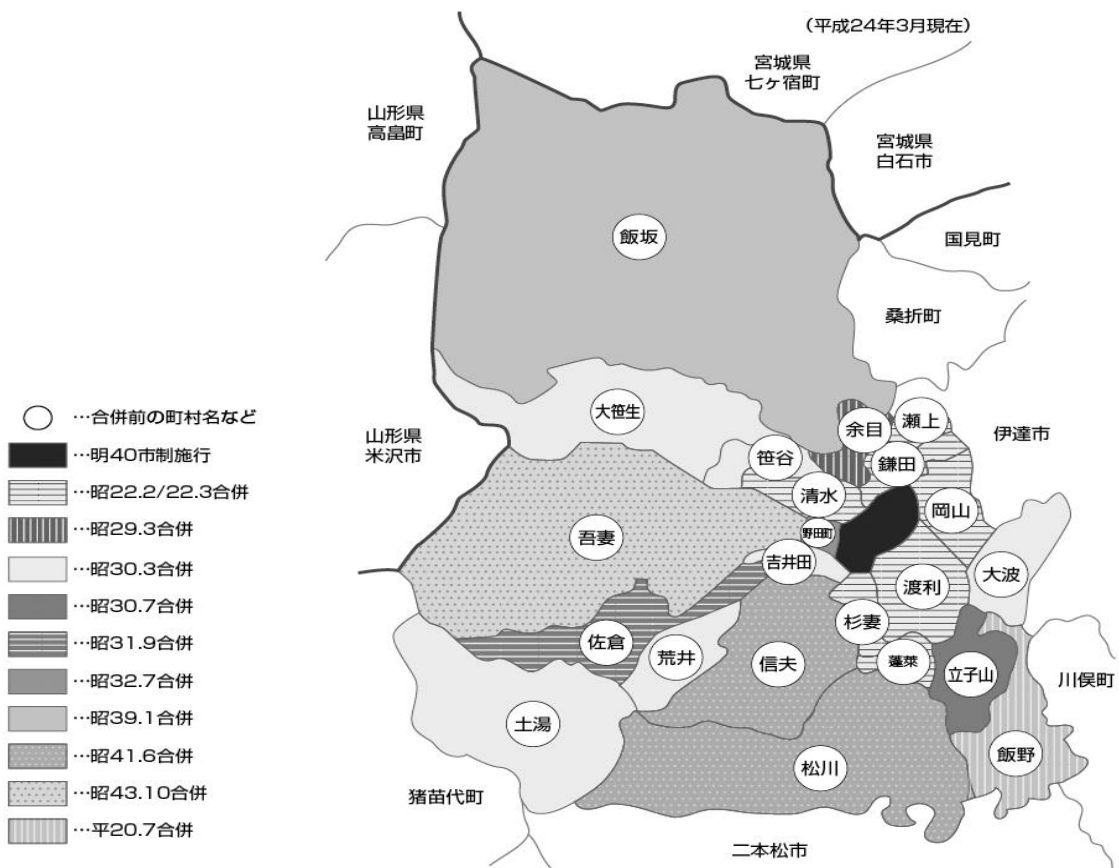
本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、明治40年の市制施行から平成20年度まで数度の合併を経て767.72km²の広大な市域を有しています。

西は吾妻連峰、東はなだらかな丘陵状の里山の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中に開け、中心部には緑豊かな信夫山があります。また、荒川、松川、摺上川などの河川が阿武隈川に注いでいます。

交通網についてみると、東北新幹線が縦貫し、さらに山形新幹線の起点となっており、主要道路も東北縦貫自動車道、東北中央自動車道をはじめ国道などが東西南北に延びるなど、東北圏と中央圏、太平洋と日本海を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

本市は、福島大学や福島学院大学などの教育機関があり、教育環境に恵まれています。また、福島県立医科大学や総合病院などがあり、医療施設や福祉施設が充実し、独自の子育て支援策や高齢者支援策などに積極的に取り組んでおり、県都として県内の政治・経済・教育・文化を牽引し、農業・工業・商業・観光などの産業がバランスよく発展した都市です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所事故による原子力災害から10年が経過しましたが、今後も継続的に復興に向けた取り組みを進めるとともに、令和2年度にNHK「連続テレビ小説」で昭和の音楽史を代表する福島市出身の作曲家・古関裕而をモデルとしたドラマの放映や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などといった、福島市が明るい話題で注目されるような取り組みを行うことが必要です。



(2) 人口の推移

①人口・世帯の推移

本市の総人口は平成13年以降、出生者数の減少、死亡などの自然動態と併せて、進学・就職による社会動態による減少傾向にあります。

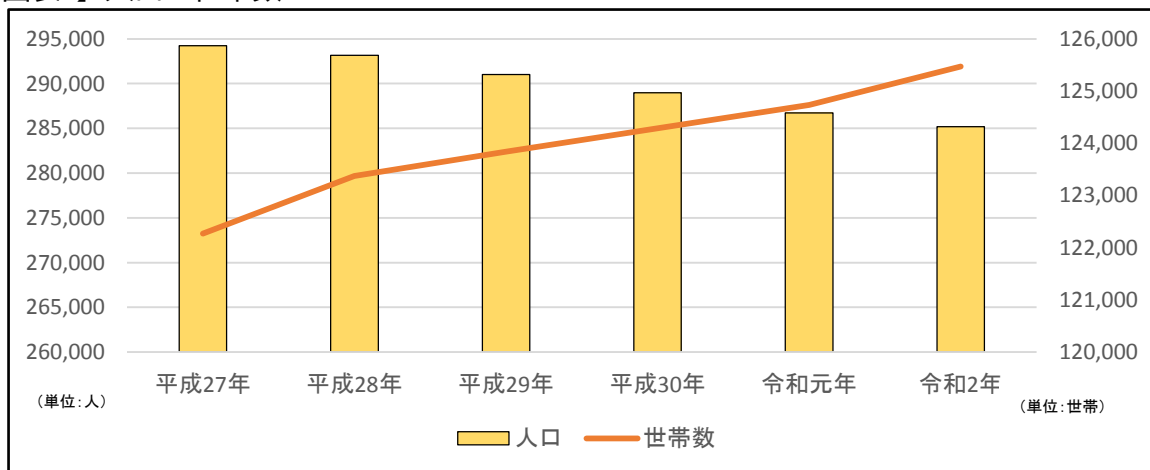
人口の減少とは対照的に、世帯数は増加し、1世帯当たりの平均人員が減少しており、核家族化が進行しています。

【図表1】人口・世帯数・1世帯当たりの平均人員の推移 (各年10月1日現在)

年	区分	人口(人)			世帯数	1世帯当たりの平均人員
		総数	男性	女性		
平成27年		294,247	144,690	149,557	122,269	2.40
平成28年		293,181	144,249	148,932	123,375	2.38
平成29年		291,010	142,931	148,079	123,842	2.34
平成30年		288,992	141,869	147,123	124,287	2.33
令和元年		286,742	140,710	146,032	124,736	2.30
令和2年		285,196	139,927	145,269	125,469	2.27

資料：福島市の統計

【図表2】人口と世帯数



資料：福島市の統計

【図表3】人口動態(単位：人)

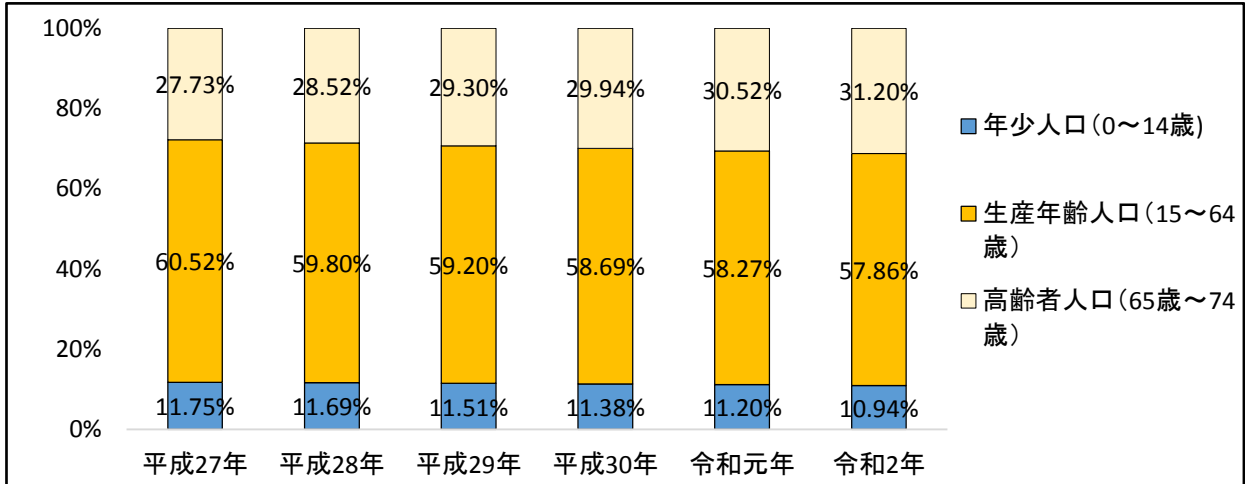
年	区分	年間 増△減	社会動態			自然動態		
			増△減	転入	転出	増△減	出生	死亡
平成27年		57	954	10,804	9,850	△ 897	2,255	3,152
平成28年		△ 1,535	△ 483	9,815	10,298	△ 1,052	2,094	3,146
平成29年		△ 2,044	△ 951	9,511	10,462	△ 1,093	2,077	3,170
平成30年		△ 2,163	△ 779	9,269	10,048	△ 1,384	1,889	3,273
令和元年		△ 2,155	△ 501	9,163	9,664	△ 1,654	1,753	3,407

資料：福島市の統計

②年齢階級別人口の推移

年齢階級別人口の推移をみると、総人口に占める年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の占める割合が増加する統計となっており、今後も少子高齢化が一層進行することが予想されます。

【図表4】年齢階級別人口割合（単位：％）

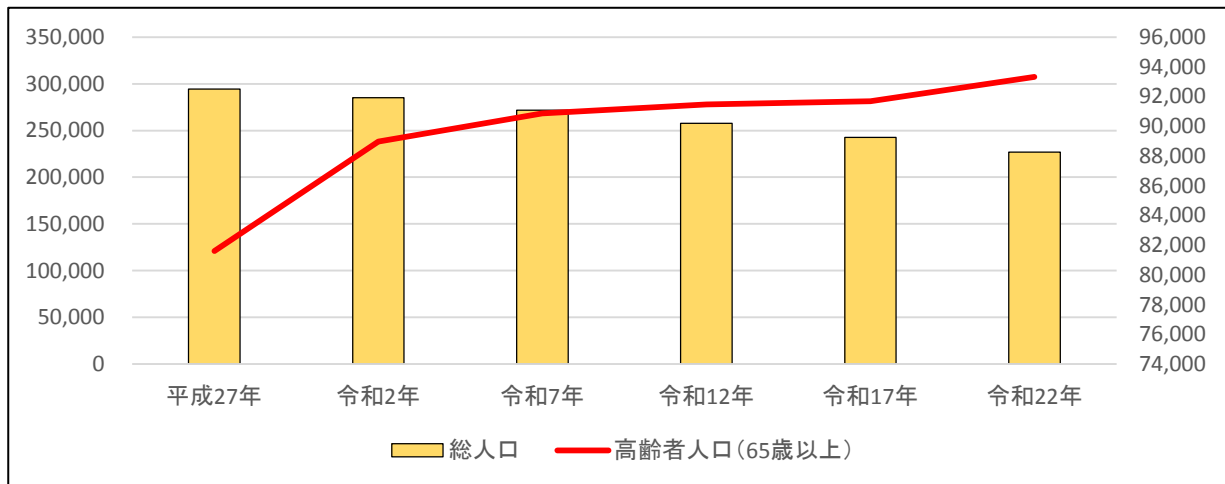


資料：福島市の推計人口

③人口ビジョン（2020年度改訂）

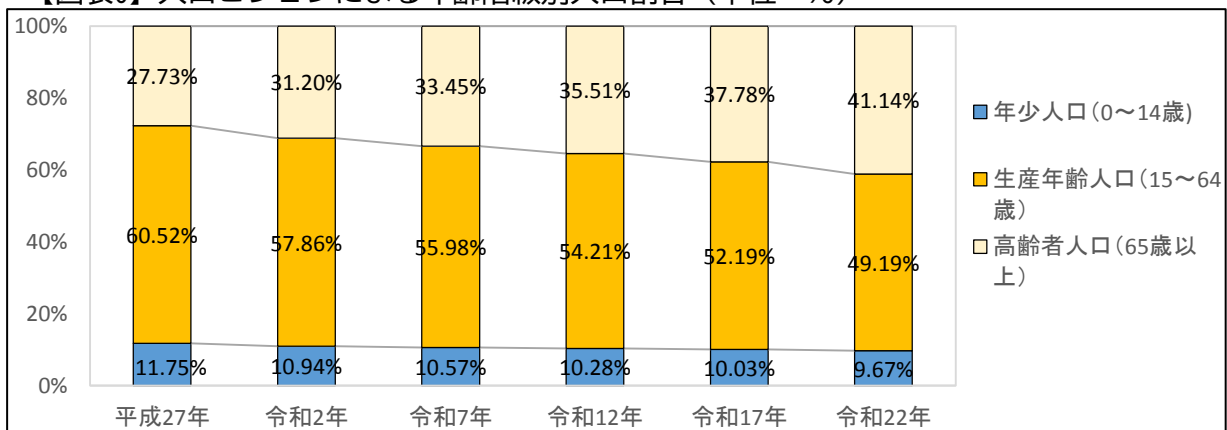
人口ビジョンにおいても、高齢者人口が増加する傾向となります。

【図表5】総人口と高齢者人口（単位：人）



資料：福島市人口ビジョン

【図表6】人口ビジョンによる年齢階級別人口割合（単位：％）



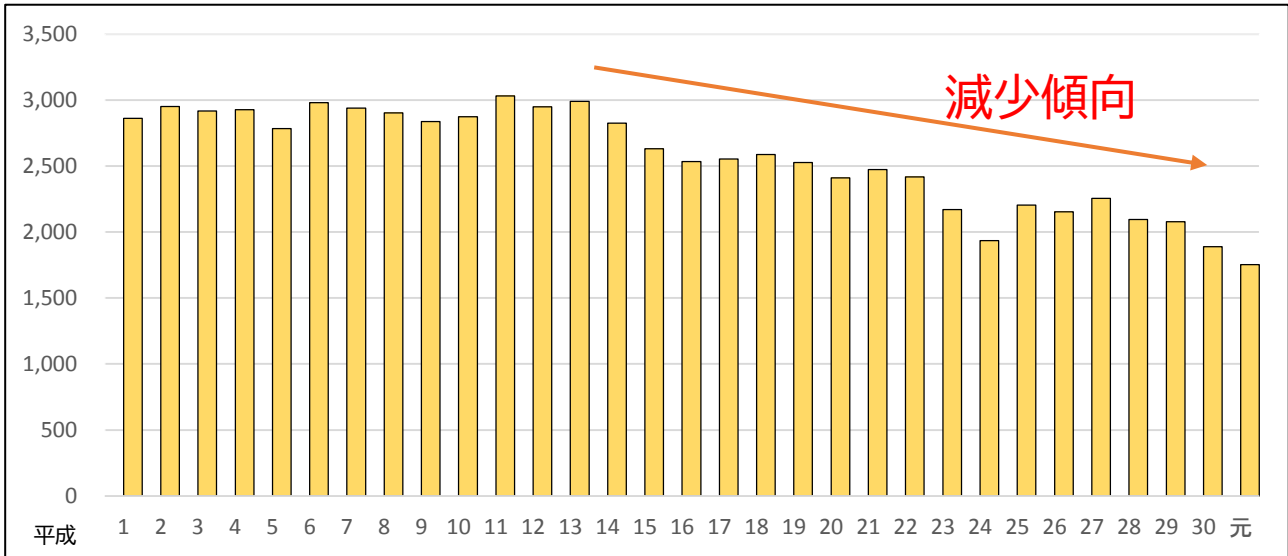
(3) 子どもの状況

①福島市における出生数の推移

少子化は全国的な問題となっており、本市においても出生数は昭和50年代には4,000人を超えていましたが、平成14年頃から減少傾向になっています。

東日本大震災後の平成24年は2,000人を下回り、平成27年は震災前の水準まで戻りましたが、平成30年以降は再び2,000人を下回っています。

【図表7】福島市における出生数の推移（単位：人）

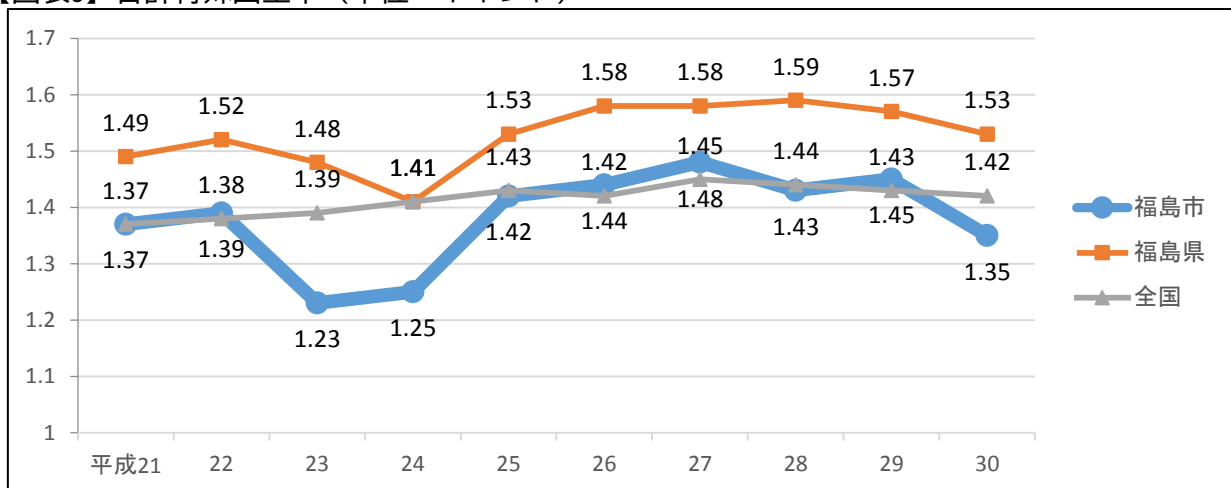


資料：福島市の人口動態

②合計特殊出生率

女性が一生の間（計算上15歳から49歳）に子どもを何人産むかを示す合計特殊出生率をみると、平成25年以降は1.4を下回ることはありませんでしたが、平成30年に1.35となっています。また、福島県と比較すると低い結果となっており、全国と比較すると同水準となっています。

【図表8】合計特殊出生率（単位：ポイント）



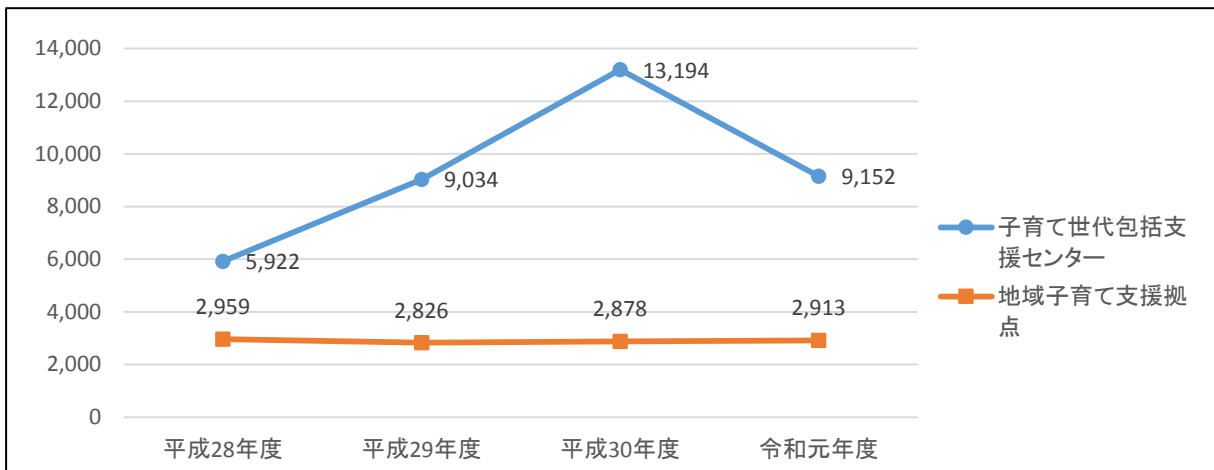
資料：健康推進課

③子育て相談件数の推移

本市の相談窓口である子育て世代包括支援センターへの相談件数は平成28年度の設置以降、平成30年度には13,194件となるなど、相談件数が多い傾向です。

また、地域子育て支援センターについては、平成28年度以降2,800件から2,900件程度で推移しています。

【図表9】各機関の子育て相談件数の推移（単位：件）

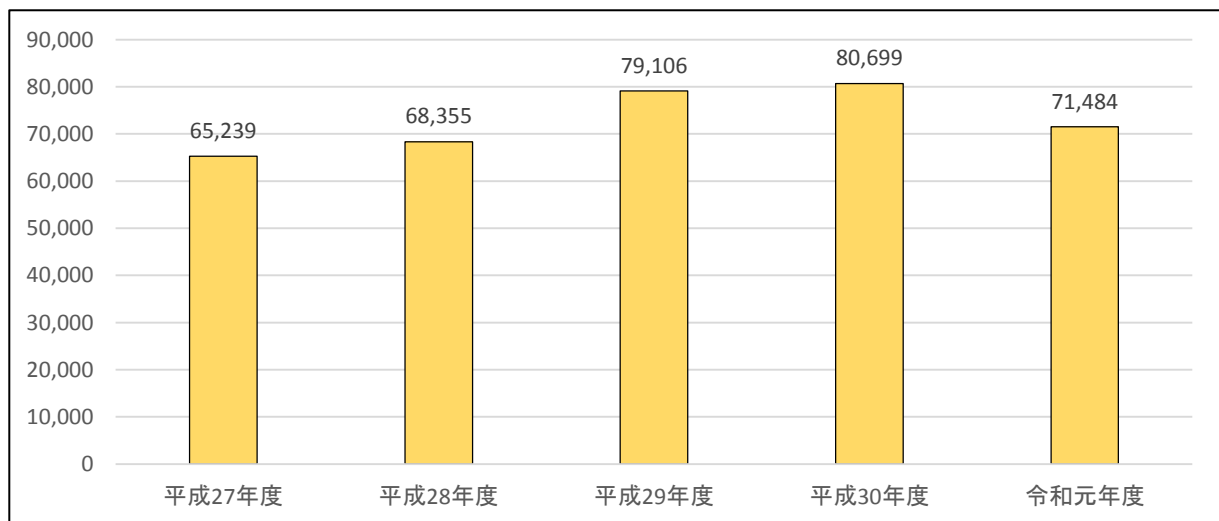


資料：福島市の福祉事業

④親子教室・交流活動参加者の推移（地域子育て支援センター）

地域子育て支援センターでの親子教室・交流活動参加者は、平成27年度の65,000人から増加傾向にあり平成30年度には80,000件を超えましたが、令和元年度については71,000件程度に減少となっています。

【図表10】地域子育て支援センターでの親子教室・交流活動参加者の推移（単位：人）

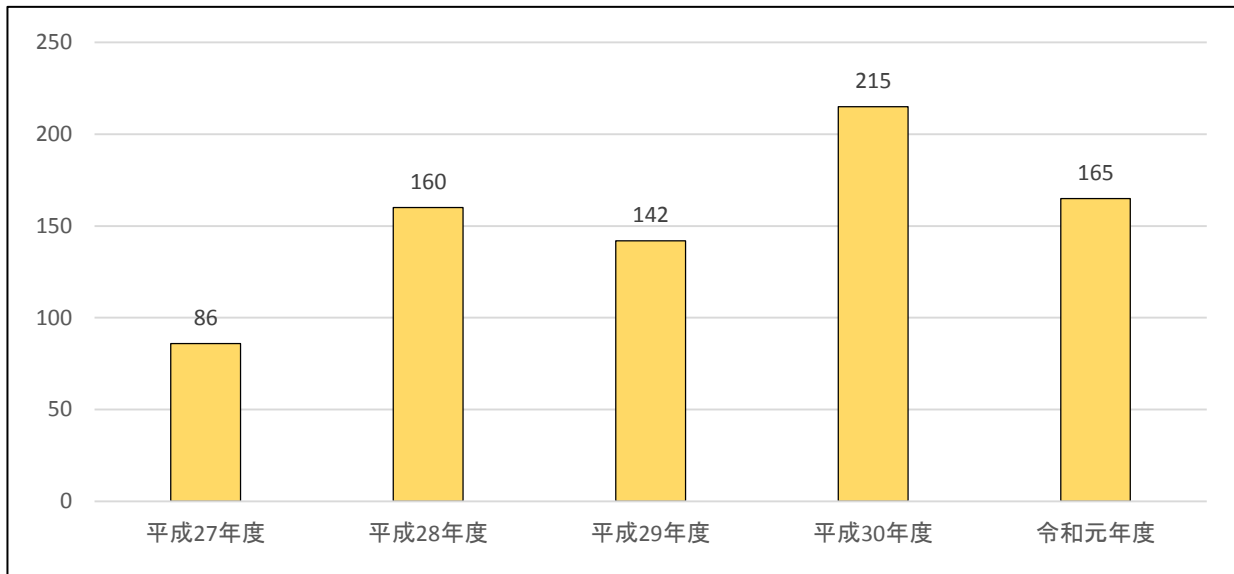


資料：福島市の福祉事業

⑤児童虐待相談件数

児童虐待の相談件数は、増加傾向にあり、平成30年度は215件となっています。

【図表11】 児童虐待相談件数の推移（単位：件）



資料：福島市の福祉事業

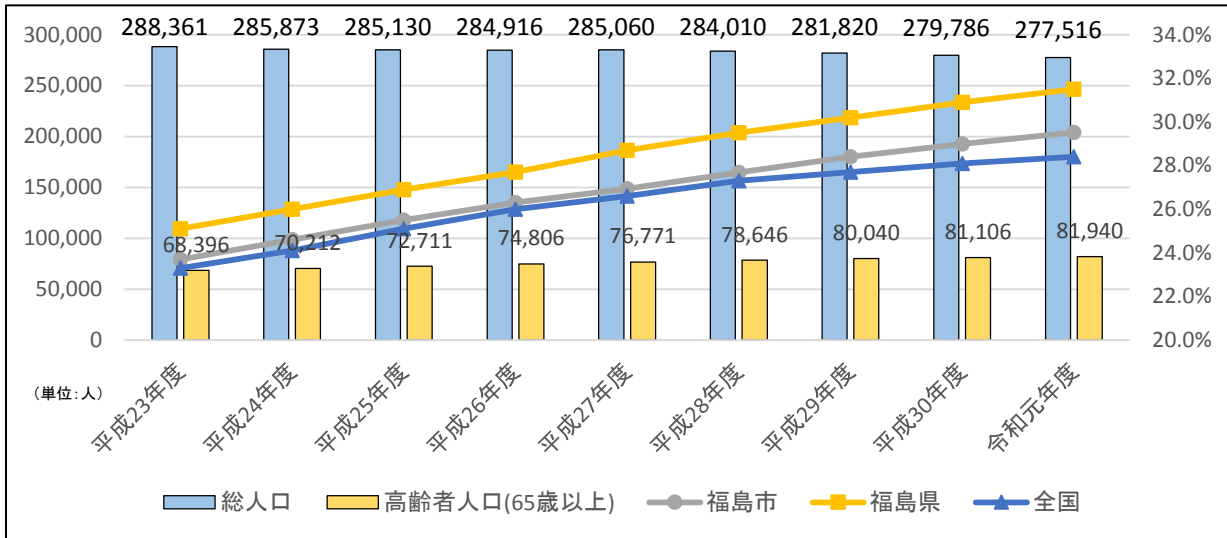
(4) 高齢者の状況

① 高齢者数、高齢化率の推移

本市の65歳以上の高齢者数は、平成23年度と比較し増加しており、人口に占める高齢者の割合も増加しております。

また、高齢化率は全国平均より高い水準で、県平均よりは低い水準で推移しています。

【図表12】 高齢者数、高齢化率の推移



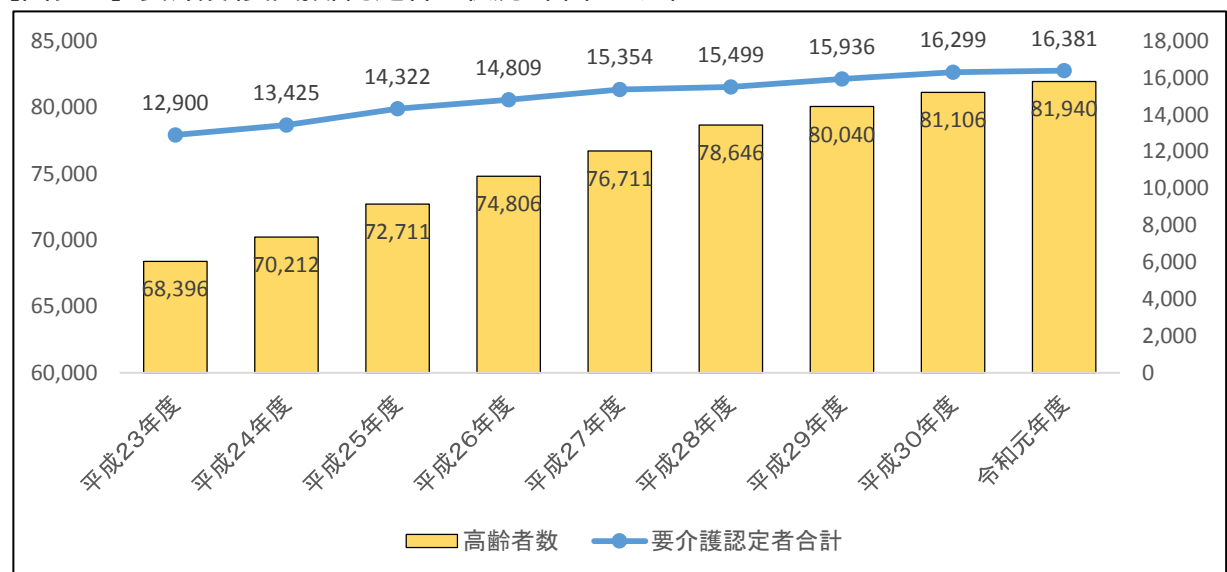
資料：長寿福祉課

② 要介護(要支援)認定者の状況

高齢者の増加に伴い、要介護認定者も増加しています。

要介護認定者については平成23年度から令和元年度までに27%増加しています。

【図表13】 要介護(要支援)認定者の状況 (単位：人)



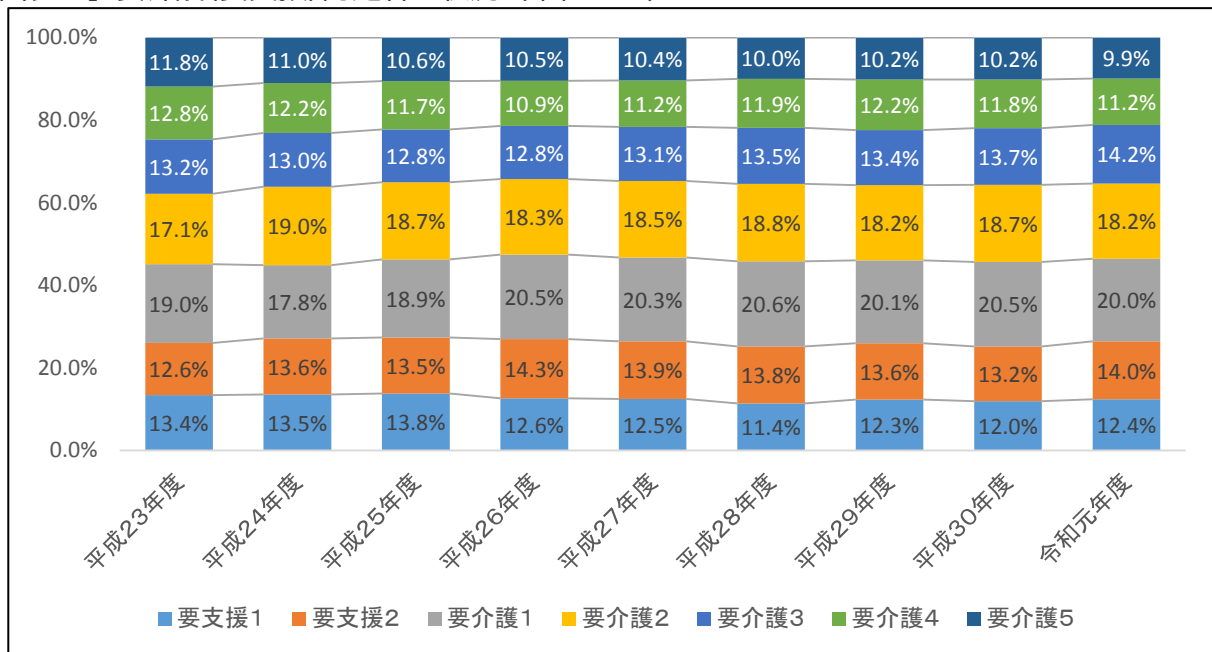
資料：長寿福祉課

【図表14】 要介護(要支援)認定者の状況 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	1,730	1,819	1,980	1,869	1,921	1,770	1,967	1,950	2,030
要支援2	1,631	1,822	1,940	2,124	2,136	2,138	2,173	2,153	2,298
要介護1	2,457	2,383	2,703	3,030	3,124	3,190	3,196	3,337	3,279
要介護2	2,202	2,553	2,675	2,710	2,838	2,913	2,902	3,046	2,987
要介護3	1,700	1,739	1,831	1,902	2,016	2,093	2,129	2,234	2,322
要介護4	1,652	1,632	1,675	1,620	1,723	1,843	1,947	1,917	1,842
要介護5	1,528	1,477	1,518	1,554	1,596	1,552	1,622	1,662	1,623
要介護認定者合計	12,900	13,425	14,322	14,809	15,354	15,499	15,936	16,299	16,381
高齢者数	68,396	70,212	72,711	74,806	76,711	78,646	80,040	81,106	81,940

資料：長寿福祉課

【図表15】 要介護(要支援)認定者の状況 (単位：%)



資料：長寿福祉課

(5) 障がい者の状況

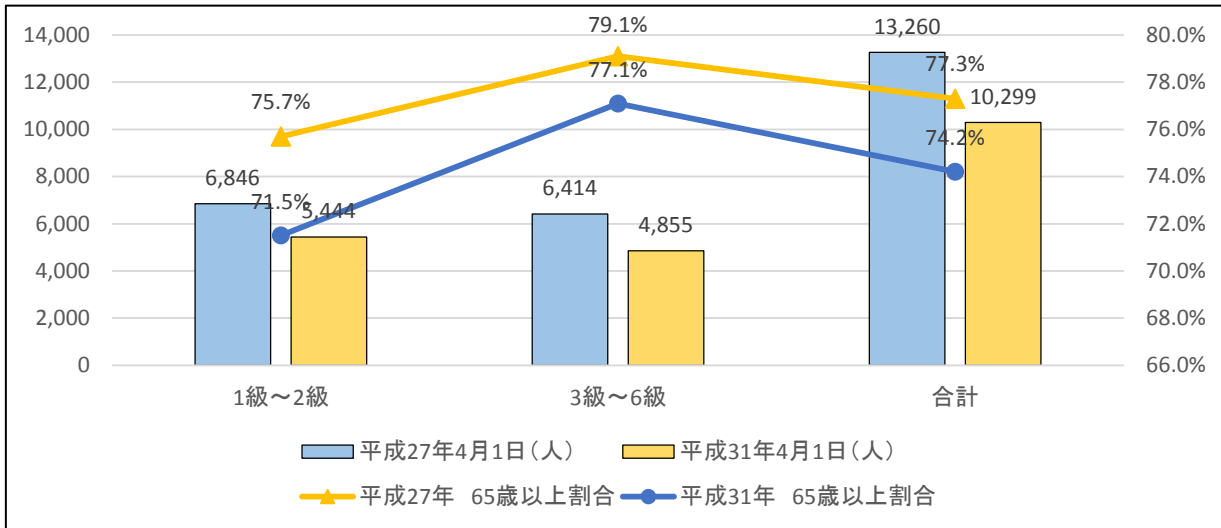
①身体障がい者数の推移

本市における身体障がい者手帳の所持者数は平成27年と比較して減少し、高齢化の傾向も低下しています。

平成31年4月1日現在身体障がい者数は10,299人で、同日現在の本市推計人口286,295人に占める割合は3.6%となっており、4年前と比較し2,961人減少しています。

身体障がい者全体に占める65歳以上の比率は、74.2%で、4年前から3.1ポイント減少しています。

【図表16】 身体障害者手帳所持者数と65歳以上の割合



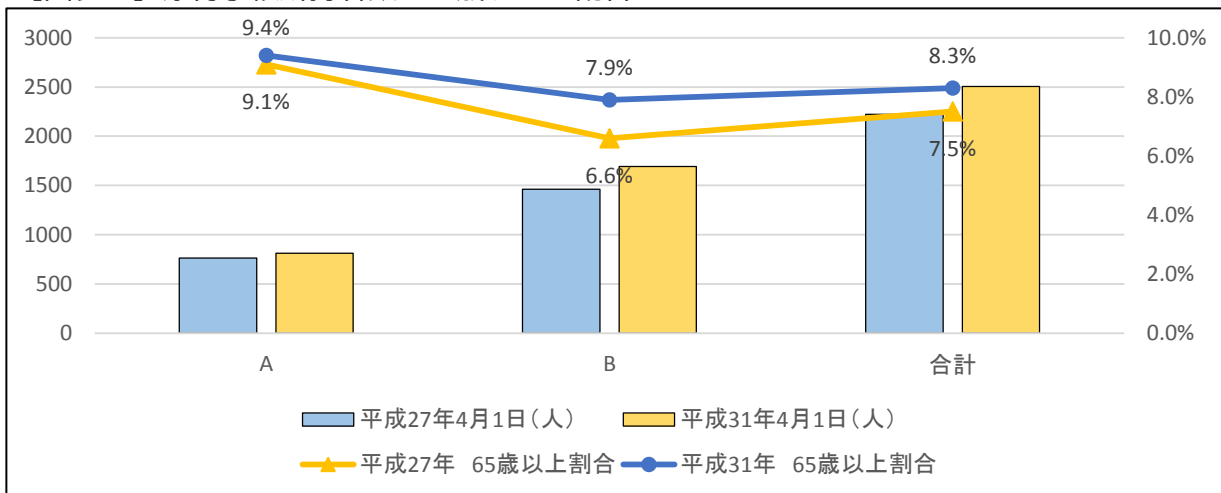
資料：障がい福祉課

②知的障がい者数の推移

平成31年4月1日現在、知的障がい者数は2,504人で、本市推計人口に占める割合は0.9%となっており、4年前と比較し281人増加しています。

知的障がい者全体に占める65歳以上の比率は、平成27年の7.5%から平成31年では8.3%へ増加しています。

【図表17】 療育手帳所持者数と65歳以上の割合



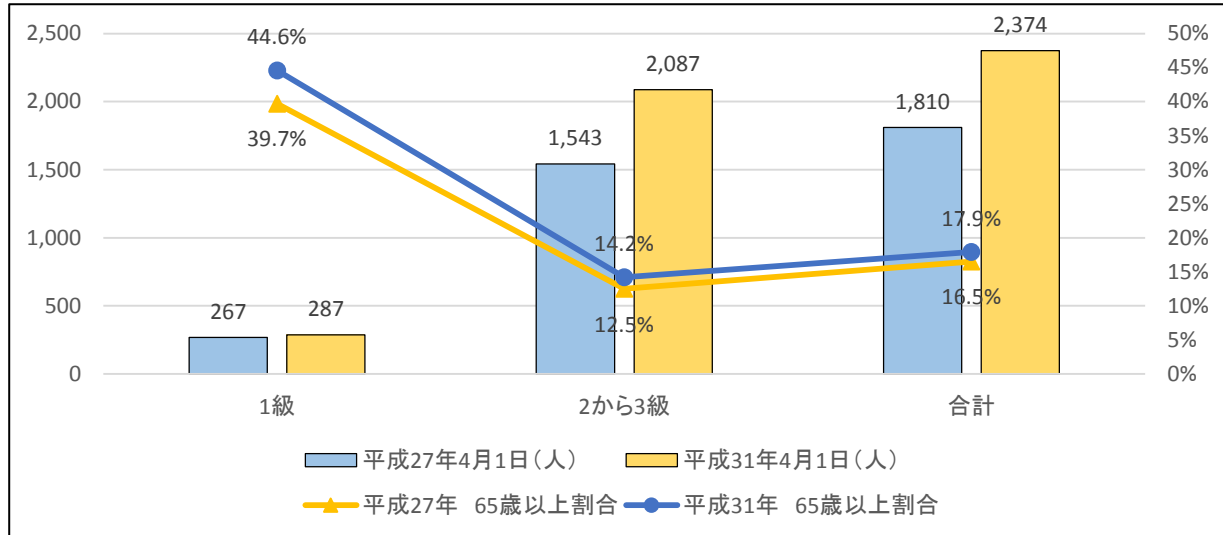
資料：障がい福祉課

③精神障がい者数の推移

平成31年4月1日現在、精神障がい者数は2,374人で、本市推計人口に占める割合は0.8%となっており、4年前と比較し277人増加しています。

精神障がい者全体に占める65歳以上の比率は平成27年の16.5%から平成31年では17.9%へ増加しています。

【図表18】精神障がい者保健福祉手帳所持者数と65歳以上の割合



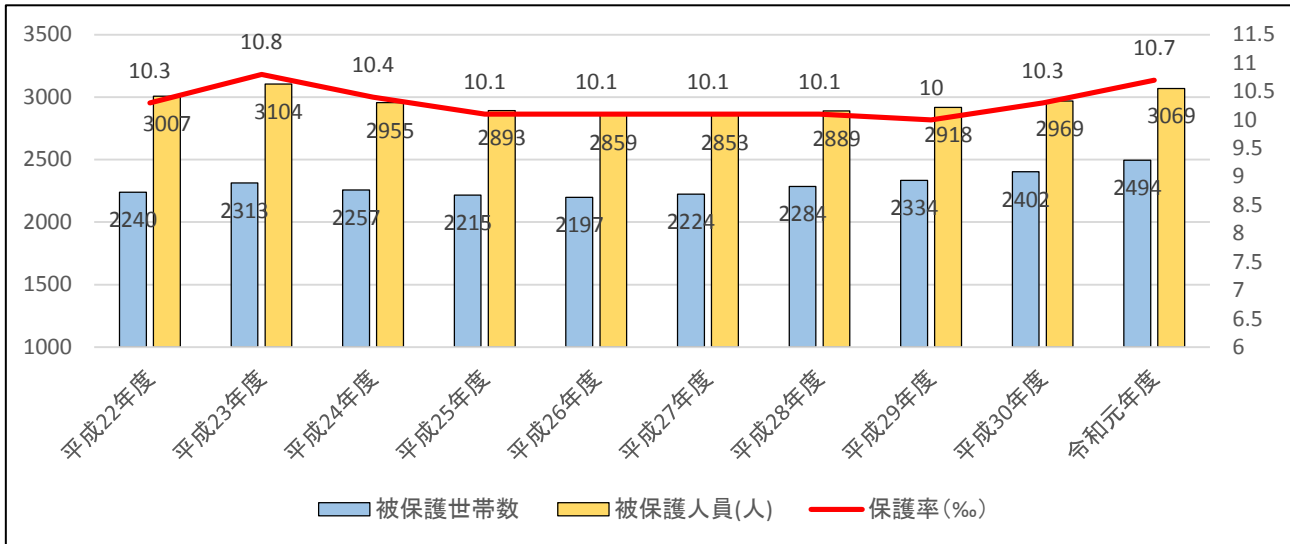
資料：障がい福祉課

(6) 生活困窮者の状況

①保護世帯の推移

本市の生活困窮者のうち被保護世帯は平成25年度以降横ばいでしたが、平成30年度より上昇傾向にあります。

【図表19】被保護世帯数・人数・保護率の推移

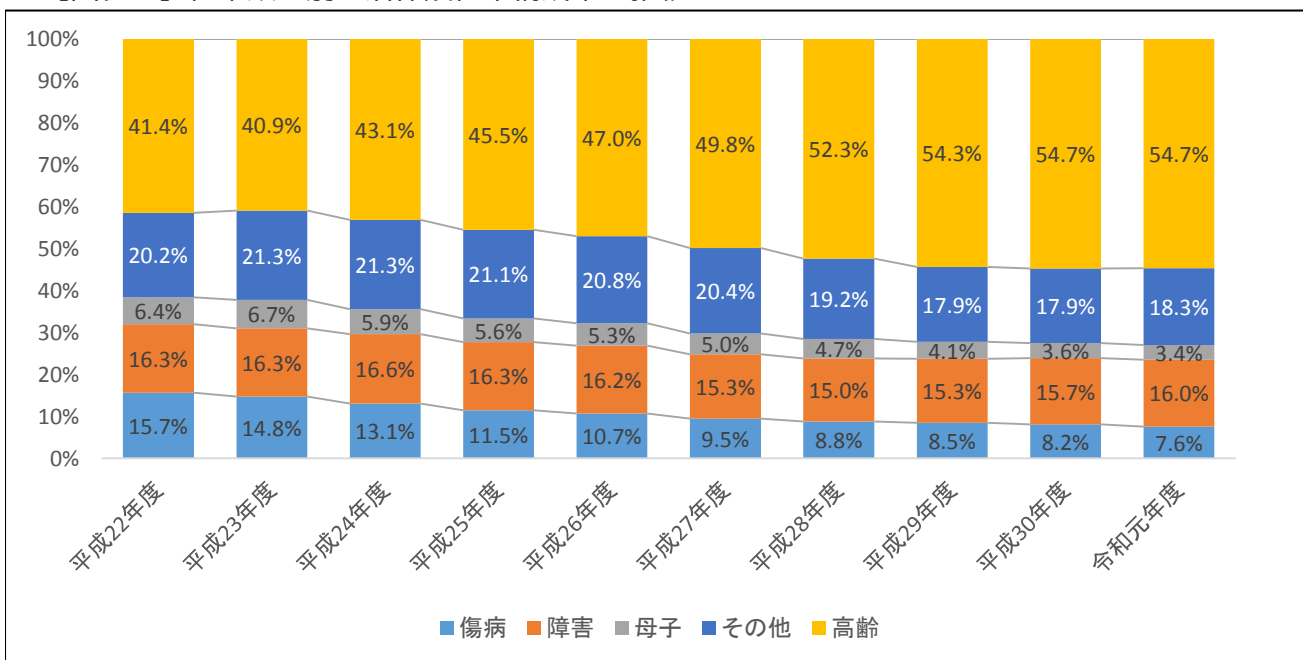


資料：生活福祉課

本市の生活保護世帯のうち、令和元年4月1日現在、高齢世帯が全体の54.7%となっています。

65歳以上の高齢世帯と失業者などのその他世帯が高い割合を占めています。

【図表20】世帯類型別生活保護世帯構成率の推移

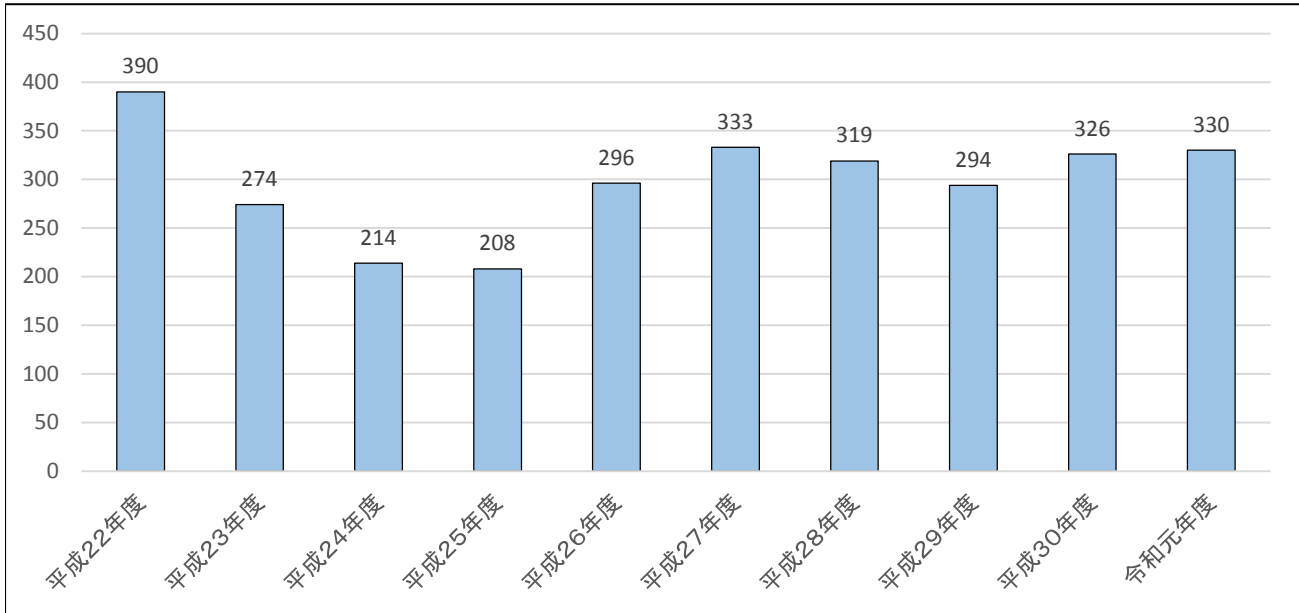


資料：生活福祉課

②生活保護申請件数の推移

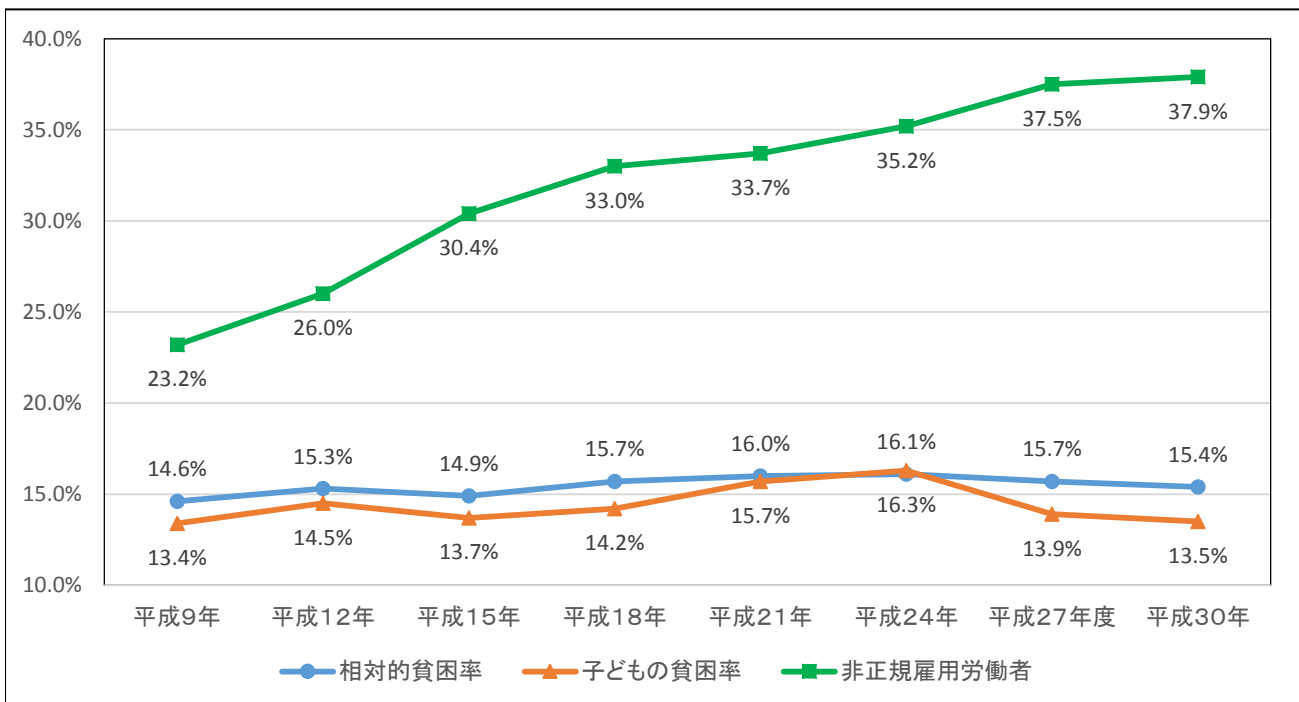
生活困窮者からの生活保護申請件数は、平成25年度まで減少傾向でしたが、平成26年度以降300件前後で推移しています。

【図表21】生活保護申請件数の推移（単位：件）



資料：生活福祉課

【図表22】全国の相対的貧困率・非正規雇用の年次推移



資料：総務省「労働力調査」、厚労省「国民生活基礎調査」

(7) 健康についての状況

①平均寿命と健康寿命

本市の男性の平均寿命は81.4歳で県・国と比較し長く、65歳健康寿命は17.52年です。
女性の平均寿命は87.2歳、65歳健康寿命は20.58年です。

【図表23】 平均寿命と健康寿命

	男性			女性		
	福島市	福島県	全国	福島市	福島県	全国
平均寿命（歳）	81.4	80.12	80.77	87.2	86.4	87.01
65歳平均余命（年）	19.27	18.77	19.55	24.01	23.63	24.39
65歳健康寿命（年）	17.52	17.14	17.92	20.58	20.31	20.94
介護を要する期間（年）	1.74	1.63	1.63	3.44	3.33	3.45

資料：福島市（厚生労働省「平成27年市町村別生命表」）

福島県、全国（厚生労働省「平成27年都道府県別生命表」）

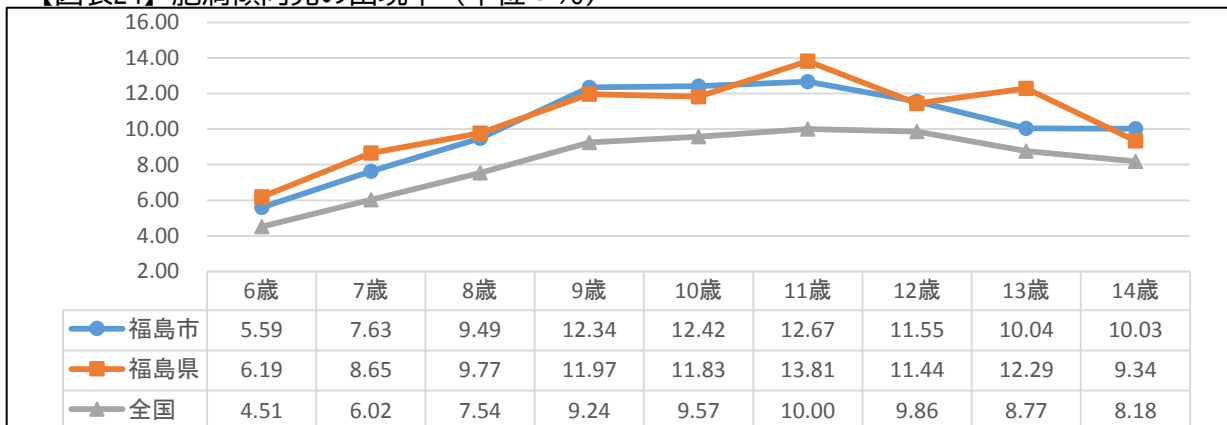
全国（厚生労働科学研究健康寿命のページ「都道府県別健康寿命（2010～2016年）」から転載）

福島県（「健康寿命の算定プログラム」を用い二次医療圏・市町村別の健康寿命の計算と同様に算出）

②子どもの肥満傾向

学校保健統計調査によると、本市の肥満傾向児の出現率は、国より高い傾向にあります。

【図表24】 肥満傾向児の出現率（単位：％）

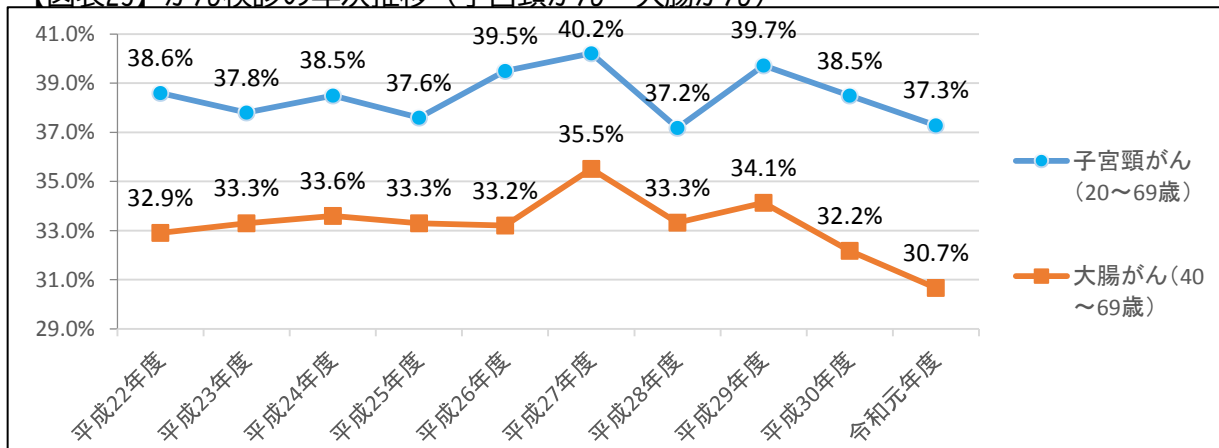


資料：学校保健統計調査（令和元年）

③がん検診受診者の年次推移

本市の子宮頸がん、大腸がん検診の受診率は、近年減少傾向にあります。

【図表25】 がん検診の年次推移（子宮頸がん・大腸がん）

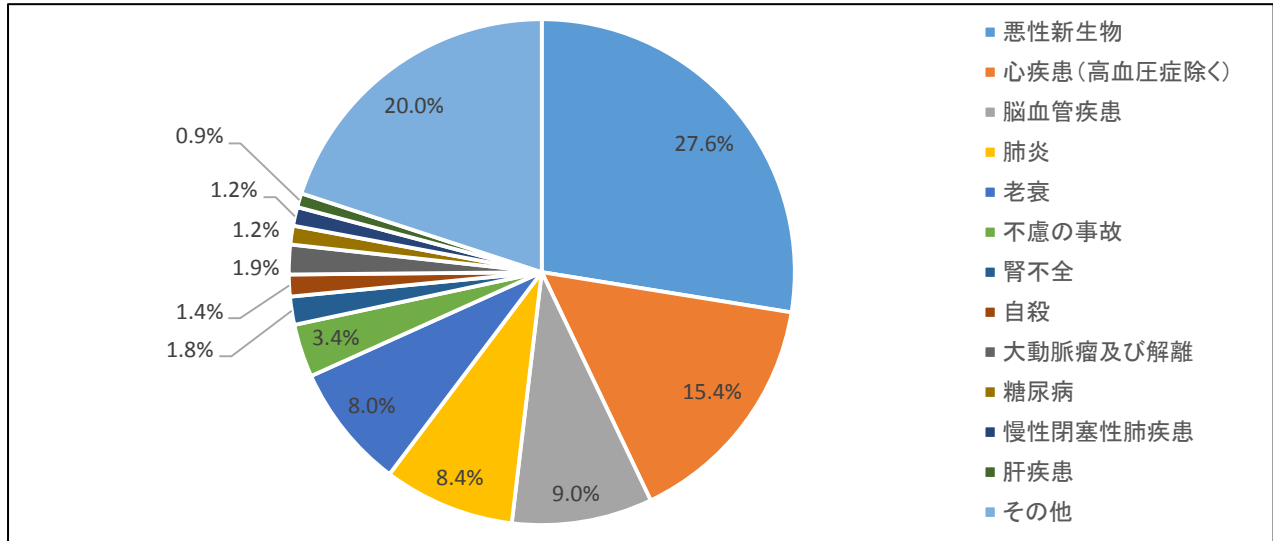


資料：健康推進課

④主要死因別死亡数割合

本市の平成28年の主要死因は、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患の3疾患が52%を占めています。

【図表26】平成28年 主要死因別死亡数割合



資料：健康推進課

死亡率は、高齢者の多い地域では高くなり、若年者の多い地域では低くなる傾向があるため、標準化死亡比（SMR）という指標を使用し、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるようになります。

全国の死亡率を100とし、100より大きいときは全国よりも死亡比が高いことを意味します。

本市の標準化死亡比（SMR）は、全国と比較し男女とも急性心筋梗塞、脳血管疾患が高くなっています。

【図表27】標準死亡比（SMR）

男

	悪性新生物	急性心筋梗塞	心疾患 (急性心筋梗塞除く)	脳血管疾患	肺炎
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福島県	100.7	211.5	91.9	118.9	95.7
福島市	98.0	210.3	88.6	107.1	84.3

女

	悪性新生物	急性心筋梗塞	心疾患 (急性心筋梗塞除く)	脳血管疾患	肺炎
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福島県	97.6	200.8	80.7	126.7	91.4
福島市	98.6	197.0	77.4	117.6	89.7

資料：健康推進課

地区懇談会の開催状況

（１）開催の趣旨

地区懇談会は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉計画に地域の考えなどを反映するために行います。

市では、令和元年10月7日から12月18日まで、26地区25会場で実施し、各地区の代表者である町内会長や民生委員・児童委員、小中学校などの父母、地域の社会福祉施設、ボランティア団体など、地域の様々な方が集まって懇談会を開催しました。



【第3方部地区懇談会の様子】

（２）地区懇談会の流れ

地区懇談会は、全体で1時間30分、地域の方に座長をお願いして下記のような流れで進行了ました。

地域の方々から様々なご意見をいただきました。

①計画の概要説明
(地域福祉計画2016)



②市の中間評価の説明
(地域福祉計画2016)



③グループワーク
(次期計画策定に向けて)



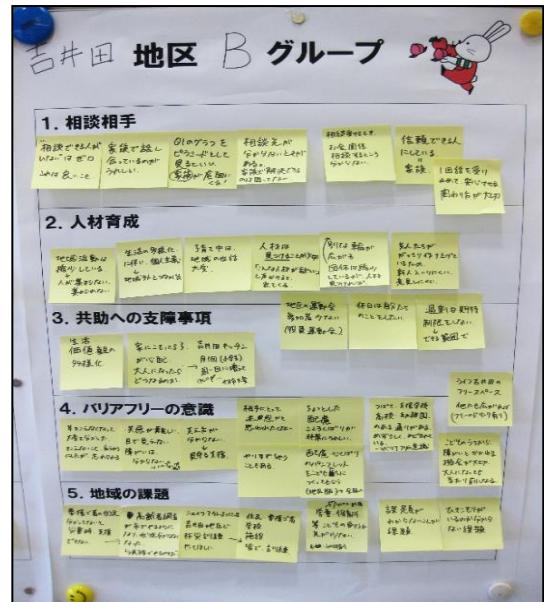
④グループワーク結果報告



⑤座長による総括



【吉井田地区懇談会の様子】



【地域の方からのご意見の例】

(3) 参加状況

開催日	開会時間	地区名	場所	対象者数	参加人数	出席率
10月7日	午前10時	飯野地区	飯野支所	26	17	65.4%
10月10日	午前10時	松川地区	松川支所	51	23	45.1%
10月15日	午前10時	吾妻地区	吾妻支所	49	35	71.4%
10月23日	午前10時	西地区	西支所	44	27	61.4%
10月28日	午後2時	渡利地区	渡利支所	32	20	62.5%
10月29日	午前10時	北信地区（瀬上）	北信支所	64	18	28.1%
10月29日	午後2時	北信地区（余目）	北信支所	66	31	47.0%
10月30日	午前10時	北信地区（鎌田）	北信支所	59	34	57.6%
11月1日	午後2時	大波地区	大波集会所	28	19	67.9%
11月6日	午後2時	吉井田地区	吉井田支所	47	37	78.7%
11月7日	午前10時	蓬萊地区	蓬萊学習センター	32	20	62.5%
11月11日	午前10時	信陵地区	信陵支所	43	19	44.2%
11月12日	午後2時	土湯温泉町地区	土湯温泉町支所	38	11	28.9%
11月15日	午前10時	清水地区	清水支所	41	38	92.7%
11月15日	午後7時	立子山地区	立子山支所	48	24	50.0%
11月19日	午前10時	第五地区	清明小学校	20	19	95.0%
11月20日	午前10時	信夫地区	信夫支所	60	40	66.7%
11月21日	午前10時	東部地区	東部支所	68	33	48.5%
11月21日	午後1時30分	第一地区	ウイズもとまち	20	15	75.0%
11月22日	午前10時	飯坂地区・茂庭地区	飯坂支所	84	49	58.3%
11月28日	午後2時	第六地区	三河台学習センター	74	45	60.8%
11月29日	午後1時	第三地区	松浪町町会会議室	29	27	93.1%
12月2日	午前10時	第二地区	保健福祉センター	52	19	36.5%
12月2日	午前10時	第四地区	保健福祉センター	31	16	51.6%
12月18日	午前10時	杉妻地区	杉妻支所	43	35	81.4%
合計				1,149	671	58.4%

①「相談ごと」についてのご意見

- ・民生委員や町内会役員が相談を受けた場合に、どこに繋いでよいか分からない
- ・家族や知人など知り合いがいない人を、どうしていけばよいか分からない

②「地域での見守り」についてのご意見

- ・地域で見守るためには情報が必要だが、どの世帯が見守りを必要としているかが分からない
- ・個人情報の問題があり、地域で連携が十分取れないことがある

③「交通手段」についてのご意見

- ・高齢化の進行で地域（特に、遠隔地）で交通手段が不足している
- ・ももりんシルバーパスポート※1などの制度もあるがバス停まで行けない距離に住んでいると困ってしまう

④「人材育成」についてのご意見

- ・子どもの頃からボランティア活動などの福祉的活動や、それぞれの地域で開催されている地域活動に参加することが重要
- ・障がいのある方や高齢者に関する教育について、子どもの頃から当たり前で接し、交流する機会が重要

⑤「バリアフリーの意識」についてのご意見

- ・困っている方を「助けたい」気持ちはあるがどの人にどんなことが出来るか分からない
- ・「助ける」以前に、困っているのか、困っていないのかが分からない

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

（1）アンケートの概要

福島市地域福祉計画2021策定に向け、地区懇談会のほか、地域やその地域に居住する住民の生活課題を的確に把握し、地域ごとの多様なニーズを計画に反映するため、市民アンケートや次世代向けアンケートを実施しました。

①市民アンケートの概要

- ・対象者数
市内在住者2,500人（地区、年齢別按分で対象者抽出）
- ・実施期間
令和元年10月18日～11月8日
- ・回答者数
1,108人（回答率 44.32%）

②次世代向けアンケート

- ・対象者数150人（福島大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学の生徒）
- ・回答者数
福島大学 46人 福島学院大学 20人 桜の聖母短期大学 44人
合計110人

（2）市民アンケートの結果概要

市民アンケートでの主なご意見や今後の課題は、次の通りです。

①「地域における支え合いの促進」に関するご意見

- ・ひとり暮らし世帯（認知症高齢者も含む）への施策の充実
- ・「互いに助け合える」ご近所づきあいをつくるのが大切
- ・祭りや運動会などの地域イベントの開催により、地域活動を活性化することが大切
- ・災害時の対応に関して、官民連携での取組みを充実することが大切
加えて、東日本大震災・福島原子力発電所の事故の経験を風化させないことも大切
- ・個々人の心身ともに健康であることが基本であることから、現在、取り組んでいる「健都ふくしま創造事業」に取り組むことが大切 など

②「誰にでもやさしいまちづくりの推進」に関するご意見

- ・学校などとの連携を含め、「心のバリアフリー」に関する事業の充実
- ・高齢者（ひとり暮らしや認知症高齢者を含む）の見守り体制の充実
- ・地域の交通手段の確保 など

③「包括的な相談体制とサービス提供体制の構築」に関するご意見

- ・支所や地域包括支援センターなどとの連携によるスムーズな相談体制の構築
- ・「相談できる人がいない方」への支援の充実
- ・市政だよりや回覧板による広報に加え、SNSなどを活用した情報発信の充実
- ・福島市社会福祉協議会やNPO法人との連携の充実 など

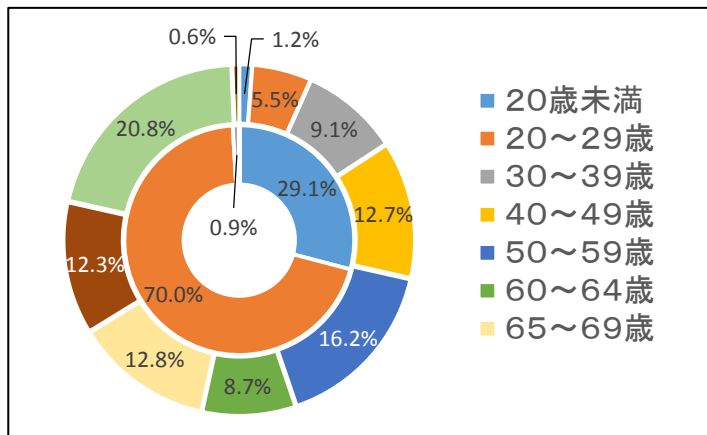
(3) アンケート内容

アンケートの内容は下記のとおりです。

円グラフの内側は次世代向け、外側は全世代向けのアンケート結果になります。

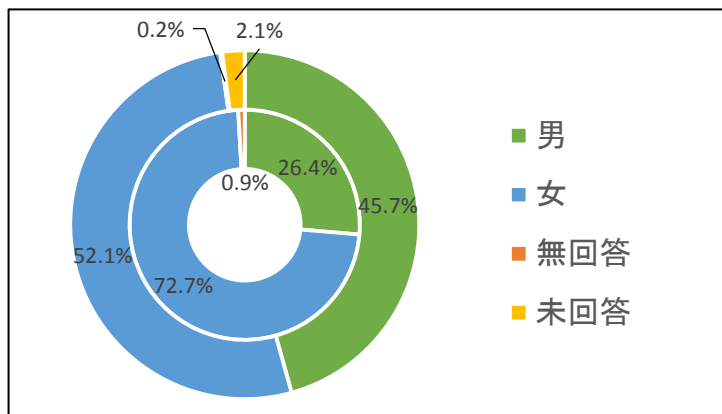
①年齢を教えてください。

	次世代	全階層
20歳未満	32	13
20～29歳	77	61
30～39歳	1	101
40～49歳	0	141
50～59歳	0	180
60～64歳	0	96
65～69歳	0	142
70～74歳	0	136
75歳以上	0	231
未回答	0	7
合計	110	1,108



②性別を教えてください。

	次世代	全階層
男	29	506
女	80	577
無回答	1	2
未回答	0	23
合計	110	1,108



③お住まいの地区を教えてください。

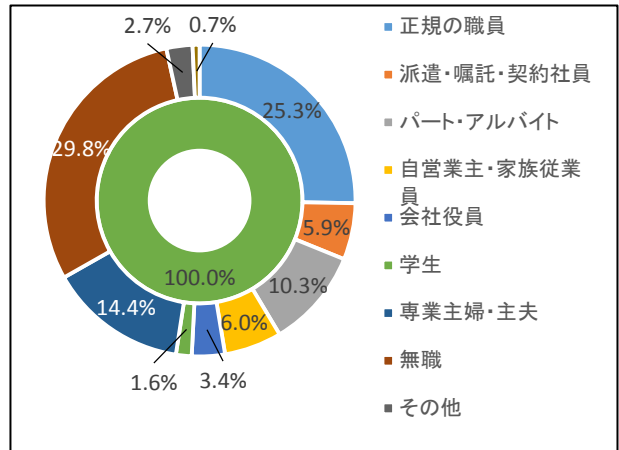
	回答者	地区別対象者	地区別回答率(%)
中央地区（旧市内）	146	328	44.5
渡利地区	67	138	48.6
杉妻地区	42	116	36.2
蓬萊地区	49	107	45.8
清水地区	113	287	39.4
東部・大波地区	56	111	50.5
北信地区	121	271	44.6
吉井田地区	51	116	44.0
西・土湯地区	35	85	41.2
信陵地区	75	130	57.7
立子山地区	9	28	32.1
飯坂・茂庭地区	73	185	39.5
松川地区	60	130	46.2
信夫地区	81	200	40.5
吾妻地区	77	203	37.9
飯野地区	35	65	53.8
未回答	18		
合計	1,108	2,500	

資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

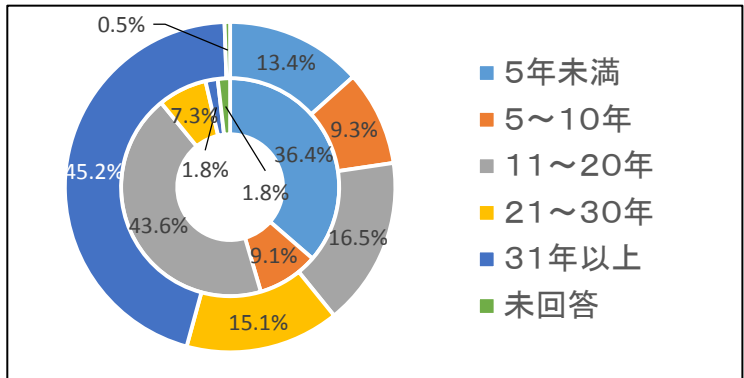
④職業を教えてください。（○は1つだけ）
※複数該当する方は、主に就業している職業のみ

	次世代	全階層
正規の職員	0	280
派遣・嘱託・契約社員	0	65
パート・アルバイト	0	114
自営業主・家族従業員	0	66
会社役員	0	38
学生	110	18
専業主婦・主夫	0	159
無職	0	330
その他	0	30
未回答	0	8
合計	110	1,108



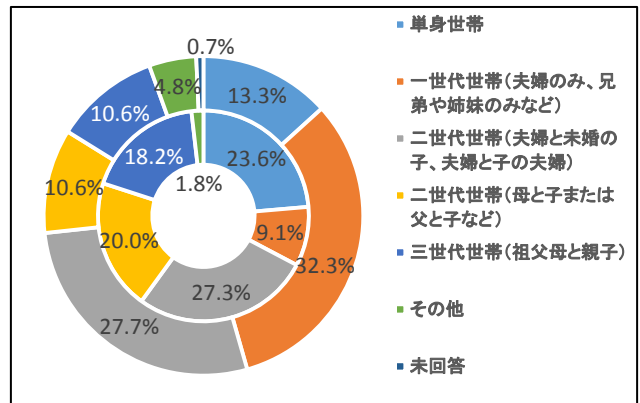
⑤現在、お住まいの地区には何年住んでいますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
5年未満	40	148
5～10年	10	103
11～20年	48	183
21～30年	8	167
31年以上	2	501
未回答	2	6
合計	110	1,108



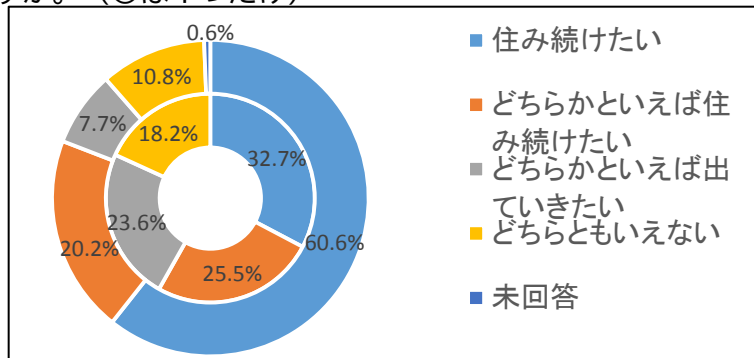
⑥世帯構成を教えてください。（○は1つだけ）

	次世代	全域
単身世帯	26	147
一世代世帯（夫婦のみ、兄弟や姉妹のみなど）	10	358
二世代会世帯（夫婦と未婚の子、夫婦と子の夫婦）	30	307
二世代会世帯（母と子または父と子など）	22	117
三世代会世帯（祖父母と親子）	20	118
その他	2	53
未回答	0	8
合計	110	1,108



⑦今後も現在の地区に住み続けたいですか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
住み続けたい	36	672
どちらかといえば住み続けたい	28	224
どちらかといえば出ていきたい	26	85
どちらともいえない	20	120
未回答	0	7
合計	110	1,108

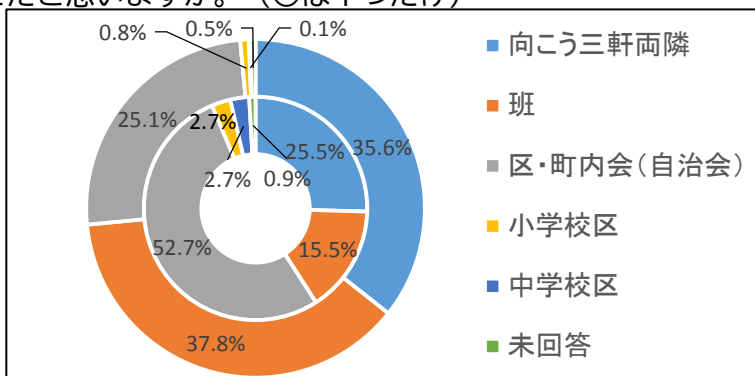


資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

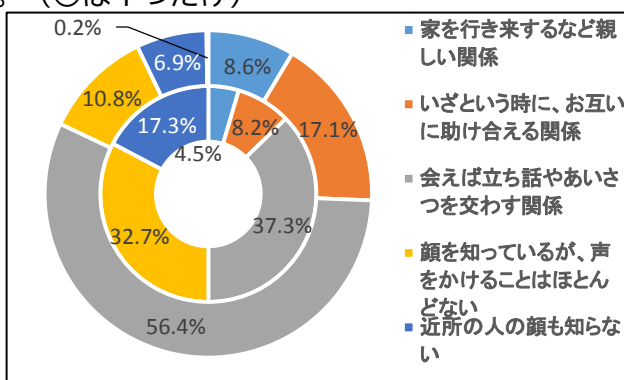
⑧「近所」とはどのような範囲のことだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
向こう三軒両隣	28	395
班	17	419
区・町内会（自治会）	58	278
小学校区	3	9
中学校区	3	1
未回答	1	6
合計	110	1,108



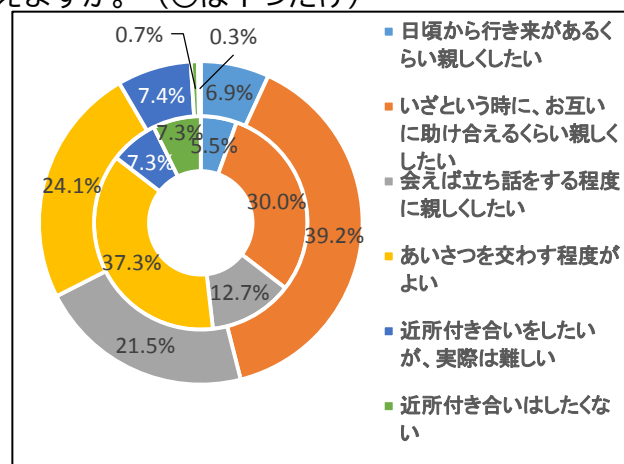
⑨近所の人とどの程度お付き合いがありますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
家を行き来するなど親しい関係	5	95
いざという時に、お互いに助け合える関係	9	189
会えば立ち話やあいさつを交わす関係	41	625
顔を知っているが、声をかけることはほとんどない	36	120
近所の人顔も知らない	19	77
未回答	0	2
合計	110	1,108



⑩今後の近所付き合いについて、どのように考えますか。（○は1つだけ）

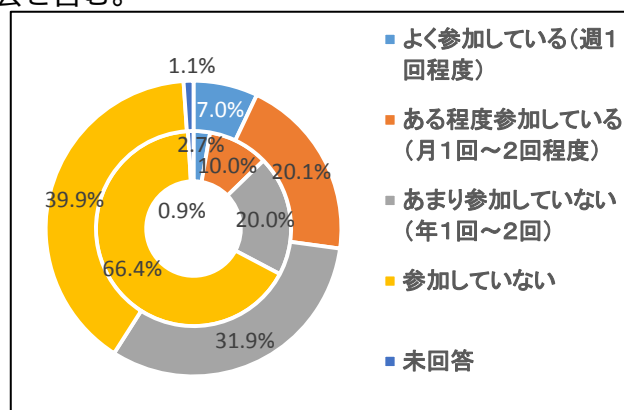
	次世代	全域
日頃から行き来があるくらい親しくしたい	6	76
いざという時に、お互いに助け合えるくらい親しくしたい	33	434
会えば立ち話をする程度に親しくしたい	14	238
あいさつを交わす程度がよい	41	267
近所付き合いをしたいが、実際は難しい	8	82
近所付き合いはしたくない	8	8
未回答	0	3
合計	110	1108



⑪現在、地域活動にどの程度参加していますか。（○は1つだけ）

※地域の方とふれ合う機会：サロンや趣味等の会を含む。

	次世代	全域
よく参加している（週1回程度）	3	78
ある程度参加している（月1回～2回程度）	11	223
あまり参加していない（年1回～2回）	22	353
参加していない	73	442
未回答	1	12
合計	110	1108



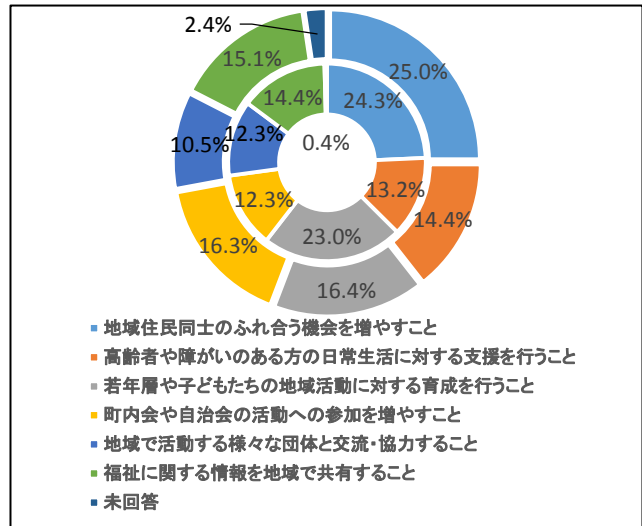
資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

資料編（市民アンケート）

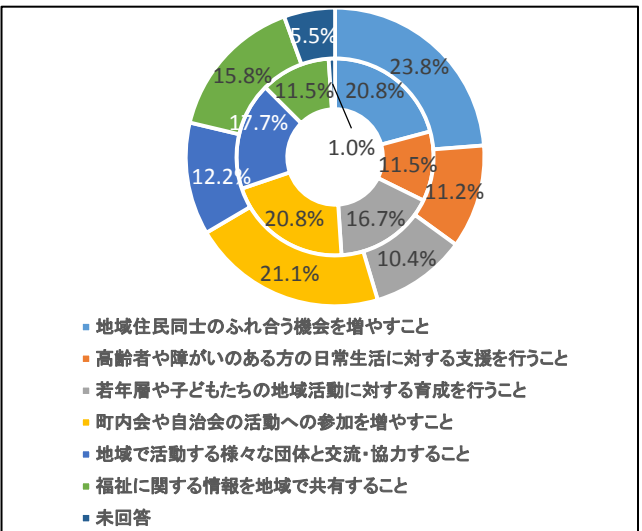
⑫地域住民同士が協力しながら地域づくりを進めるために、どのような取組みが必要 だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	全域
地域住民同士のふれ合う機会を増やすこと	59	550
高齢者や障がいのある方の日常生活に対する支援を行うこと	32	317
若年層や子どもたちの地域活動に対する育成を行うこと	56	360
町内会や自治会の活動への参加を増やすこと	30	358
地域で活動する様々な団体と交流・協力すること	30	230
福祉に関する情報を地域で共有すること	35	332
未回答	1	52
合計	243	2,199



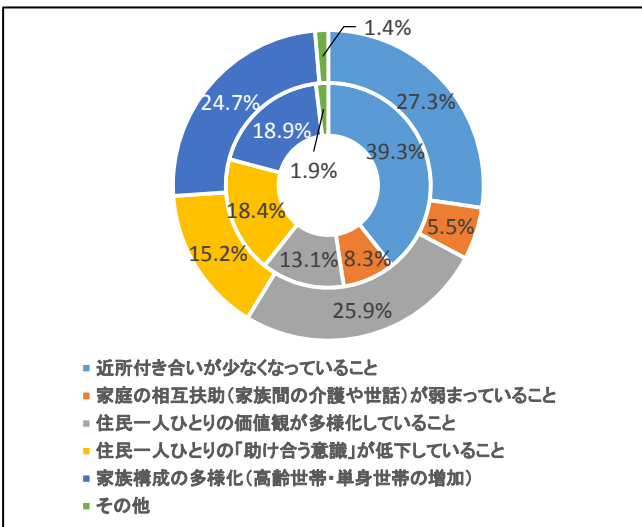
⑬地域住民同士が助け合う地域づくりを進めるために、あなたはどのようなことができますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	全域
地域住民同士のふれ合う機会を増やすこと	40	451
高齢者や障がいのある方の日常生活に対する支援を行うこと	22	213
若年層や子どもたちの地域活動に対する育成を行うこと	32	197
町内会や自治会の活動への参加を増やすこと	40	401
地域で活動する様々な団体と交流・協力すること	34	231
福祉に関する情報を地域で共有すること	22	299
未回答	2	105
合計	192	1,897



⑭地域住民同士が助け合える地域づくりの課題となることはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	全域
近所付き合いが少なくなっていること	81	620
家庭の相互扶助（家族間の介護や世話）が弱まっていること	17	124
住民一人ひとりの価値観が多様化していること	27	588
住民一人ひとりの「助け合う意識」が低下していること	38	345
家族構成の多様化（高齢世帯・単身世帯の増加）	39	561
その他	4	31
合計	206	2,269

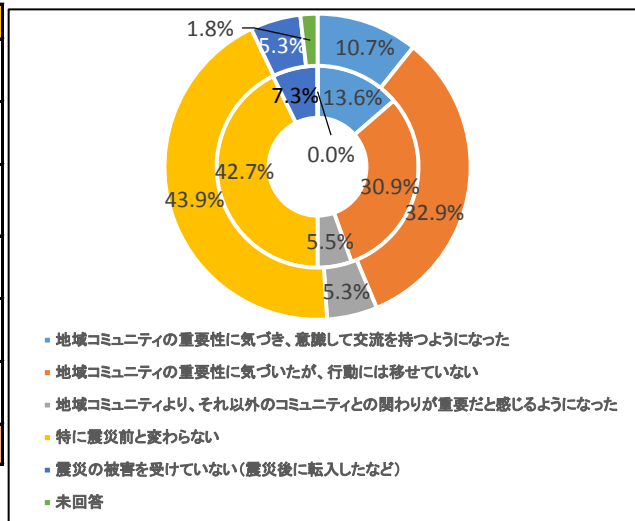


資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

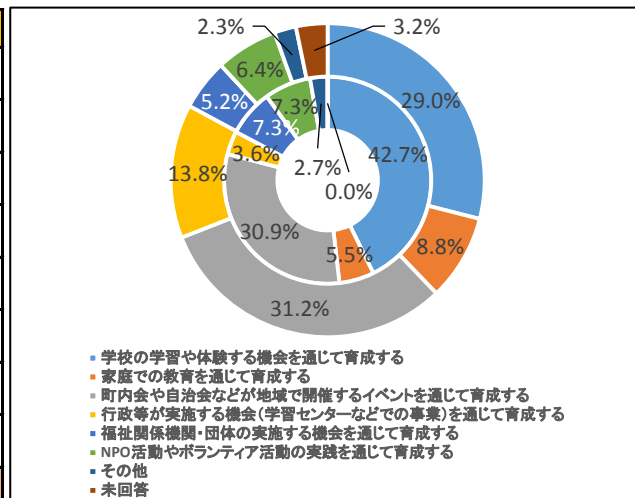
⑮東日本大震災を経験したことで日常の近所付き合いに対する考え方に変化はありましたか。
（○は1つだけ）

	次世代	全域
地域コミュニティの重要性に気づき、意識して交流を持つようになった	15	119
地域コミュニティの重要性に気づいたが、行動には移せていない	34	365
地域コミュニティより、それ以外のコミュニティとの関わりが重要だと感じるようになった	6	59
特に震災前と変わらない	47	486
震災の被害を受けていない（震災後に転入したなど）	8	59
未回答	0	20
合計	110	1,108



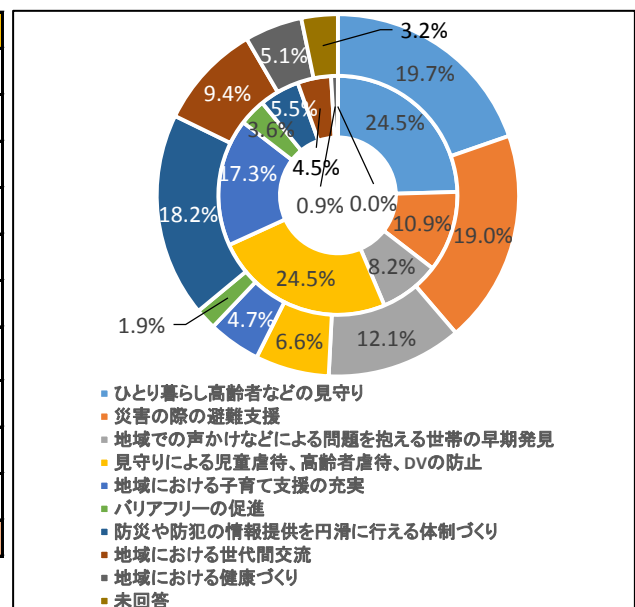
⑯地域活動に参加する人材を育てるにはどのようなことが有効だと思いますか。
（○は1つだけ）

	次世代	全域
学校の学習や体験する機会を通じて育成する	47	321
家庭での教育を通じて育成する	6	98
町内会や自治会などが地域で開催するイベントを通じて育成する	34	346
行政等が実施する機会（学習センターなどでの事業）を通じて育成する	4	153
福祉関係機関・団体の実施する機会を通じて育成する	8	58
NPO活動やボランティア活動の実践を通じて育成する	8	71
その他	3	25
未回答	0	36
合計	110	1,108



⑰地域住民と行政が積極的に連携することで改善が図れると思うのはどのようなことだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
ひとり暮らし高齢者などの見守り	27	218
災害の際の避難支援	12	211
地域での声かけなどによる問題を抱える世帯の早期発見	9	134
見守りによる児童虐待、高齢者虐待、DVの防止	27	73
地域における子育て支援の充実	19	52
バリアフリーの促進	4	21
防災や防犯の情報提供を円滑に行える体制づくり	6	202
地域における世代間交流	5	104
地域における健康づくり	1	57
未回答	0	36
合計	110	1,108



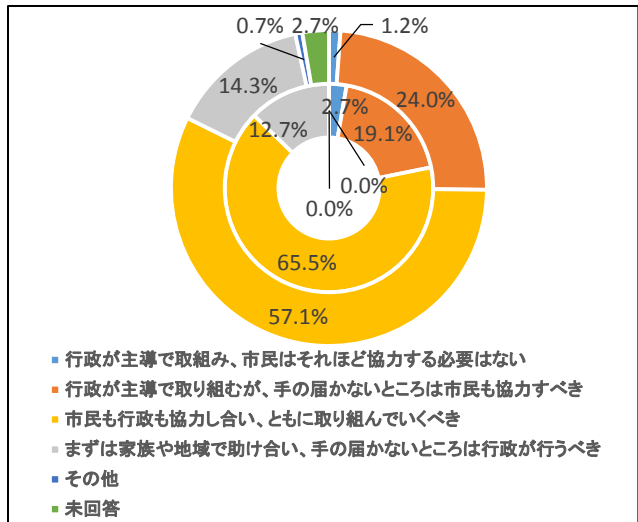
資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

資料編（市民アンケート）

⑱それぞれの地域で福祉活動を推進していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
行政が主導で取り組み、市民はそれほど協力する必要はない	3	13
行政が主導で取り組むが、手の届かないところは市民も協力すべき	21	266
市民も行政も協力し合い、ともに取り組んでいくべき	72	633
まずは家族や地域で助け合い、手の届かないところは行政が行うべき	14	158
その他	0	8
未回答	0	30
合計	110	1,108

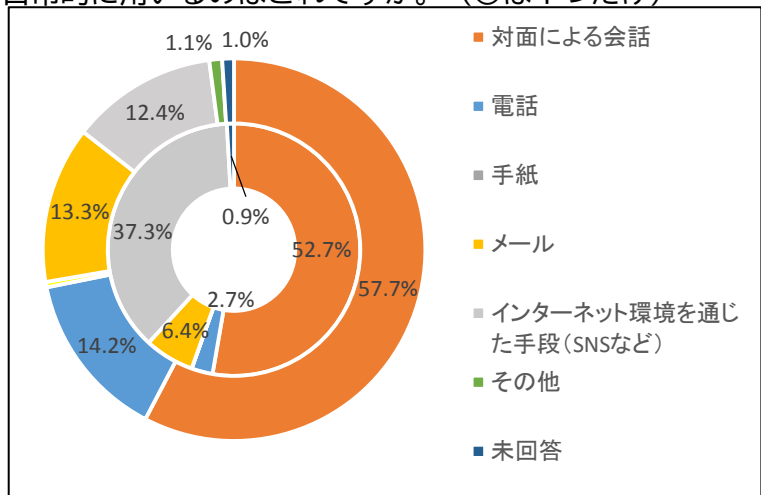


⑲これからの行政が福祉政策を進めるために、最も優先して取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
身近に相談できる窓口の充実	16	14.5%	363	32.8%
地域住民同士が助け合い、支え合うことができる仕組みづくり	31	28.2%	180	16.2%
地域福祉活動の中心を担う人材の育成・確保	10	9.1%	120	10.8%
地域福祉活動の拠点や環境づくり	9	8.2%	103	9.3%
地域福祉活動のネットワークづくり	11	10.0%	61	5.5%
福祉活動を行っているNPO法人やボランティア団体への資金面の支援	3	2.7%	39	3.5%
児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実	21	19.1%	63	5.7%
福祉に関する講習会や講演会などの開催	1	0.9%	25	2.3%
福祉に関する情報提供の充実	5	4.5%	82	7.4%
特に求めることはない	1	0.9%	28	2.5%
その他	2	1.8%	9	0.8%
未回答	0	0.0%	35	3.2%
合計	110	100.0%	1,108	100.0%

⑳人と交流するための手段として最も日常的に用いるのはどれですか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
対面による会話	58	639
電話	3	157
手紙	0	5
メール	7	147
インターネット環境を通じた手段（SNSなど）	41	137
その他	0	12
未回答	1	11
合計	110	1,108



資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

②福祉サービスに関する情報をどこで入手していますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
市政だよりなどの福島市の広報紙	32	15.0%	775	27.7%
福島市のホームページ	25	11.7%	169	6.1%
福祉関係機関・団体の広報紙やホームページ	9	4.2%	73	2.6%
インターネット情報（上記のホームページ以外）	32	15.0%	132	4.7%
行政機関の窓口（市役所や支所など）	3	1.4%	132	4.7%
福祉関係機関などの窓口 （地域包括支援センター、子育て支援センターなど）	2	0.9%	84	3.0%
福島市社会福祉協議会	4	1.9%	26	0.9%
民生委員・児童委員	0	0.0%	57	2.0%
介護ヘルパー、ケアマネージャー	3	1.4%	118	4.2%
かかりつけの病院、主治医	4	1.9%	113	4.0%
町内会、自治会の回覧板	19	8.9%	348	12.5%
新聞、雑誌、テレビ、ラジオ	26	12.1%	358	12.8%
家族、知人、友人	30	14.0%	243	8.7%
どこで入手してよいかわからない	13	6.1%	86	3.1%
今は情報を必要としていない	12	5.6%	69	2.5%
未回答	0	0.0%	10	0.4%
合計	214	100.0%	2,793	100.0%

②日常生活の困りごとを誰に相談していますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
同居している家族	56	30.8%	703	29.6%
同居していない家族	24	13.2%	358	15.1%
親戚	5	2.7%	177	7.4%
知人、友人、職場の人	73	40.1%	452	19.0%
近所の人、町内会の役員	0	0.0%	130	5.5%
行政機関の相談窓口（市役所や支所など）	1	0.5%	79	3.3%
福島市社会福祉協議会	1	0.5%	5	0.2%
福祉関係機関などの相談窓口 （地域包括支援センターや子育て支援センターなど）	0	0.0%	37	1.6%
民生委員・児童委員	0	0.0%	26	1.1%
介護ヘルパー、ケアマネージャー	0	0.0%	75	3.2%
かかりつけの病院、主治医	2	1.1%	125	5.3%
NPO法人	0	0.0%	1	0.0%
相談できる人がいない	2	1.1%	45	1.9%
今は困りごとがない	11	6.0%	131	5.5%
その他	7	3.8%	17	0.7%
未回答	0	0.0%	16	0.7%
合計	182	100.0%	2377	100.0%

資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

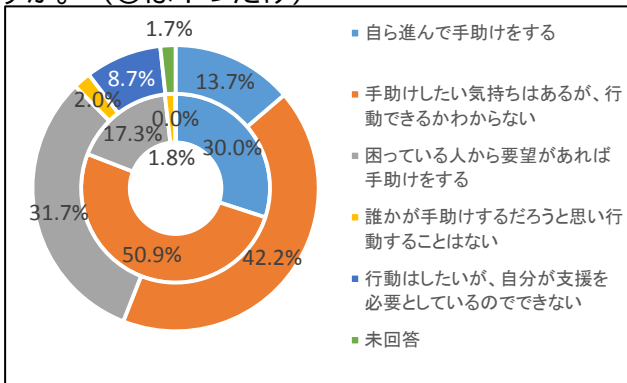
資料編（市民アンケート）

㉓ 次の公的相談窓口を知っていますか。（知っているものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
生活相談支援窓口	56	18.4%	375	16.6%
地域包括支援センター	56	18.4%	654	28.9%
権利擁護センター	7	2.3%	57	2.5%
ふくしま基幹相談支援センター	5	1.6%	25	1.1%
福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所	11	3.6%	110	4.9%
清心荘指定相談センター	4	1.3%	24	1.1%
相談支援センターひびき	9	3.0%	28	1.2%
こじか「子どもの家」発達支援センター	10	3.3%	72	3.2%
ふくしま虐待防止センター	22	7.2%	44	1.9%
子育て相談センター・えがお	21	6.9%	121	5.3%
地域子育て支援センター	26	8.5%	158	7.0%
こども発達支援センター	8	2.6%	56	2.5%
すこやかテレホン	13	4.3%	96	4.2%
家庭児童相談室	12	3.9%	98	4.3%
ひとり親家庭福祉貸付相談	3	1.0%	25	1.1%
保護者相談窓口	9	3.0%	20	0.9%
保育士相談窓口	10	3.3%	14	0.6%
保育人材バンク	13	4.3%	21	0.9%
未回答	10	3.3%	264	11.7%
合計	305	100.0%	2262	100.0%

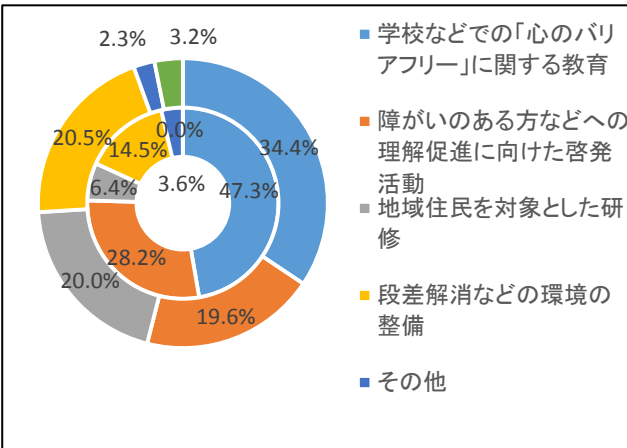
㉔ 高齢者や障がいのある方、小さな子どもをもつ親などの支援が必要な方が日常生活で困っているとき、手助けなどの行動をとれますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
自ら進んで手助けをする	33	152
手助けしたい気持ちはあるが、行動できるかわからない	56	468
困っている人から要望があれば手助けをする	19	351
誰かが手助けするだろうと思い行動することはない	2	22
行動はしたいが、自分が支援を必要としているのでできない	0	96
未回答	0	19
合計	110	1,108



㉕ 「誰にでもやさしいまちづくり」を進めるために効果的な取組みはどれだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
学校などでの「心のバリアフリー」に関する教育	52	381
障がいのある方などへの理解促進に向けた啓発活動	31	217
地域住民を対象とした研修	7	222
段差解消などの環境の整備	16	227
その他	4	26
未回答	0	35
合計	110	1,108



資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

②お住まいの地域で抱えている地域課題はありますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
居場所づくり（高齢者、障がい者、子ども）	24	8.0%	181	6.1%
高齢者世帯の安否確認や見守り	35	11.6%	324	11.0%
災害が発生した際の安否確認や避難誘導	31	10.3%	427	14.4%
障がい者が地域で自立して生活するための支援	10	3.3%	90	3.0%
障がい者に対する地域の理解、交流の促進	13	4.3%	105	3.6%
健康寿命を延ばすための健康づくりへの取り組み	6	2.0%	164	5.5%
働きながら子どもを育てることができる環境の整備	26	8.6%	212	7.2%
子どもの教育や将来のことを相談できる環境の整備	15	5.0%	101	3.4%
高齢者、障がい者、子どもへの虐待を防止する取り組み	13	4.3%	84	2.8%
孤独死の防止	19	6.3%	169	5.7%
ひきこもり問題への支援	13	4.3%	113	3.8%
犯罪や非行の防止	11	3.7%	83	2.8%
仕事に就けない人への就労支援	8	2.7%	108	3.7%
生活困窮世帯への支援	13	4.3%	87	2.9%
認知症高齢者への支援	14	4.7%	186	6.3%
買い物や通院の際の交通手段の不足	24	8.0%	272	9.2%
その他	7	2.3%	70	2.4%
特に課題となっていることはない	18	6.0%	161	5.4%
未回答	1	0.3%	20	0.7%
合計	301	100.0%	2957	100.0%

③健康で充実した生活を営むために必要だと思うことはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
適度な運動習慣	90	16.7%	902	17.5%
適切な食事習慣（回数・栄養）	77	14.3%	777	15.0%
家族との日常的な関わり	70	13.0%	591	11.4%
友人との関わり	71	13.1%	521	10.1%
充実した趣味や余暇	69	12.8%	689	13.3%
地域活動を通じた社会参加	33	6.1%	317	6.1%
仕事を通じた社会参加	23	4.3%	204	4.0%
行政の支援や積極的な関わり	21	3.9%	232	4.5%
医療環境の充実	53	9.8%	485	9.4%
介護サービスの充実	30	5.6%	399	7.7%
その他	2	0.4%	26	0.5%
未回答	1	0.2%	20	0.4%
合計	540	100.0%	5163	100.0%

資料編

市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

⑳ 次の福祉制度や事業を知っていますか。（知っているものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
民生委員・児童委員制度	843	19.3%	52	8.8%
地域サロン活動支援事業	160	3.7%	19	3.2%
福島市社会福祉基金運用事業	168	3.9%	7	1.2%
生活保護制度	805	18.5%	77	13.0%
生活困窮者自立相談支援事業	104	2.4%	35	5.9%
生活困窮者住居確保給付金	48	1.1%	12	2.0%
子どもの学習・生活支援事業（こどもサポート未来塾）	146	3.3%	27	4.5%
家計改善支援事業	6	0.1%	5	0.8%
いきいきももりん体操	303	7.0%	22	3.7%
福島市暮らしの中の支え合いお宝発表会	5	0.1%	4	0.7%
認知症カフェ	141	3.2%	40	6.7%
認知症サポーター養成講座	179	4.1%	26	4.4%
認知症高齢者QRコード活用見守り事業	65	1.5%	9	1.5%
認知症初期集中支援チーム	33	0.8%	5	0.8%
認知症ガイドブック（認知症ケアパス）	72	1.7%	18	3.0%
ふくふくオレンジフェスタ	35	0.8%	31	5.2%
認知症高齢者徘徊模擬訓練	39	0.9%	4	0.7%
介護マーク	104	2.4%	23	3.9%
在宅医療介護連携推進事業	68	1.6%	13	2.2%
成年後見制度	355	8.1%	37	6.2%
いきいき！ふくしマーケット	68	1.6%	4	0.7%
ヘルプマーク	126	2.9%	29	4.9%
福島市手話出前講座	54	1.2%	10	1.7%
産後ケア事業	53	1.2%	16	2.7%
ファミリーサポート事業	172	3.9%	30	5.1%
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	56	1.3%	11	1.9%
保育士等奨学資金貸付事業	47	1.1%	23	3.9%
未回答	104	2.4%	5	0.8%
合計	4,359	100.0%	594	100.0%

地域福祉計画2021策定までの経過

年	開催日など	内容
令和元年	6月6日	第1回策定委員会 策定方針等
	6月24日	第1回幹事会 策定方針等
	8月6日	第1回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 策定方針、市民アンケート、地区懇談会等
		第2回幹事会(書面) 市民アンケート、地区懇談会等
	10月18日～ 11月8日	市民アンケートの実施 対象者：市内在住者2,500人(地区、年齢別按分で対象者抽出) 回答者：1,108人(回答率44.32%)
	10月7日～ 12月18日	地区懇談会の開催 地区協議会を単位として地区ごとに開催 計25回(一部合同開催) 参加者671名
	12月～ 令和2年1月	次世代向けアンケートの実施 対象者150名 回答者110名(回答率73.3%) 福島大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学に協力依頼
令和2年	2月19日	第3回幹事会 市民アンケートと地区懇談会の結果等
	2月26日	第2回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 市民アンケートと地区懇談会の結果等
	5月27日・29日	市長・副市長協議 骨子案提示、方向性の確認
	6月1日	第4回幹事会(書面) 骨子案提示、方向性の確認
	6月19日	第3回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 骨子案提示、方向性の確認
	8月28日	第4回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 素案の案の提示
	9月29日	第5回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 素案の提示
	10月13日	第5回幹事会 素案の提示
	10月14日・15日	市長・副市長協議 素案の提示、パブリックコメント実施の報告
11月24日	正副議長、正副委員長説明、全議員への資料配布	

資料編

地域福祉計画2021策定までの経過

令和 2年	11月26日～ 12月25日	パブリックコメント実施
令和 3年	1月29日	第6回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 原案の提示
	2月5日	第6回幹事会 原案決定
	2月9日・10日	市長・副市長協議 計画決定
	2月18日	第2回策定委員会（庁議） 計画決定の報告
	2月25日	第2回市社会福祉審議会 計画決定の報告
	3月18日	市議会文教福祉常任委員協議会報告

資料編（計画策定経過）

関係要綱

(1) 福島市地域福祉計画2021策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく福島市地域福祉計画2021（以下「地域福祉計画」という。）の策定について必要な事項を定める。

(地域福祉計画の内容)

第2条 地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する次に掲げる事項を一体的に定める。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(計画期間)

第3条 地域福祉計画の計画期間は、2021年度から2025年度までとする。

(地域福祉計画策定組織の設置)

第4条 地域福祉計画策定に関する庁内組織として、福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会を置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉計画の策定に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

(2) 福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市地域福祉計画2021策定要綱第4条に規定する福島市地域福祉計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 福島市地域福祉計画2021の策定に関する事項
- (2) 庁内意見の調整に関する事項
- (3) 福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会との連絡調整に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、紺野副市長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、山本副市長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の意見集約を補佐するために幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に健康福祉部次長、副幹事長に保健所副所長をもって充てる。

4 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長が必要と認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

・副市長	・政策調整部長	・医療政策監兼保健所長
・水道事業管理者	・総務部長兼危機管理監	・こども未来部長
・教育長	・財務部長	・建設部長
	・商工観光部長	・都市政策部長
	・農政部長	・教育部長
	・市民・文化スポーツ部長	・消防長
	・環境部長	・水道局長

別表2（第6条関係）

政策調整部	政策調整課長	広聴広報課長	地域協働課	
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進室次長			
総務部	男女共同参画センター長	危機管理室次長		
財務部	財政課長			
商工観光部	産業雇用政策課			
農政部	農業企画課長			
市民・文化スポーツ部	生活課長			
健康福祉部	健康福祉部次長	保健所副所長	地域福祉課長	生活福祉課長
	障がい福祉課長	長寿福祉課長	保健所総務課長	
	保健所衛生課長	保健所健康推進課長	保健所放射線健康管理課長	
こども未来部	こども政策課長	こども家庭課	幼稚園・保育課長	
建設部	路政課			
都市政策部	交通政策課長	住宅政策課		
教育委員会	教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長	
消防本部	予防課長			
水道局	水道総務課長			

社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧

(敬称略)

	団体名等	役職名	氏名
1	学校法人 福島学院大学	福祉学部教授	えんどう としみ 遠藤 寿海
2	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	事務局長兼総務課長	よこやま たくや 横山 卓也
3	福島市町内会連合会	副会長	さとう ひでお 佐藤 秀雄
4	福島市民生児童委員協議会	会長	はねた ともこ 羽田 トモ子
5	福島市民生児童委員協議会	主任児童委員連絡会会長	こせき くみこ 古関 久美子
6	福島市手をつなぐ親の会	会長	こうの ゆみこ 河野 由美子
7	福島県保育協議会県北支部	支部長	あんざい せつこ 安齋 節子
8	福島市ボランティア連絡協議会	会長	あんざい せいじ 安齋 精児
9	福島市地域包括支援センター連絡協議会		あらき たけお 荒木 健夫
10	福島市健康づくり推進協議会		せきね えみこ 関根 恵美子
11	一般公募		たけだ みえこ 武田 美恵子

用語解説（50音順）

用語	内容
あんしんサポート事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより日常生活上の判断に不安のある方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。福島県社会福祉協議会の委託により福島市社会福祉協議会で実施。
いきいきももりん体操	いすに腰かけたり、いすの背につかまったりして、準備体操（さびつき防止体操）とストレッチ体操（ほぐし体操）、筋力アップ体操の3つの運動を30分くらい行う体操。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳や要約筆記の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図る事業。手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣を行うとともに、障がい福祉課に手話通訳者を配置し、障がいのある方への意思疎通支援を行う。また、「市政広報テレビ5分番組」では手話通訳の同時放映を行う。
ALT	児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションを取ったり、外国の文化や習慣を学んだりするための授業を支援する外国人語学講師。
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。
お口のももりん体操	のどのマッサージや舌の運動などを行い、美味しく食べたり、楽しく話したりするためのお口の健康を保つ体操。
オレンジプラン推進事業	国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、周囲の人も、安心して、自分らしく暮らし続けることができるまちの実現をめざすため、福島市認知症施策（福島市オレンジプラン）を策定。
オレンジリボン運動	NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担っている児童虐待防止の広報啓発活動。
家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、情報提供や専門的助言を行い、早期の生活再生を支援する。
帰国・外国出身児童・生徒へのサポーター派遣事業	市内の公立小中学校に在籍し、日本語理解の不十分な児童・生徒を支援するため、（公財）福島県国際交流協会の協力のもと、福島市教育委員会と共催で学校へ日本語指導サポーターを派遣する事業。
健都ふくしま創造事業	市民の健康寿命延伸のため、市民総ぐるみの健康づくりを推進する取り組みです。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。
合理的な配慮	障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）を行うこと。

用語	内容
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談支援を行う総合窓口です。保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士・保育士などが相談に応じたり、関係機関と連携して必要なサービスを紹介するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。
子ども医療費助成事業	18歳までのお子さんが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による療養費定額負担金を助成する制度。
子ども子育て新ステージ2020推進事業	生まれる前からおおむね18歳までの子どもとその保護者、地域社会を構成するすべての人を対象とし、子どものえがお条例（仮称）の制定や子育て世代包括支援センター事業、待機児童対策推進パッケージなど、子ども・子育て支援の総合的な取り組みを推進するための計画。
子ども食堂	子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。孤食の解決、子どもと大人たちの繋がりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として活用されている。
子どものえがお条例（仮称）	地域社会全体で子育てを支援する機運を高め、日本一の子育て環境づくりを目指すため、条例を制定する。
子どもの学習・生活支援事業	経済的に困窮した世帯を対象に、子どもへの学習支援、養育や進学等の保護への助言を行う。
こども110番ひなんの家	1990年代頃より子供を狙った犯罪が増えてきたことを受けて、警察や地方公共団体によって設置・推進が進められており、主に通学路にある商店が地域活動の一環として行っている場合が多いが、民家はその役割を行なっている場合もある。
サロン活動	地域を拠点として、当事者である高齢者と、地域住民（ボランティア）とが一緒に企画・運営していく楽しい仲間づくりの場。補助事業として、サロン立ち上げのための市の「地域サロン活動支援事業」、サロン運営のための福島市社会福祉協議会の「ふれあいいきいきサロン事業」等がある。
市民活動活性化支援事業	自主的・自発的に社会貢献活動を行う市民活動団体に対して、資金面で支援することにより、市民活動の更なる活性化を図り、共創によるまちづくりの推進に資することを目標とした事業。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
住居確保給付金	離職などにより又は休業などの個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少し離職等と同程度の状況で住居を失った方、または住居を失うおそれのある方で、受給要件を満たした方に対し、就職活動をおこなうことを条件に一定期間家賃相当額を支給する。

用語	内容
重層的支援体制の整備	既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として創設。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業で包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関の円滑な連携のもとで支援できるようにすること。自ら支援につながる人が難しい人の場合はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を、社会との関係性が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を実施する。また、地域づくり事業を通して住民同士の支え合う関係性を育み、他事業と関連して社会的孤立の発生や深刻化を予防する。
小規模法人ネットワーク化協働推進事業	少子高齢化や核家族化の進行、人口減少など、社会環境などの変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、小規模な社会福祉法人などが、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、こうしたニーズに対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築する事業。
小地域ネットワーク活動	住民の顔が見える日常生活圏などの小地域を単位として地域で支援を必要とする人に対し、地域住民が主体となって、民生委員・児童委員や保健・福祉・医療の関係者と協働して進める、見守り活動及び支援活動。
自立相談支援事業	生活困窮者に対する自立に向けた相談、支援を行う事業。住居確保給付金、就労訓練、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を行う。
成年後見制度	認知症、知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度（財産の管理や各種契約など）。
生活習慣病	糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。かつて加齢によって発症すると考えられたために成人病と呼ばれたが、1980年代から若者の発症が目立つようになり、その後の調査で生活習慣が深く関与していることが判明してきたため、1997年頃から予防できるという認識を醸成することを目的として呼び方が変更になった。
待機児童対策推進パッケージ	待機児童の早期解消に努めるため、保育の受け皿の拡大として施設整備による利用定員の拡大、既存施設での受け入れ拡大、保育士の確保として保育士の処遇改善、労働環境の改善、就労支援を行うもの。
ダブルケア問題	育児と介護の同時進行の状況のこと。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化や晩婚・晩産化におけるケアの複合化・多重化の問題。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省多文化共生の推進に関する報告書より）。
地域介護予防活動支援事業	高齢者の通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを目指すため、「福島師介護予防体操」を中心に地域の身近な場所で住民主体となって運営する通いの場で介護予防を行う「地域づくりによる介護予防事業」を推進するための事業のこと。
地域協議会 (P52 ⑦地域の移動手段の確保)	各地区において、地域交通の維持・利便性等を検討するための協議会。

用語	内容
地域協議会 (P81 ㊸地域包括ケアシステム構築の推進)	地域住民が地域の福祉課題を考え、住民同士で話し合いながらお互いに行えることを実践することにより、住民の支え合い活動や生活支援サービスの活性化を図る。
地域ケア会議	多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメント（介護が必要な利用者の多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメント（介護が必要な利用者のニーズと福祉・医療などのサービスをつなぐこと）の質の向上を図り、また、個別ケースの課題分析などの積み重ねにより、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画の反映などの政策形成につなげる、地域包括ケアシステムの実現に向けた手段。
地域ささえ合いネットワーク	町内会など（サロン）を単位に見守りネットワークを構築し、地域の中で見守りを要する高齢者世帯を訪問するなどの見守り活動を実施する事業。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供するしくみ。
地域包括支援センター	高齢期を安心して暮らし続けられるよう、福島市が設置した高齢者の総合相談窓口。介護や福祉、生活の相談をはじめ地域の支え合い活動などの相談を社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携して支援する。
地域見守りネットワーク事業	市内の団体、事業者などに、本来の業務に支障のない範囲で日常の活動の中での見守り活動をしていただき住民の異変の早期発見、早期対応に向けた連絡体制をつくる事業。
小さな交通	福島市地域公共交通網形成計画に基づき幹線軸や広域路線のバス停から遠いエリアや、本数が少ない路線沿線、将来的にバス路線の維持が困難なエリアなどにおける交通手段の確保の制度・仕組みを構築する施策。
中学生ドリームアップ事業	福島市教育委員会がすすめる事業で、中学2年生での『職場体験活動』を中心に、1年生での『職業について学ぶ活動』、3年生では1、2年生での学習を生かした『進路に向けた学習』など、各学校で3年間を見通した活動を展開する。
中心市街地活性化支援バス社会実験	市の中心市街地の活性化を目的としてバスの運行を試験的に行うもの。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、専門員や地域住民が互いに交流したり、情報交換を行うカフェ。相談や息抜きを行うことで、参加者の気持ちが楽になるような場となっている。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。自分自身の問題と認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることも自分のできる範囲での支援であり、サポーターとしての活動。
認認介護	老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していること。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。被害予想地図を利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。

用語	内容
8050問題	中高年（50代）となった引きこもりの子どもを養う親が高齢化（80代）し、介護や生活困窮を同時に抱えて孤立して行き詰る問題。
バリアフリー推進パートナー	バリアフリーの推進に関する市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと。
バリアフリー推進パッケージ	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にバリアフリーニーズを掘り起こしながら、地域や施設のバリアフリーを推進するバリアフリーマスタープランと連携し、官民一体でハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指す。また、この行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことを目標として市が取り組む事業のこと。
バリアフリーマスタープラン	旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。
BBS会	法務省所管の更生保護制度における民間協力者（更生保護ボランティア）の一つ。「犯罪や非行のない明るい社会の実現」を理念に掲げ、「非行を初め社会適応に悩む多くの青少年少女」を対象とした「ともだち活動」などを行う。
標準化死亡比（SMR）	年齢構成の違いを取り除き、死亡率を比較するための指標。
フードバンク	包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。
ファミリーサポート事業	「お子さんを預かってほしいかた」と「お子さんを預かることができるかた」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、地域が主体となっておこなう子育て支援の有償ボランティア活動。
福祉避難所	災害時などに一般の指定避難所での生活が困難な災害時要援護者を受け入れるため、耐震・耐火構造及びバリアフリー化などに対応し特別な準備(物資、機材、介助など)がされている避難所。福島市保健福祉センターほか3箇所を拠点的な福祉避難所としているほか、災害の状況に応じて順次開設される二次的福祉避難所がある。
ふくしまし健康づくりプラン	「やすらぎと潤いのあるまちで生涯にわたって健康で安心して暮らす」ことを目指して策定された（2018年から5年間）。栄養・食生活やたばこ、歯・口腔など、17の推進項目を設け、「重点推進項目」、「継続推進項目」を設定し、項目ごとに具体的な取り組みと目標を掲げ、市民一人ひとり・学校・職場・地域社会・行政などの連携・協働により、市民の皆さんと共に生涯にわたる健康づくりを推進する。
福島市権利擁護センター	認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどにより判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域における権利擁護体制の充実を図るため設置された相談支援機関。
福島市自殺対策ネットワーク会議	地域における自殺対策を総合的に推進するため設置された。関係機関や団体等との緊密な連携や、地域におけるネットワークの強化を図る。
福島市社会福祉協議会のボランティアセンター	市民の一人でも多くの方がボランティア活動に参加していただき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉社会がつかれるように、ボランティア活動に関する各種事業を行っている。

用語	内容
福島市地域公共交通網形成計画	市のまちづくりと連携した公共交通の基本的な方針と施策体系となるもの。
ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業	小学校と地域が一体となり、子どもや地域の実態、要望に即した豊かな福島市の歴史、文化、伝統、自然、人材などにふれる創造的な教育活動を行う。
ふれあいいきいきサロン	地域を拠点として当事者である高齢者と、地域住民（ボランティア）とが一緒に企画をし、内容を決め、運営していく楽しい仲間づくりの場。また、高齢者とその家族の生活の両方を支援する。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
保護司	法務省所管の地方支分部局であり、各都道府県庁所在地におかれた保護観察所の長の指揮下に職務を行う。身分は国家公務員（人事院指令14-3で指定された非常勤国家公務員）。俸給は支払われないためボランティアとなる。主に犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動を行う。
ボッチャ	イタリア語で木のボール、ボウリングのボールという意味。白のジャックボールに自チームボール（赤か青）を近づけるターゲットゲーム。パラリンピックには電動車いす利用者など脳性麻痺を中心とした重度障害者が参加しているが、誰にでも楽しめるスポーツ。
無料低額診療事業	社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業。
無料低額老健施設利用事業	社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者に対して無料又は定額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症状が一度に出ている状態。日本語に訳すと代謝症候群、単にメタボとも言われる。
ももりんシルバーパスポート	路線バス等高齢者利用促進事業により75歳以上の高齢者に交付される市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃が無料となるカード。
ユニバーサルデザイン	施設や製品等について、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。
路線バス等高齢者利用促進事業	高齢者の積極的な社会参加支援と公共交通の利用促進を図るため、75歳以上の高齢者を対象に市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃無料化を実施。
老老介護	65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

福島市地域福祉計画2021

令和3年2月発行

福島市健康福祉部地域福祉課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話 024-525-3760 (直通)
Fax 024-535-7970
E-mail tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp

